



みらいエコ住宅
2026事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

2026年6月12日版

みらいエコ住宅2026事業事務局



ホームページ

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口



0570-081-789

(IP電話等からのお問い合わせ先)

03-6629-1646

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝含む)

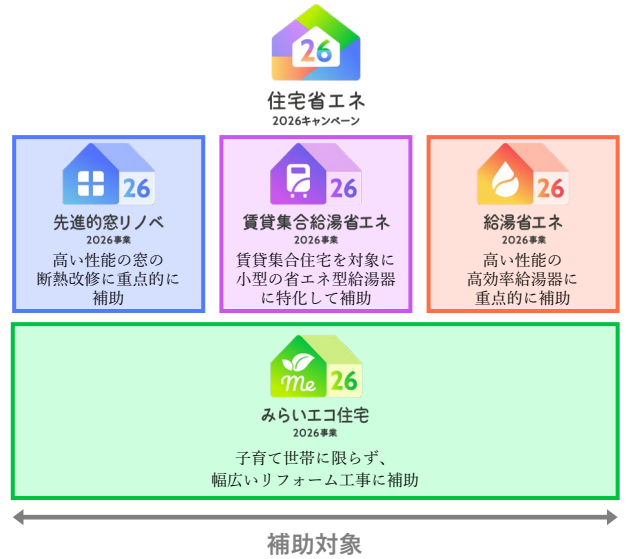
※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

住宅省エネ2026キャンペーンについて

「住宅省エネ2026キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。(例：外窓、高効率給湯器等)

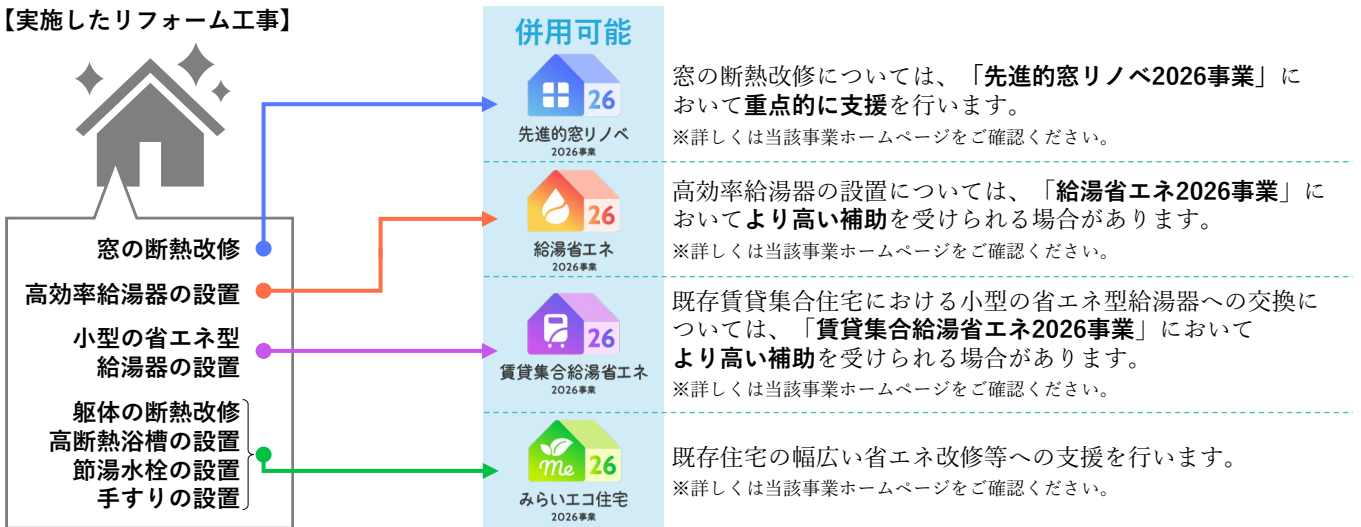
※ワンストップ申請については、詳細決定後、公表します。



各補助事業の併用について

みらいエコ住宅2026事業と先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業(以下、「構成事業」という)は、対象建材・設備の性能等に応じて、補助対象が重複しなければ併用することができます。(同一の工事請負契約および工期でも可)

【実施したリフォーム工事】



【各構成事業を併用した際のみらいエコ住宅2026事業での取り扱いについて】

みらいエコ住宅2026事業のリフォームは、平成28年以前に新築された住宅*1に要件化工事*2を実施する必要があります。ただし、以下の構成事業については、次のように取り扱います。

- ◆先進的窓リノベ2026事業 : 先進的窓リノベ2026事業にて補助を受ける工事をみらいエコ住宅2026事業における要件化工事として申請することが可能です。
- ◆給湯省エネ2026事業/賃貸集合給湯省エネ2026事業 : 要件化工事における特定エコ住宅設備*2の設置を行ったものとして取り扱います

*1 平成28年12月31日以前に新築されたことが「建物の不動産登記全部事項証明書」により確認できる住宅をいいます。

*2 詳細は、みらいエコ住宅2026事業(リフォーム)の交付申請の手引きを参照ください。

併用する補助対象工事における各構成事業の補助額例

《併用における注意点》

- ◆同一箇所の工事、同一の設置工事において、各事業に重複して申請することはできません。
(異なる箇所・設置工事をそれぞれ交付申請することは可)
- ◆補助を受けるための要件については、各構成事業のホームページや「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」等をご確認ください。

【開口部の改修】

工事内容	Me 26 先進的窓リノベ 2026事業			Me 26 みらいエコ住宅 2026事業		
	機能			機能		
ガラス交換	断熱等 (P/S/A)	特大(G)	41,000～86,000円	断熱等 (B～E/Y/Z) 防音性 防炎性 防犯性 のいずれか	13,200～27,000円	製品の性能と 既存サッシの 組み合わせにより 補助額が変わります
		大(L)	27,000～57,000円			
		中(M)	18,000～35,000円			
		小(S)	5,000～12,000円			
内窓設置	断熱等 (P/S)	特大(G)	76,000～152,000円	断熱等 (A～E/Y/Z) 防音性 のいずれか	15,000～42,000円	製品の性能により 補助額が変わります
		大(L)	52,000～98,000円			
		中(M)	34,000～64,000円			
		小(S)	22,000～40,000円			
外窓交換	断熱等 (P/S/A)	特大(G)	86,000～302,000円	断熱等 (B～E/Y/Z) 防音性 防炎性 防犯性 のいずれか	30,000～63,000円	製品の性能により 補助額が変わります
		大(L)	63,000～229,000円			
		中(M)	48,000～156,000円			
		小(S)	29,000～92,000円			
ドア交換 *1	断熱等 (P/S/A)	特大(G)	86,000～302,000円	断熱等 (B～E/Y/Z) 防音性 防炎性 防犯性 のいずれか	41,000～63,600円	製品の性能により 補助額が変わります
		大(L)	63,000～229,000円			
		中(M)	48,000～156,000円			
		小(S)	29,000～92,000円			

*1 先進的窓リノベ2026事業とみらいエコ住宅2026事業では、ドア交換で設定されているサイズが異なります。
詳細は各構成事業の手引きをご確認ください。

【高効率給湯器の設置 / 小型の省エネ型給湯器への交換*2】

設置機器	Me 26 給湯省エネ*3 2026事業	Me 26 賃貸集合給湯省エネ*4 2026事業	Me 26 みらいエコ住宅 2026事業
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	70,000円/100,000円	—	45,000円
電気ヒートポンプ ・ガス瞬間式併用型 給湯機 (ハイブリッド給湯機)	100,000円/120,000円		45,000円
家庭用燃料電池 (エネファーム)	170,000円		—
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	—		30,000円
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	—		30,000円

- *2 既存賃貸集合住宅において、従来型給湯器から小型の省エネ給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する場合は、賃貸集合給湯省エネ2026事業を利用した方が、より高い補助を受けることができます。詳細は各構成事業の手引きを参照ください。
- *3 既存住宅のリフォーム工事に限り、高効率給湯器の設置に合わせて、電気蓄熱暖房機または電気温水器の撤去を行う場合は、当該撤去工事に応じた定額も加算されます。
- *4 設置する給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、加算対象となる工事を実施する場合は、その工事方法に応じた定額が加算されます。

各構成事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2026キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。

交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

※消費者自身が交付申請の手続きを行うことはできません。

ワンストップ申請について

※ワンストップ申請については、詳細決定後、公表します。

第1章 事業の概要	6	第5章 申請手続きの詳細	61
1-1 目的・趣旨	7	5-1 申請手続きの流れ	62
1-2 事業名称	7	5-2 住宅省エネポータルについて	63
1-3 事業予算	7	5-3 アカウントについて	63
1-4 補助対象事業と補助対象者	7	5-4 事業者登録の手順	65
1-5 住宅省エネ支援事業者および みらいエコ住宅事業者の登録	8	5-5 工事請負契約の締結	65
1-6 住宅省エネ支援事業者および みらいエコ住宅事業者の要件	9	5-6 共同事業実施規約の締結	66
1-7 担い手確保に向けた取組推進の表明 (新築住宅のみ)	9	5-7 工事着手	66
1-8 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)	10	5-8 交付申請の予約 (任意)	67
1-9 GX建築事業者の要件	10	5-9 工事の完了・引渡し	69
1-10 住宅省エネ支援事業者および みらいエコ住宅事業者の登録制限	11	5-10 交付申請	70
1-11 住宅省エネ支援事業者および みらいエコ住宅事業者の登録停止等	12	5-11 交付決定	72
1-12 補助対象となる 新築住宅およびリフォーム	13	5-12 実績報告(兼、請求) /補助金額の確定・交付(振込)	73
1-13 補助額と補助額上限	15	5-13 書類の保管	74
1-14 補助金の交付と還元	16	第6章 提出書類の詳細	75
1-15 事業スケジュール	17	第7章 その他	109
1-16 補助の対象外	18	7-1 躯体の断熱改修の 補助額の計算方法について	110
1-17 補助金の返還	18	7-2 キッチンセットの交換を 伴う対面化改修について	112
1-18 補助金の併用について	19	7-3 分離発注によるリフォーム工事の 取り扱いについて	116
1-19 リフォーム工事における 3省連携について	21	7-4 契約書(注文書・注文請書を含む) の電子契約について	121
注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。		7-5 交付決定時の郵送物	123
第2章 対象要件の詳細	22	7-6 補助金の確定・交付時の郵送物	123
2-1 事業イメージ	23	第8章 一括作成の詳細	124
2-2 対象となる方	24	8-1 一棟の共同住宅における工事の 一括作成について	125
2-3 対象となる住宅	25	第9章 参考資料	126
2-4 要件化工事・補助対象工事	26	9-1 大部分がガラスで構成されている 窓等の開口部の性能区分ごとの熱貫流率	127
2-5 補助額・補助上限	28	9-2 大部分がガラスで構成されていない ドア等の開口部(2ロック、堀込み錠) 性能区分ごとの熱貫流率	128
2-6 対象となる期間	29	9-3 断熱材の区分	130
第3章 要件化工事の詳細	30	9-4 住宅省エネ2026キャンペーンの他の 構成事業併用における本事業の申請	131
3-1 要件化工事について	31	第10章 更新履歴	134
3-2 トリガールームにおける 開口部の断熱改修	35		
3-3 トリガールームにおける 躯体の断熱改修	38		
3-4 特定エコ住宅設備の設置	42		
第4章 補助対象工事の詳細	44		
4-1 補助対象工事について	45		
4-2 開口部の改修	45		
4-3 躯体の断熱改修	52		
4-4 特定エコ住宅設備・エコ住宅設備の設置	54		
4-5 子育て対応改修	56		
4-6 バリアフリー改修	59		
4-7 空気清浄機能・換気機能付き エアコンの設置	60		
4-8 リフォーム瑕疵保険等への加入	60		



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム
交付申請

第1章 事業の概要

全補助対象事業 共通

本章では、みらいエコ住宅2026事業
(注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築、リフォーム)
の概要について記載しています。
各補助対象事業の詳細については第2章以降をご確認ください。

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項目の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1-1 目的・趣旨

みらいエコ住宅2026事業(以下、「本事業」という)は、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX*1志向型住宅」の新築、および省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う事業です。

*1 GX(グリーントランスフォーメーション)とは、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取り組みをいいます。

1-2 事業名称

みらいエコ住宅2026事業

※新築に対する補助は、国土交通省と環境省の合同事業です。

1-3 事業予算

【新築】

<長期優良住宅・ZEH水準住宅分>

1,450億円(国土交通省)

<GX志向型住宅分>

750億円(環境省)

【リフォーム】

300億円(国土交通省)

1-4 補助対象事業と補助対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という)は下表のAからDです。

それぞれの補助対象事業における補助金の交付申請は、補助対象者(以下、「共同事業者」という)と新築注文住宅・新築賃貸住宅の建築事業者、新築分譲住宅の販売事業者、またはリフォームの施工業者(以下、「補助事業者」という)が共同で行い、補助事業者が代表して交付申請の手続きを行います。

補助対象事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	補助事業者	【参考】 その他関係者
A 注文住宅の新築	工事請負契約	建築主 (個人)	建築事業者	—
B 新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者 (個人)	販売事業者*2	建築事業者
C 賃貸住宅の新築	工事請負契約	建築主かつ賃貸オーナー (個人または法人)	建築事業者	賃貸住宅管理業者
D リフォーム	工事請負契約	工事発注者 (個人または法人)	施工業者	—

*2 住宅の販売業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の支払先である販売代理事業者を含みます。ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

※次ページへ続く

A 注文住宅の新築、B 新築分譲住宅の購入、C 賃貸住宅の新築については、新築する補助対象住宅の省エネ性能により、入居者の世帯要件が変わります。

なお、D リフォームの入居者には世帯の制限はありません。

補助対象住宅		入居者の世帯要件
GX志向型住宅	ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向の住宅	世帯要件なし
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの	子育て世帯 または 若者夫婦世帯
ZEH水準住宅	一定の省エネ性能を満たす住宅	

《子育て世帯・若者夫婦世帯とは》

◆**子育て世帯***1 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において、平成19(2007)年4月2日以降に出生した子(令和7(2025)年4月1日時点で18歳未満)を有する世帯

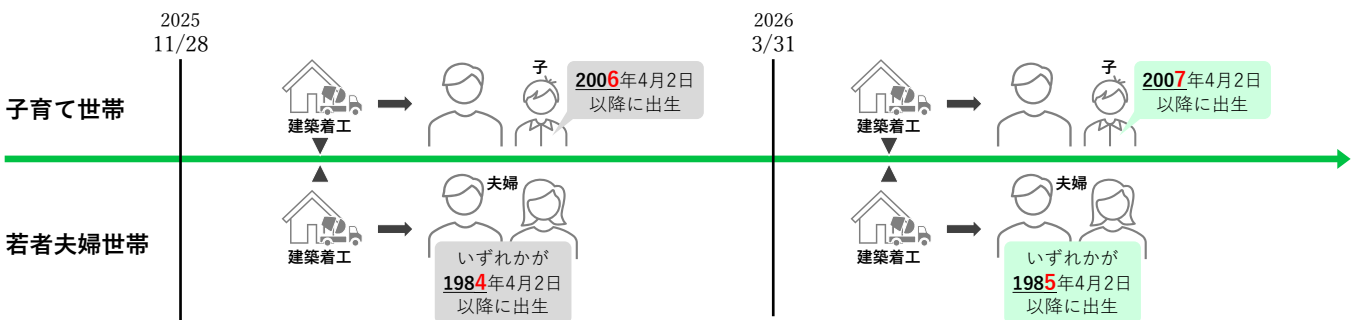
※令和8(2026)年3月31日までに建築着工するものについては、平成18(2006)年4月2日以降に出生した子を有する世帯

◆**若者夫婦世帯***1 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において夫婦であり、夫または妻のいずれかが昭和60(1985)年4月2日以降の出生である者によって構成される世帯(令和7(2025)年4月1日時点でいずれかが39歳以下)

※令和8(2026)年3月31日までに建築着工するものについては、いずれかが昭和59(1984)年4月2日以降の出生である者によって構成される世帯

*1 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

【世帯要件のイメージ】



1-5 住宅省エネ支援事業者およびみらいエコ住宅事業者の登録

「住宅省エネ支援事業者」とは、共同事業者に代わり交付申請の手続きを行い、交付を受けた本補助金を共同事業者に還元する者として、予め住宅省エネ2026キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)に登録した事業者をいいます。

そのうち、みらいエコ住宅2026事業に登録した事業者を「みらいエコ住宅事業者」といいます。

本事業への参加にあたっては、本キャンペーンのホームページより、「事業者登録規約(住宅省エネ2026キャンペーン)」および「事業者登録規約(みらいエコ住宅2026事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「みらいエコ住宅事業者」として登録を行う必要があります。

なお、補助事業者の登録は、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1-6 住宅省エネ支援事業者およびみらいエコ住宅事業者の要件

住宅省エネ支援事業者およびみらいエコ住宅事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

凡例：●=必須

要件		住宅省エネ支援事業者	みらいエコ住宅事業者
法人 個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)	●	●
環境	インターネット環境を有し、事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること	●	●
規約類の遵守	参加する事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと	●	●
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること	●	●
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること ※新築分譲住宅の販売は宅地建物取引業者に限る	—	●
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること		●
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること		●

補 足

□ 住宅省エネ支援事業者とみらいエコ住宅事業者について

本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「みらいエコ住宅事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める除外要件(1-10、1-11参照)に該当しない場合に限りです。

□ 住宅省エネポータルとは

事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各構成事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、**登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。**

1-7 担い手確保に向けた取組推進の表明(新築住宅のみ)

本事業の補助金において、A 注文住宅の新築、B 新築分譲住宅の購入、C 賃貸住宅の新築に交付申請するためには新築住宅を建築するみらいエコ住宅事業者が共通ポータル(統括アカウント)上で「担い手確保に向けた取組推進の表明」を行う必要があります。

ただし、B 新築分譲住宅の購入において、「新築住宅の建築を行わずに、販売のみを行うみらいエコ住宅事業者」は「自らが販売する住宅を建築する事業者」が「担い手確保に向けた取組推進の表明」を行っていることを確認する必要があります*1。

*1 「新築住宅の建築を行わずに、販売のみを行うみらいエコ住宅事業者」は、共通ポータル(統括アカウント)上で「担い手確保に向けた取組推進の表明」を行わない代わりに、住宅を建築する事業者へ確認を行ったことを登録する必要があります。

補 足

□ 担い手確保に向けた取組推進とは

大工技能者等の急速な減少・高齢化が進む中で、省エネ住宅も含め、住宅を今後も安定的に供給していくためには、住宅分野における建設技能者(担い手)の持続的な確保が必要不可欠となります。

1-8 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)

本事業のうち、GX志向型住宅に関しては、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し、協働する取り組み(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という)の一環として位置づけられています。

本事業の補助金において、GX志向型住宅に交付申請するためには、

- ①みらいエコ住宅事業者が当該住宅の建築事業者である場合は当該みらいエコ住宅事業者自身が、
- ②みらいエコ住宅事業者が当該住宅の建築事業者でない場合は当該みらいエコ住宅事業者と協力する当該住宅の建築事業者が、

GXに対する協力表明を行う必要があります。

なお、当該表明を行った事業者は「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。表明方法は以下のとおりです。

◆みらいエコ住宅事業者がGXに対する協力表明を行う場合

事業者登録と共に、共通ポータル(統括アカウント)上で当該表明を行うことができます。

◆みらいエコ住宅事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合

GX志向型住宅を建築するゼネコンや下請業者は、自ら交付申請等の手続きを行わないことから、「統括アカウント」を取得しません。

専用の「GXアカウント」を取得し、当該アカウントからGXへの協力表明を申請する必要があります。

1-9 GX建築事業者の要件

GX建築事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、GX建築事業者の登録に係る提出書類の作成ができること
GXへの協力表明	GX志向型住宅を建築する事業者でGXへの取り組みへの協力表明を行うこと

1-10 住宅省エネ支援事業者およびみらいエコ住宅事業者の登録制限

以下に該当する法人および個人は、「住宅省エネ支援事業者」として登録を受けることはできません。

◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員*1である

◆個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号に規定するものをいいます。

以下のいずれかに該当する法人および個人は、「みらいエコ住宅事業者」として登録を受けることはできません。

◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者

◆過去3ヶ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金(以下、「住宅局補助金」という)または環境省地球環境局所管事業補助金(以下、「地球環境局補助金」という)において、以下 a) または b) に該当する者

ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を受けた者を除く

a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者

b) 不適切な行為*2を行った者

*2 本事業における不適切な行為とは、住宅局補助金または地球環境局補助金の規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、住宅局補助金または地球環境局補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

なお、以下に該当する法人および個人は、「みらいエコ住宅事業者」としての登録を制限されることがあります。

◆住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業、または以下 a)～k)のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者

a) こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)

b) 先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)

c) 給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)

d) 子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)

e) 先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)

f) 給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

g) 賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

h) 子育てグリーン住宅支援事業(令和6年度補正予算等)

i) 先進的窓リノベ2025事業(令和6年度補正予算)

j) 給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)

k) 賃貸集合給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)

1-11 住宅省エネ支援事業者およびみらいエコ住宅事業者の登録停止等

本事務局または国は、住宅省エネ支援事業者またはその従業員等が事業者登録規約(住宅省エネ2026キャンペーン)に反する行為を行い、または行おうとしたと本事務局が判断した場合、住宅省エネ支援事業者に対して処分(登録の抹消を含む)を行います。

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとしたみらいエコ住宅事業者に対して、みらいエコ住宅事業者としての登録の停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*1。また、登録の停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

- a) 不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- b) 不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(分離発注により補助事業の一部の工事を行った交付申請および交付申請の予約を含む)の全部または一部の却下また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- c) 住宅局補助金または地球環境局補助金について、処分の通知から国が指定する期間までの交付申請の制限
- d) 住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
- e) 不適切な行為が行われた事実、事業者名および処分内容の公表
- f) みらいエコ住宅事業者としての公表の停止

事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は交付申請(予約を含む)を行うことができません。

*1 本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1-12 補助対象となる新築住宅およびリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。

詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

《(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件》

補助対象要件		備考
以下の a)～ i) を満たす住宅		
《(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入の場合》		
a)	所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票で確認できる住所
《(C)賃貸住宅の新築の場合》		
	賃貸の用に供する	賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅
b)	住戸の床面積が50㎡以上240㎡以下である	「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認(壁芯算定)
着工時点において、以下①～⑦の区域外に立地するもの		①、②、④～⑦の区域に立地する場合であっても、対策工事の完了等により、当該区域の指定の解除が予定されることを地方公共団体が公表している場合はこの限りではない
①土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に基づく区域
②急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に基づく区域
③地すべり防止区域		地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に基づく区域
c)	④市街化調整区域	土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に基づく区域
	⑤市街化調整区域	洪水浸水想定区域*1
		高潮浸水想定区域*1
	⑥市街化調整区域以外の区域 かつ 災害危険区域*2	土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に基づく区域
⑦市街化調整区域以外の区域 かつ 災害危険区域*2	洪水浸水想定区域*1 高潮浸水想定区域*1	水防法第14条第1項に基づく区域 水防法第14条の3第1項に基づく区域
d)	都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの	「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合であって、その旨が市町村長により公表されていない住宅
e)	《GX志向型住宅の場合》 住宅証明書等により、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有することが確認できること	以下の①～③すべて適合するもの ①断熱等性能等級6以上 ②再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率35%以上*3 および再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率100%以上**4*5*6 ③高度エネルギーマネジメントの導入
	《長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合》 各性能を有することが確認できること	以下の①または②に該当するもの ①長期優良住宅 / 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの ②ZEH水準住宅 / 外皮性能について、断熱等性能等級5以上である、および一次エネルギー消費量の削減率が20%以上であること*7
f)	未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの*8	「完成の日付」は、検査済証の交付日で確認 (B)の場合、売買契約締結時点で1年以内であること
g)	2027年1月31日時点で、一定以上の出来高の工事が完了していること	基礎工事以後の工程の工事出来高が補助額以上であること 共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額に総住戸数を乗じた金額以上であること
《(C)賃貸住宅の新築の場合》		
h)	所定の入居募集*9を行っていること	《GX志向型住宅の場合》 少なくとも3ヶ月の入居募集*9を行っていること
		《長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合》 少なくとも3ヶ月の子育て世帯または若者夫婦世帯に限定した入居募集*9および、優遇家賃の設定を行っていること
《(C)賃貸住宅の新築/長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合のみ》		
i)	子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準(子育て等配慮技術基準)に適合していること	子育て世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、以下①～④に掲げる観点に基づく措置を行ったものであること ①住居内での事故の防止 ②子どもの様子の見守り ③不審者の侵入防止 ④災害への備え

*1 浸水想定高さ3m以上の区域に限る。

*2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条に基づく区域。

*3 一次エネルギー消費量等級が等級8であること

*4 寒冷地または低日射地域においては75%以上も可。

*5 多雪地域または都市部狭小地等においては再生可能エネルギー未導入も可。

*6 共同住宅の再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率は、建物の住宅用途部分が過半を占める階の数ごとに設定。3以下:75%以上、4・5:50%以上、6以上:要件なし。

*7 一次エネルギー消費量等級が等級6以上であること

*8 住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条2項で定める新築住宅。

*9 本事業における「入居募集」とは、入居者募集の情報を本事業のホームページ上で公表することをいいます。

《(D)リフォームの補助対象要件》

補助対象要件	
<p>以下①を実施した住宅に実施する②に該当するリフォーム工事等(申請する補助額合計が5万円以上)を補助対象とします。</p> <p>①平成28年以前に新築された住宅*1に要件化工事*2を実施</p> <p>②以下のカテゴリー a)～ i)に該当するリフォーム工事等(補助対象工事)</p> <p>※登録された補助対象製品は本キャンペーンのホームページの【対象製品の検索】で確認できます。</p> <p>※他の構成事業にて交付決定を受けている場合は以下のように取り扱います。</p> <p>◆給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業 : c)の実施として取り扱う</p> <p>※先進的窓リノベ2026事業へ申請を行っている場合であっても、本事業における要件化工事 a)を実施したものとして取り扱うことができます。(各事業に申請を行う必要があります。また、本事業における補助対象工事としては申請できません)</p>	
a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 / 内窓設置 / 外窓交換 / ドア交換
b) 躯体の断熱改修	外壁の断熱改修 / 屋根・天井の断熱改修 / 床の断熱改修
c) 特定エコ住宅設備の設置	高効率給湯器 / 高効率エアコン
d) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム / 節水型トイレ / 高断熱浴槽 / 節湯水栓 / 蓄電池 / 第一種換気設備
e) 子育て対応改修	家事負担の軽減に資する設備の設置 / 防犯性の向上に資する開口部の改修 生活騒音への配慮に資する開口部の改修 / キッチンセットの交換を伴う対面化改修
f) 防災性向上改修	ガラス交換 / 外窓交換
g) バリアフリー改修	手すりの設置 / 段差解消 / 廊下幅等の拡張 / 衝撃緩和畳の設置
h) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	
i) リフォーム瑕疵保険等への加入	

*1 平成28年12月31日以前に新築されたことが「建物の不動産登記全部事項証明書」により確認できる住宅をいいます。

*2 要件化工事の詳細はリフォームの手引き第3章を参照ください。

1-13 補助額と補助額上限

本事業の補助対象事業(申請タイプ)ごとの補助額は下表のとおりとします。
詳細については、各申請タイプの「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」を参照してください。

補助対象事業	補助額および上限		古家の除却を伴う場合の補助額の加算額	
A 注文住宅の新築 B 新築分譲住宅の購入 C 賃貸住宅の新築	GX志向型住宅	地域の区分*1が1~4地域	125万円/戸	-
		上記以外	110万円/戸	
	長期優良住宅	地域の区分*1が1~4地域	80万円/戸 *2	20万円/戸 *3*4
		上記以外	75万円/戸 *2	
	ZEH水準住宅	地域の区分*1が1~4地域	40万円/戸 *2	
		上記以外	35万円/戸 *2	
D リフォーム *5	対象住宅の建築年	実施する要件化工事の組み合わせ		-
	平成3年以前 に新築された住宅	「義務基準*6」 相当に引き上げるリフォーム	上限100万円/戸	
	平成4年~平成28年 に新築された住宅		上限80万円/戸	
	平成3年以前 に新築された住宅	「次世代省エネ基準*7」 相当に引き上げるリフォーム	上限50万円/戸	
	平成4年~平成28年 に新築された住宅		上限40万円/戸	

- *1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく「地域の区分」。「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 別表第10」(<https://www.mlit.go.jp/common/001880627.pdf>)を参照
- *2 C賃貸住宅の新築において、補助対象は要件を満たす賃貸住戸の50%です。(事務の合理化のため、交付申請手続きにおいては、該当する補助額の1/2の額として取り扱います)
- *3 A注文住宅の新築、B新築分譲住宅の購入においては、**新築住宅の建築主・購入者(その親族含む)**が、所有する住宅の解体工事を発注し、2025年11月28日以降、完了報告までに解体工事が完了するものに限り、古家の所在地は、新築住宅の所在地と同じである必要はありません。(販売事業者が除却した古家は加算の対象にはなりません)複数の古家を除却した場合も、1戸を上限とします。
- *4 C賃貸住宅の新築においては、賃貸住宅の建築主かつ賃貸オーナーまたはその親族(建築主が個人である場合に限る)が、所有する住宅の解体工事を発注し、2025年11月28日から完了報告までに解体工事が完了するものに限り、また、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限り、建替前後が共同住宅である場合、「解体した共同住宅の住戸数」または「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算を受けることができます。
- *5 1つの交付申請で申請する補助額合計が5万円以上に限る。ただし、同一発注者の同一の住宅にて、他の構成事業(先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業)の交付決定を受けている場合、本事業の1つの交付申請で申請する補助額合計の下限を2万円とします。
- *6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ基準(平成28年基準)。断熱性能等級4、一次エネルギー消費量等級4に相当。
- *7 エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成11年に制定された基準(平成11年基準)。断熱等性能等級4に相当。

1-14 補助金の交付と還元

本補助金は交付申請を行ったみらいエコ住宅事業者に交付され、みらいエコ住宅事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。

還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3-1、3-2)により、予め両方で合意するものとします。

なお、還元方法は原則①とします。

- ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
- ②現金で支払う方法

補 足

□ 交付される補助金の会計処理について

本補助金の受益者は、あくまでも補助対象者である共同事業者(新築住宅の建築主、購入者、またはリフォーム工事の発注者)です。

みらいエコ住宅事業者にとって、交付される補助金は、

①の場合、共同事業者が支払うべき住宅代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」、②の場合は共同事業者に支払うための「預り金」として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。

□ 還元方法②の選択について

以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。

なお、還元時期について補助事業者と共同事業者の双方で事前に同意するものとし、遅くとも補助事業者に対する補助金の交付から2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

《還元方法②が選択可能な事情例》

- ◆補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済であり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合
- ◆ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する等)
- ◆再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(共同事業者)と契約者が一致しない場合

ただし、補助対象事業が「A 注文住宅の新築」「B 新築分譲住宅の購入」「C 賃貸住宅の新築」については、**完了報告時に共同事業者が本事業の要件を満たせない場合、事務局は補助事業者に補助金の返還を求め、既に支払済の場合、補助事業者は共同事業者から回収することとなります。**

□ C 賃貸住宅の新築について

長期優良住宅またはZEH水準住宅として補助金の交付を受ける共同事業者は、還元された補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を子育て世帯等の入居者に設定することが必要です。

□ みらいエコ住宅事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について

速やかに事務局へご相談ください。

1-15 事業スケジュール

契約日の期間	新築 / 工事請負契約 : 建築着工前に締結 / 不動産売買契約 : 原則、交付申請(予約を含む)前に締結*1 リフォーム / 工事請負契約 : 工事の着手前に締結	
工事の着手日*2*3の期間	2025年11月28日以降	
交付申請(予約を含む)の受付開始	A 注文住宅の新築	2026年3月31日*4
	B 新築分譲住宅の購入	2026年5月13日
	C 賃貸住宅の新築	2026年5月13日
	D リフォーム	2026年6月30日*5
交付申請の予約の受付期間	A 注文住宅の新築のうち、ZEH水準住宅	申請開始 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年8月17日)*6
	上記以外	申請開始 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年11月16日)*6
交付申請の受付期間	A 注文住宅の新築のうち、ZEH水準住宅	申請開始 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年9月30日)*6
	上記以外	申請開始 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年12月31日)*6
A 注文住宅の新築 / B 新築分譲住宅の購入 / C 賃貸住宅の新築 の場合のみ		
一定以上の出来高の工事完了日の期間	交付申請提出時～2027年1月31日まで	
完了報告期間	戸建住宅	/ 交付決定～2027年7月31日
	共同住宅で階数*7が10以下	/ 交付決定～2028年4月30日
	共同住宅で階数*7が11以上	/ 交付決定～2029年2月28日

- *1 新築分譲住宅の購入の場合は、住宅購入者が決定していない時点においても、交付申請を行うことが可能です。申請数には制限があります。
- *2 新築は基礎工事の着手日、リフォームはリフォーム工事(契約に含まれる工事のうち、最初の工事)の着手日です。
- *3 工事請負契約以前に工事着手した場合、補助対象になりません。
- *4 添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。
- *5 ワンストップ申請の交付申請開始については予定が決まり次第公表します。
- *6 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。
- *7 階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

補 足

- 新築における工事の着手日について**
本事業における**新築の工事の着手日**とは、補助対象住宅の建築において、**基礎工事(根切り工事または基礎杭打ち工事)**に着手する日をいいます。なお、基礎工事を**2025年11月27日以前に着手**したものは**補助対象外**です。
- リフォームにおける工事の着手日について**
本事業におけるリフォームの工事着手日とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手する日のことをいいます。なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

1-16 補助の対象外

以下の①から③までのいずれかに該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

- 1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。(共同事業者の重複禁止)
- 「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、再度本事業のいずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けることはできません。(住宅の重複禁止)

②子育てグリーン住宅支援事業(令和6年度補正予算等)との重複申請

子育てグリーン住宅支援事業(令和6年度補正予算等)で補助金の交付を受けた補助対象について、本事業の補助金の交付を受けることはできません。

③住宅省エネ2026キャンペーン各構成事業との重複申請

「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、他の構成事業の補助金の交付を受けることはできません。

1-17 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*1、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

*1 本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1-18 補助金の併用について

本事業と補助対象が重複する他の補助事業であって、国費が充当されているもの(国による直接補助事業や、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等を活用して地方公共団体が実施している補助事業)との併用はできません。ただし、地方自治体が独自に、本補助金への上乗せや、本事業との併用を前提として措置している補助事業は併用可能です。(例：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

具体的には以下①②のとおりとします。

なお、地方公共団体が申請窓口となる補助事業との併用可否については、窓口となる地方公共団体にご確認ください。

① 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

本事業は、省エネ性能の向上に係る「掛かり増し」に対して補助するものです。

補助対象が重複する国の他の制度との併用はできません。

■住宅省エネ2026キャンペーンの各構成事業、および同様の過年度事業との併用はできません。

■以下に示す表は、国による直接補助事業等のうち、代表的なものをリスト化し、本事業との併用の可否を示したものです。

※**同一住宅(住戸)における交付申請であることを**前提としています。

※本事業の事業期間において、両事業へ交付申請が行われることを前提に併用の可否を示しています。

【凡例】○：併用可 / ×：併用不可

区分	補助制度	併用可否	併用可否の理由
		みらいエコ住宅 2026事業 【新築】	
キャンペーン以外の 国の補助制度	サステナブル建築物等先導事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	子育て支援型共同住宅推進事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	CEV補助金(V2H充放電設備)	○	V2Hはみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	超高層ZEH-M実証事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	DRリソース導入のための 家庭用蓄電システム導入支援事業(新築)	○	蓄電池はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等 支援事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	集合住宅の省CO ₂ 化促進事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	外構部の木質化対策支援事業(新築)	○	資材はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	中高層等JAS構造材実証支援事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	花粉症対策木材利用促進事業(新築)	○	スギ材への転換のための取組はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
2050先導型住宅推進事業(新築)	○	レジリエンス性に資する設備はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない	
国の補助事業以外の 制度	住宅ローン減税等の税制措置(新築)	○	所得税等の控除に係る制度であるため、併用可能
	住まいの復興給付金(新築)	○	生活支援のための制度であるため、併用可能
	被災者生活再建支援制度(新築)	○	生活支援のための制度であるため、併用可能

※当該補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分する必要がある場合、当該補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

※次ページへ続く

② リフォームについて

本事業は、省エネ性能の向上等に係る「掛かり増し」に対して補助するものです。

補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、本事業のリフォームにおける補助対象とは、「補助対象工事」として申請する工事等をいいます。

※「要件化工事」は補助対象となる工事ではないため、本事業の要件を満たす工事であれば「要件化工事」として取り扱うことが可能です。

■住宅省エネ2026キャンペーンの各構成事業および同様の過年度事業は、以下の場合併用はできません。

- 本事業(開口部の部分)と先進的窓リノベ2026事業(2025年以前の事業も同様)

両事業の補助対象である窓(ガラス)・ドアであっても、一つの窓等が両事業でそれぞれ補助を受けることはできません。また、同一開口部に複数の補助対象製品である窓(ガラス)・ドアを設置した場合は両事業を通じていずれか一つの製品のみ申請ができ、他の製品については申請できません。

- 本事業(高効率給湯器の部分)と

給湯省エネ2026事業(2025年以前の事業も同様) / 賃貸集合給湯省エネ2026事業(2025年以前の事業も同様)

両事業の補助対象である機器であっても、一つの機器に対して両事業の補助を受けることはできません。

- 本事業と子育てグリーン住宅支援事業(2024年以前の事業も同様)

両事業の補助対象である機器等であっても、過年度事業で補助を受けた機器等に対して本事業の補助を受けることはできません。

万一、住宅省エネ2026キャンペーンおよび住宅省エネ2025キャンペーンの各構成事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび補助金の返金等の措置となりますので、十分ご注意ください。

■本事業と、国による直接補助事業等のうち代表的なものとの併用について

- 以下の補助事業等は、本事業と補助対象が重複しないため、併用することができます。

- ・住宅ローン減税等の税制措置
- ・住まいの復興給付金
- ・被災者生活再建支援制度
- ・2050先導型住宅推進事業

1-19 リフォーム工事における3省連携について

リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省および環境省が連携することで、本キャンペーンの各構成事業をワンストップで利用可能とする予定です。

※ワンストップ申請については、詳細決定後、公表します。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第2章 対象要件の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

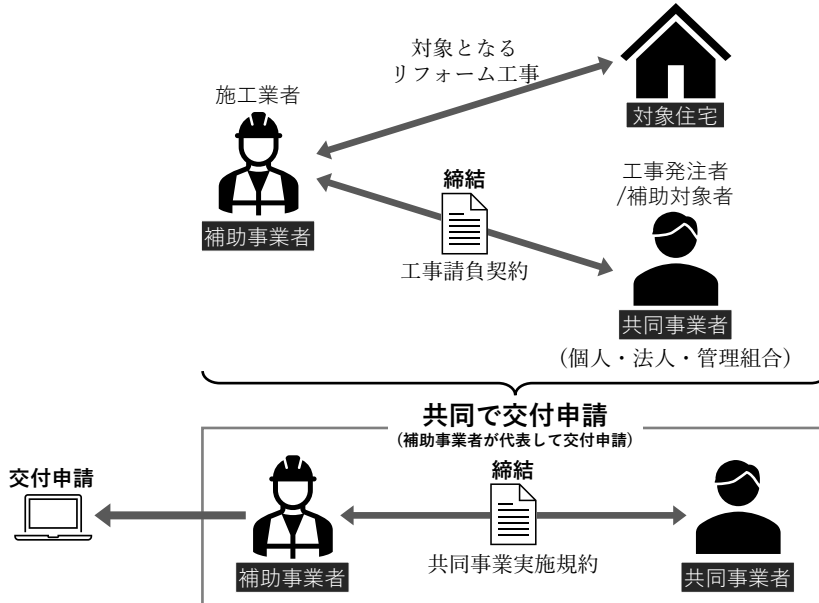
※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

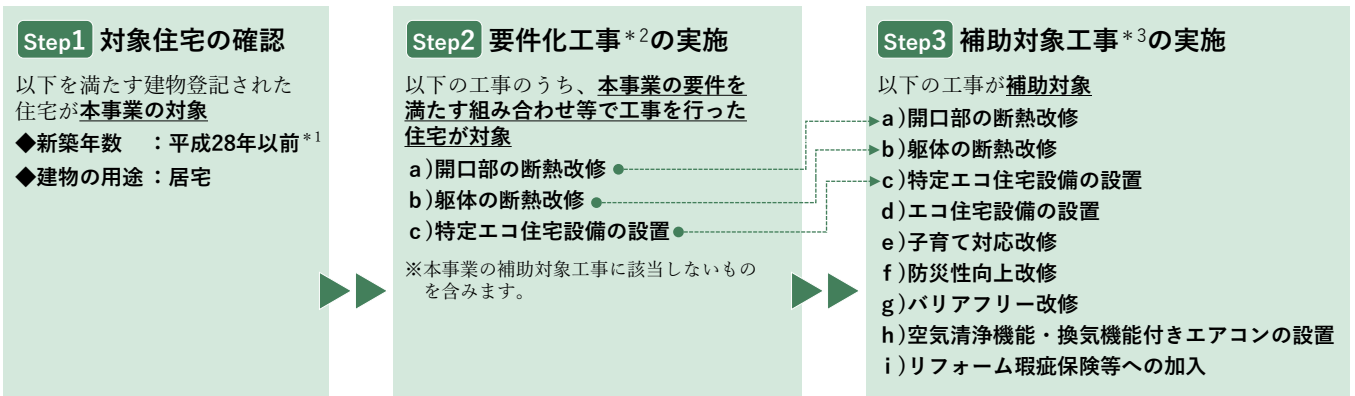
2-1 事業イメージ

本事業は、リフォーム工場の施工業者である「補助事業者」とリフォーム工事を発注する「所有者等(共同事業者)」が共同し、補助事業者が代表して補助金の申請を行い交付を受けるものです。
リフォームにおける事業のイメージは以下のとおりです。

《リフォーム交付申請の基本イメージ》



実施するリフォーム工事が本事業の補助対象に該当するかは、以下の順に確認してください。



*1 詳細は本章「2-3 対象となる住宅」(P25)を参照ください。
*2 詳細は第3章(P31~43)を参照ください。
*3 詳細は第4章(P45~60)を参照ください。

2-2 対象となる方

以下の①②を満たす方が補助対象者になります。

①リフォーム工事する住宅の所有者等である方

「住宅の所有者等」とは、以下に該当する方や団体をいいます。

- ◆住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ◆住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ◆賃借人
- ◆共同住宅等の管理組合・管理組合法人
- ◆住宅の買取再販事業者(別の施工業者にリフォーム工事を発注する(工事請負契約がある)場合に限る)

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
≪工事発注者が個人≫ 工事発注者の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	工事請負契約書の工事発注者と同一であること	P104 ～105
≪工事発注者が法人≫ 法人の实在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および 法人担当者の本人確認書類			P104 ～105 P106

②みらいエコ住宅事業者と工事請負契約等を締結し、リフォーム工事をする(発注する)方

以下の書類にて確認します。

※工事請負契約等が結ばれていない工事は補助対象になりません。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	工事発注者が所有者等、 請負者がみらいエコ住宅事業者であること	P78～79

※次ページへ続く

補 足

□ 分離発注によるリフォーム工事について

複数の施工業者に工事を分割して発注し、リフォーム工事を行う(いわゆる分離発注)場合、工事の発注を受けた施工業者のうち、補助対象工事*1を実施した任意の1社(代表事業者)が、他の施工業者を代表して「みらいエコ住宅事業者」に登録し、交付申請等の手続き、補助金の還元を行う場合に限り、補助対象になります。分離発注の取り扱いの詳細については、P116～120を参照ください。

*1 補助対象工事の詳細は、第4章(P45～60)を参照ください。

□ 複数受注について

複数受注とは、同じ工事発注者と複数の工事請負契約を締結し、リフォーム工事の発注を受けることをいいます。本事業では、複数受注によって要件*2を満たす場合、交付申請を行うことができます。ただし、すべての工事請負契約およびその工事着手が補助対象期間内である場合に限りです。

*2 要件化工事*3を実施、および申請する補助額合計が5万円以上。

ただし、同一発注者が同一の住宅にて他の構成事業(先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業)の交付決定を受けている場合、本事業の1つの交付申請で申請する補助額合計の下限を2万円とします。

*3 要件化工事の詳細は、第3章(P31～43)を参照ください。

□ リフォーム工事の共同発注について

リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、任意の発注者が共同事業者として交付申請を行うことができます。なお、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業または賃貸集合給湯省エネ2026事業と併用する場合、原則同じ方が両事業の共同事業者(補助対象者)として交付申請を行ってください。

例 夫婦の連名で工事を発注する場合、夫(妻)を代表者として交付申請を行う

□ 工事請負契約の電子契約について

本事業において、提出される工事請負契約は電子契約を用いて締結されたものも対象となります。提出する契約書の書面上において、本事業の要件を満たすことが確認できる必要があります。詳しくはP121～122をご確認ください。

□ いわゆるDIYについて

住宅の所有者やその家族等が自身で行う工事請負契約を伴わない工事は、本事業の補助対象になりません。

□ リースによる契約について

リースによる契約の場合、工事発注者は住宅の所有者等ではなく、リース事業者となるため、本事業の補助対象になりません。

2-3 対象となる住宅

以下を満たす住宅が補助対象になります。

●平成28年以前に新築された住宅

住宅とは	<p>本事業において補助対象となる「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいいます。(戸建住宅*4、共同住宅*5の別は問いません)</p> <p>ただし、以下に該当する建物は、本事業において住宅と取り扱わないため、補助対象外となります。</p> <p>①不動産登記において、住宅以外の用途に分類されている建物</p> <p>②(①が住宅であっても)現に住宅以外の用途に使用されている建物(店舗や施設等)</p>
平成28年以前に新築された住宅とは	<p>平成28年12月31日以前に新築されたことが「建物の不動産登記全部事項証明書」により確認できる住宅をいいます。</p> <p>※詳細は「3-1 要件化工事について」(P31～34)を参照ください。</p>

*4 1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)。

*5 2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅*6、マンション、長屋を含む)。

*6 本事業における住戸の数え方は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。具体的には、住宅瑕疵担保責任保険に加入する(供託する)戸数と同じです。内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば、1戸の戸建住宅、内部で世帯間を行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建物の不動産登記全部事項証明書	(予約時) 交付申請時	用途が住宅*7であること 表題部原因およびその日付の新築された日付が 平成28年12月31日以前であること	P80～81

*7 用途変更を行い居宅となった住宅も対象です。ただし、交付申請時に不動産登記にて居宅であることを確認できる必要があります。

2-4 要件化工事・補助対象工事

本事業においては、リフォーム工事を「**㊤要件化工事**」と「**㊦補助対象工事**」の2種類に大別します。

- 1) 発注者が選んだ「1つの居室」に対して「**㊤要件化工事**」に相当する工事を実施した場合、その居室を含む住宅は補助対象となります。
- 2) 補助対象となった住宅について「**㊦補助対象工事**」に相当する工事を実施した場合、「**㊦補助対象工事**」の各工事に設定した補助額の合計が、実際に交付を受けられる補助額となります。

㊤要件化工事：補助を受けるために必要な工事

リフォーム後の住宅の省エネ性能を「次世代省エネ基準」または「義務基準」に適合させる工事をいいます。

工事内容	工事の詳細
a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 / 内窓設置 / 外窓交換 / ドア交換
b) 躯体の断熱改修	外壁の断熱改修 / 屋根・天井の断熱改修 / 床の断熱改修
c) 特定エコ住宅設備の設置	高効率給湯器 / 高効率エアコン

対象となる住宅における居室のうち、**外皮に面する開口部を有する任意の1つの居室**(以下、「トリガールーム」という)において、上表の「a)開口部の断熱改修^{*1}」および「b)躯体の断熱改修」を実施することが必要です。

ただし、本事業において予め定めた組み合わせで工事を実施する場合に限り、リフォーム後の住宅の省エネ性能が「次世代省エネ基準」に適合するものとみなします。

加えて、対象住宅において「c)特定エコ住宅設備の設置」を実施する場合、リフォーム後の住宅の省エネ性能が「義務基準」に適合するものとみなします。

要件化工事の詳細は、第3章(P31～43)を参照ください。

*1 2025年11月28日以降に、トリガールームに存在する外皮に面したすべての開口部を改修する必要があります。

※対象製品のメーカーが施工業者として、工事発注者と工事請負契約を締結し、自社で施工する場合も対象となります。

居室とは	<p>本事業における居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。(建築基準法第2条4号)</p> <p>以下は、その例示です。</p> <p>居間(リビング) / 食事室(ダイニング) / 台所(キッチン) / 応接室 / 書斎 / 寝室 / 子供部屋 客間(ゲストルーム) / 趣味室 / 作業室</p>
トリガールームとは	<p>以下のすべてを満たす任意の1つの居室をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆外皮に面する開口部が1つ以上ある居室であること ◆壁または建具により仕切られている居室であること
居室と認められない室	<p>廊下や階段のように通り抜けたり、トイレや洗面所のようにくつろいで長時間とどまることを想定していない空間は居室と認められません。</p> <p>具体的には以下のとおりです。</p> <p>玄関 / 廊下 / 階段^{*2} / 浴室 / シャワールーム / 脱衣室 / 洗面所 / トイレ / パウダールーム 納戸 / サービスルーム / ランドリールーム / サウナルーム / 押し入れ / パントリー ウォークインクローゼット / シューズクロック / サンルーム / インナーテラス インナーバルコニー / 物置 / 車庫</p> <p>※上記以外であっても、「居室」の定義に当てはまらないものは、居室と認められません。</p>

*2 居室(リビング等)内にある階段を除きます。

⑧補助対象工事：補助金額を算出するために必要な工事

補助対象工事とは、補助金の交付対象となる工事です。

「①要件化工事」を実施した住宅において実施されるリフォーム工事であって、一定の条件を満たす工事が該当します。

①要件化工事を含め、下表 a)～i) に該当するリフォーム工事等*1が補助対象となります。

*1 補助対象工事の詳細は、第4章(P45～60)を参照ください。

<⑧補助対象工事>


工事内容	工事の詳細	
a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 / 内窓設置 / 外窓交換 / ドア交換	
b) 躯体の断熱改修	外壁の断熱改修 / 屋根・天井の断熱改修 / 床の断熱改修	
c) 特定エコ住宅設備の設置	高効率給湯器 / 高効率エアコン	
d) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム / 節水型トイレ / 高断熱浴槽 / 節湯水栓 / 蓄電池 / 第一種換気設備	
e) 子育て対応改修	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス
	防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 / ドア交換
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 / 内窓設置 / 外窓交換 / ドア交換
	キッチンセット*2の交換を伴う対面化改修	
f) 防災性向上改修	ガラス交換 / 外窓交換	
g) バリアフリー改修	手すりの設置 / 段差解消 / 廊下幅等の拡張 / 衝撃緩和畳の設置	
h) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		
i) リフォーム瑕疵保険等への加入		

*2 キッチンセットとは、キッチン用シンク(給排水設備と接続されていること)、調理台、コンロ(IHクッキングヒーター含む)、調理室用の換気設備のすべてが一体的に設置されているものをいいます。
キッチンセットの交換を伴う対面化改修で補助金が交付される場合、掃除しやすいレンジフードおよびビルトイン自動調理対応コンロについて補助を受けることはできません。

※対象製品のメーカーが施工業者として、工事発注者と工事請負契約を締結し、自社で施工する場合も補助対象になります。

補助対象とならない工事

以下に該当する工事は補助対象になりません。

 補助対象に ならない工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ドアの一部およびドアに付随する欄間に取り付けられたガラスを交換する工事 ◆店舗併用住宅等の住宅以外の部分の工事 (例：店舗部分に設置するトイレ、事務所に設置するエアコン等) ◆外皮以外の部分(外気に面しない間仕切壁)の窓やガラス、ドアの工事 (例：玄関が内廊下に面している集合住宅のドアの工事等) ◆太陽光発電設備の設置工事 ◆家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)の設置工事 ◆リース設備の設置工事 ◆中古品を用いた工事 ◆住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を補助事業者に依頼する工事 (いわゆる施主支給や材工分離工事)
--	---

補 足

□ 増築部分におけるリフォーム工事について

増築自体は対象工事ではありませんが、増築部分が住宅であり、性能や要件に該当する工事を行う場合は補助対象となります(増築部に行う開口部の改修は、原則補助対象外)。

ただし、離れや別棟の建築等、建築確認上、「増築」と取り扱われる場合でも、住宅瑕疵担保履行法上の資力確保措置の義務(保険や供託)の対象となる住宅の増築部分は、新築として取り扱うためリフォーム工事の補助対象となりません。

2-5 補助額・補助上限

補助額・補助上限については、以下①～③のとおりです。

① 補助額

補助額は、実施する「**⑧補助対象工事**」に応じて定める補助額の合計とします。

対象となる各補助対象工事に応じた補助額はP45～60を参照ください。

同一のリフォーム工事が複数の補助対象工事に該当する場合、いずれか高い補助額で算入することができます。

例) エアコンの設置において、設置するエアコンが高効率エアコンと空気清浄機能・換気機能付きエアコン(3.6kw超)のいずれの機能も満たす場合、その補助額は高い補助額(高効率エアコンの場合の52,000円>空気清浄機能・換気機能付きエアコンの場合の32,400円)で算入することができます。

交付申請する補助額の合計が5万円以上の場合に補助の対象になります。

ただし、同一発注者の同一住宅にて他の構成事業(先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業)の交付決定を受けている場合、本事業の1つの交付申請で申請する補助額合計の下限を2万円とします。

② 補助上限

リフォームを実施した住宅の新築年、および実施した「**④要件化工事**」の組み合わせに応じて、補助上限は変わります。

対象住宅の新築時期	実施した「 ④要件化工事 」の組み合わせに応じた補助上限	
	義務基準*1に相当する工事 a)とb)の組み合わせ かつ c) a)開口部の断熱改修 b)躯体の断熱改修 c)特定エコ住宅設備の設置	次世代省エネ基準*2に相当する工事 a)とb)の組み合わせ a)開口部の断熱改修 b)躯体の断熱改修
平成3年以前*3	100万円/戸	50万円/戸
平成4年～平成28年*4	80万円/戸	40万円/戸

*1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ基準(平成28年基準)。断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4に相当。

*2 エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成11年に制定された基準(平成11年基準)。断熱等性能等級4に相当。

*3 平成4年以降に新築された住宅であっても、平成4年基準(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成4年(1992)年に制定された基準)を満たさない住宅であることが証明できる場合は対象とします。

*4 平成29年以降に新築された住宅においても、平成11年基準(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成11(1999)年に制定された基準。以下同じ)を満たさない住宅であることが証明できる場合は対象とします。

③ 複数回行うリフォーム工事

同一住戸に複数回に分けてリフォーム工事を行う場合、補助額上限の範囲内で複数回交付申請をすることができます。

ただし、交付申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

なお、「**④要件化工事**」を実施するトリガーはそれぞれの交付申請で異なる居室であることが必要です。

また、同じ部分を繰り返し工事(補助事業によって交換した外窓を対象とした同一箇所の外窓交換など)する場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

2-6 対象となる期間

以下をすべて満たす事業が対象となります。

工事請負契約日	対象となる工事の着手前
要件化工事・補助対象工事の着手期間	2025年11月28日～交付申請(交付申請の予約の場合は予約の提出)まで
工事完了日	遅くとも2026年12月31日まで

※交付申請の締切は予算の執行状況に応じて公表します。交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

補 足

□ **要件化工事・補助対象工事の着手日の定義**

本事業における対象となる工事の着手日は、契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日です。
(要件化工事や補助対象工事の対象とならない工事を含む)

なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事にあたりません。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第3章 要件化工事の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3-1 要件化工事について

「要件化工事」とは、「義務基準^{*1}」「次世代省エネ基準^{*2}」のいずれかの住宅の省エネ性能に適合させる工事をいいます。本事業に交付申請(予約を含む)するためには、「要件化工事」が実施されている必要があります。

ただし、次頁で示す要件化工事の組み合わせにて工事を実施する場合があります。
(要件化工事の組み合わせにて工事が実施されていない場合、交付申請(予約を含む)を行うことはできません)

「要件化工事」の実施箇所と詳細は、それぞれ下表のとおりです。

要件化工事の種類	実施箇所	詳細
a) 開口部の断熱改修	トリガールーム ^{*3}	P35～37
b) 躯体の断熱改修	トリガールーム ^{*3}	P38～41
c) 特定エコ住宅設備の設置 ^{*4}	トリガールーム ^{*3} を含む住宅のいずれかの部分	P42～43

- *1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ基準(平成28年基準)。断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4に相当。
- *2 エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成11年に制定された基準(平成11年基準)。断熱等性能等級4に相当。
- *3 トリガールームについては「2-4 要件化工事・補助対象工事」(P26)を参照ください。
- *4 「義務基準」に適合させる場合は必須です。「次世代省エネ基準」に適合させる場合は必須ではありません。

「要件化工事」は、対象住宅の新築時期と適合させる住宅の省エネ性能により、工事の組み合わせが異なります。

本事業では、新築時期を「平成3年以前」と「平成4年から平成28年」に大別します。
新築時期と適合させる住宅の省エネ性能に応じて4つのパターンを設定しています。

- 1) 平成3年以前に新築された住宅^{*5}を「義務基準」に適合させる
- 2) 平成3年以前に新築された住宅^{*5}を「次世代省エネ基準」に適合させる
- 3) 平成4年から平成28年に新築された住宅^{*6}を「義務基準」に適合させる
- 4) 平成4年から平成28年に新築された住宅^{*6}を「次世代省エネ基準」に適合させる

- *5 平成4年以降に新築された住宅であっても、平成4年基準(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成4(1992)年に制定された基準)を満たさない住宅であることが証明できる場合は「平成3年以前に新築された住宅」として扱います。
- *6 平成29年以降に新築された住宅においても、次世代省エネ基準を満たさない住宅であることが証明できる場合は「平成4年から平成28年に新築された住宅」として扱います。

※次ページへ続く

新築時期と適合する省エネ基準ごとに必要な要件化工事の組み合わせは下表のとおりです。

1)平成3年以前に新築された住宅を「義務基準」に適合させる要件化工事の組み合わせ

要件化工事		開口部の断熱改修*1 トリガールームにおいて改修した 開口部に設置した製品の 最低性能区分	躯体の断熱改修 トリガールームにおいて 改修が必要な部位*2数	特定エコ住宅設備の設置 対象住宅において 設置する設備
要件化工事 の組み合わせ	1	P	不要	高効率給湯器 または 高効率エアコン
	2	S	1部位	
	3	A	2部位	
	4	B / C	3部位	

2)平成3年以前に新築された住宅を「次世代省エネ基準」に適合させる要件化工事の組み合わせ

要件化工事		開口部の断熱改修*1 トリガールームにおいて改修した 開口部に設置した製品の 最低性能区分	躯体の断熱改修 トリガールームにおいて 改修が必要な部位*2数
要件化工事 の組み合わせ	5	P	不要
	6	S	1部位
	7	A	2部位
	8	B / C	3部位

3)平成4年～平成28年までに新築された住宅を「義務基準」に適合させる要件化工事の組み合わせ

要件化工事		開口部の断熱改修*1 トリガールームにおいて改修した 開口部に設置した製品の 最低性能区分	躯体の断熱改修 トリガールームにおいて 改修が必要な部位*1数	特定エコ住宅設備の設置 対象住宅において 設置する設備
要件化工事 の組み合わせ	9	P	不要	高効率給湯器 または 高効率エアコン
	10	S	不要	
	11	A	1部位	
	12	B / C	2部位	

4)平成4年～平成28年までに新築された住宅を「次世代省エネ基準」に適合させる 要件化工事の組み合わせ

要件化工事		開口部の断熱改修*1 トリガールームにおいて改修した 開口部に設置した製品の 最低性能区分	躯体の断熱改修 トリガールームにおいて 改修が必要な部位*1数
要件化工事 の組み合わせ	13	P	不要
	14	S	不要
	15	A	1部位
	16	B / C	2部位

*1 開口部の断熱改修で使用する製品の性能区分が「P」「S」「A(内窓を除く)」の場合、要件化工事として取り扱いますが、本事業の補助対象工事の対象とはなりません。

*2 本事業では、「外壁」「屋根・天井」「床(基礎断熱含む)」の3部位に大別します。
なお、1つの部位において複数個所に躯体の断熱改修を実施した場合であっても、全体で1部位とみなします。

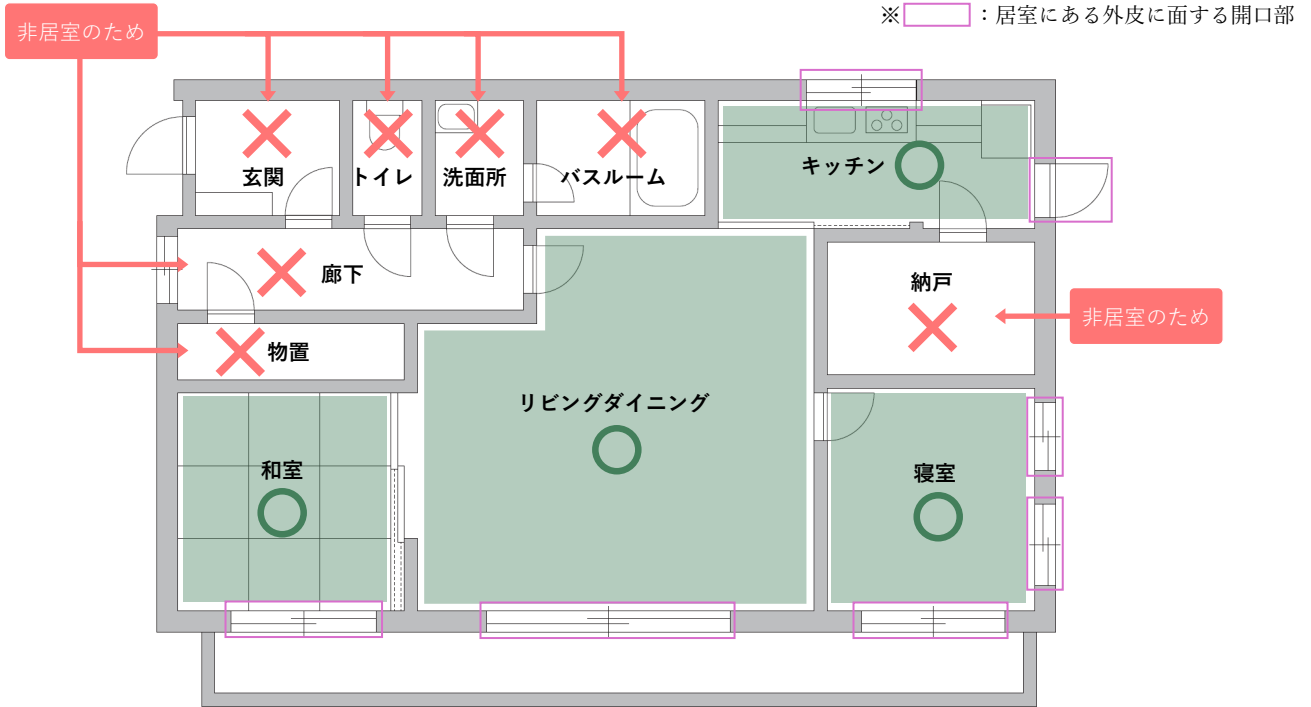
※各要件化工事の詳細(使用する建材の性能要件等)は3-2以降を参照ください。

トリガールーム*¹とすることができる居室の具体例を以下に示します。

*1 トリガールームの詳細は、「2-4 要件化工事・補助対象工事」(P26)を参照ください。

例) トリガールームとして指定可能な室


下記の住宅では、「和室」「リビングダイニング」「キッチン」「寝室」のいずれかをトリガールームとして指定することができます。



※開口部のない居室は想定しておりません。(建築基準法 第28条第1項)

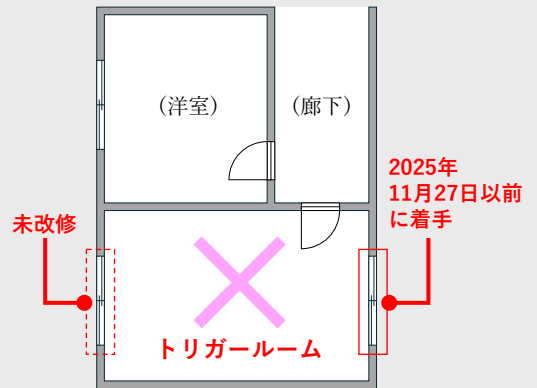
※次ページへ続く

トリガールームとして認められない居室

 トリガールーム とできない居室	<ul style="list-style-type: none"> ◆外皮に面する開口部の一部のみ断熱改修した居室 ◆外皮に面する開口部および躯体について本事業期間外(2025年11月27日以前)に断熱改修した居室 ◆住宅以外の用途で使用している居室
---	---

《トリガールームとして認められない工事の例》

本事業期間外(2025年11月27日以前)に、開口部の断熱改修に着手した場合や、開口部の断熱改修を行っていない居室は、トリガールームとして認められません。



以下の書類にて、トリガールームが居室であることを確認します。
トリガールームのすべての面(壁面および天井)を撮影した写真の提出が必要です。
なお、トリガールームの写真は、リフォーム工事の完了後に撮影してください。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事後のトリガールームであることが確認できる写真(全面)	交付申請時	トリガールームが居室であること	P96~97

3-2 トリガールームにおける開口部の断熱改修

要件化工事における開口部の断熱改修は、トリガールームに存在する外皮に面したすべての開口部^{*1}を改修する必要があります。

なお、開口部の断熱改修は、以下の1)～4)の方法により行う工事を対象とします。

*1 0.2㎡未満の開口部を除きます。

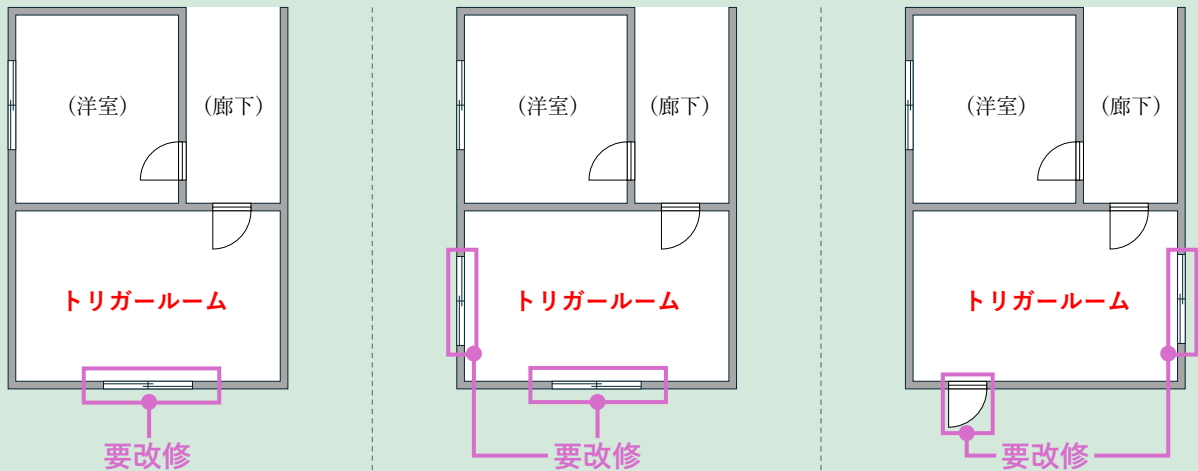
《改修方法》

1) ガラス交換 ^{*2}	既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう ^{*3} 。
2) 内窓設置	既存窓の内側に、新たに窓を設置するもの、および既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。 ただし、 外皮部分に位置する既存外窓(ドア)の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。
3) 外窓交換	既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。
4) ドア交換	既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

*2 障子枠(ガラス+フレーム)のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取り扱います。

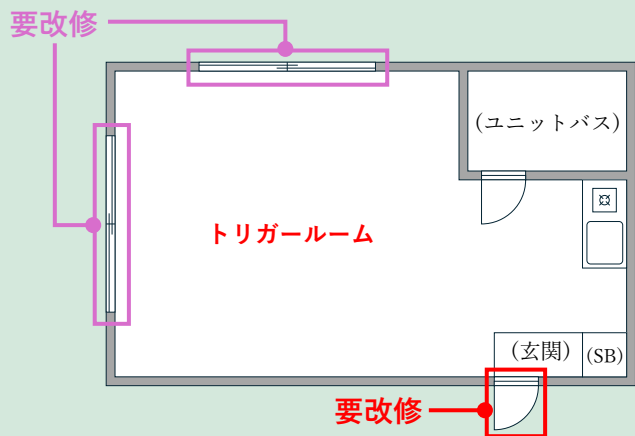
*3 ドアに付いているガラスのみ交換の改修は要件化工事を行ったものとみなしません。

《トリガールームの開口部の断熱改修例》



《ワンルーム住戸の場合の例》

右記のようなワンルーム住戸の場合、窓と併せて玄関ドアの断熱改修も必要です。



他事業(先進的窓リノベ2026事業)にて補助を受けている工事の一部または全部を、「要件化工事」における「a)開口部の断熱改修」を実施したものと取り扱うことができます。

※次ページへ続く

また、本キャンペーンに予め「対象製品*1」として登録された製品を使用した工事が要件化工事を実施したものと取り扱うことができます。

なお、対象となる性能区分(断熱等性能を表す記号)は以下のとおりです。

※ 使用した製品の性能区分に応じて、要件化工事における「躯体の断熱改修」にて改修が必要な部位数が異なります。

*1 本事業のホームページで確認できます。

《性能区分と要件化工事の対象可否》

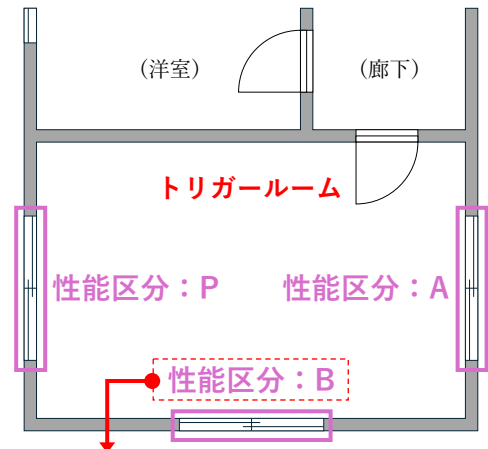
性能区分	P	S	A	B	C	D	E	Y*2	Z*2
熱貫流率*3(W/(m ² ・K))	1.1以下	1.5以下	1.9以下	2.3以下	2.9以下	3.5以下	4.7以下	—	—
日射熱取得率(η)	—	—	—	—	—	—	—	0.52以下	0.65以下
要件化工事の対象可否	○	○	○	○	○	×	×	○	○

*2 性能区分が「Y」または「Z」の製品は、「要件化工事」の組み合わせの判定において、ドアは性能区分「C」、その他は性能区分「A」と同等の区分として取り扱います。

*3 令和7年4月に更新された国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2 開口部 5.2.4 大部分が透明材料で構成される開口部(窓等)又は大部分が不透明材料で構成されている開口部(ドア等)の熱貫流率」に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1 などによる方法の他、当該窓およびドアの仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。

トリガールームに複数の開口部が存在する場合は、対象製品の性能区分のうち、**最も低い性能区分**を「要件化工事」の基準として適用します。

右図の場合、トリガールームの開口部は「性能区分P」の窓と「性能区分B」の窓で構成されているため、「要件化工事」における「開口部の断熱改修」は「性能区分B」を適用するものとします。



「要件化工事」における「開口部の断熱改修」は「性能区分B」を適用

※「要件化工事」の組み合わせに応じた他工事の実施が必要です。

以下の書類にて要件化工事の実施を確認します。(改修を行った開口部ごとに提出が必要です)

添付書類	提出	確認方法	参照
《開口部の断熱改修》			
性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P83
工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	開口部の改修が実際に行われていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98~102

※次ページへ続く

補 足

□ 開口部の改修について

以下の断熱以外の機能を併せ持つ製品を使用した「補助対象工事」のうち、「要件化工事」の「a)開口部の断熱改修」の基準を満たすものは、「要件化工事」としても申請可能です。

- ◆ 「e)子育て対応改修」に含まれる「防犯性の向上に資する開口部の改修」または「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」
- ◆ 「f)防災性向上改修」

□ ガラス交換用製品の種類について

ガラスの対象製品は、交換方法により以下の3つに分けられます。

対象製品の「グレードコード」によりガラスの性能が表示されており、既存サッシとの組み合わせにより、窓の性能区分が決まります。

サッシの性能は高い順に「木製・樹脂製」>「金属とその他素材との複合」>「金属製」です。

汎用ガラス	<p>一般的なガラス交換用の製品で、既存のサッシのサイズに加工し、取付を行います。いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="16">グレードコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="15">高</td> <td>低</td> </tr> <tr> <td>GS</td><td>GA</td><td>GA2</td><td>GB</td><td>GC</td><td>GD</td><td>GE</td><td>GF</td><td>GG</td><td>GH</td><td>GI</td><td>GJ</td><td>GK</td><td>GL</td><td>R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード																高															低	GS	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	R6
グレードコード																																																
高															低																																	
GS	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	R6																																		
リフォーム専用ガラス	<p>既存の「金属製」サッシに付属する単層(1枚)ガラスを、複層ガラスに交換する製品です。アタッチメントが付いた製品や薄型の複層ガラス製品があり、交換が容易です。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6">グレードコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">高</td> <td>低</td> </tr> <tr> <td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード						高					低	R1	R2	R3	R4	R5	R6																													
グレードコード																																																
高					低																																											
R1	R2	R3	R4	R5	R6																																											
二重窓 リフォーム品	<p>既存の二重窓(内窓と外窓がある状態)のどちらかのガラスを交換する製品です。いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="9">グレードコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">高</td> <td>低</td> </tr> <tr> <td>WA</td><td>WB</td><td>W1</td><td>W2</td><td>W3</td><td>W4</td><td>W5</td><td>W6</td><td>R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード									高								低	WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																				
グレードコード																																																
高								低																																								
WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																																								

3-3 トリガールームにおける躯体の断熱改修

トリガールームの外皮に対して、部位ごとに定められた最低使用量以上の断熱材を使用した改修が必要です。

本事業において、住宅の外皮は以下の3部位に大別します。

- ①外壁
- ②屋根・天井
- ③床(基礎断熱含む)

なお、1部位で複数個所に躯体の断熱改修を実施した場合であっても、全体で1部位とみなします。
例えば「①外壁」において東面および南面の外壁2ヶ所に工事を実施した場合であっても、1部位(「①外壁」)に実施したものとします。

「要件化工事」における「b)躯体の断熱改修」は、改修を行った部位数が「要件化工事」の組み合わせごとに必要な部位数を満たす必要があります。

なお、以下の1)2)のいずれかに該当する部位を、改修を行った部位とします。

- 1) 実際に躯体の断熱改修を行った「①外壁」、「②屋根・天井」または「③床」
- 2) 躯体の断熱改修は行っていないが、隣室または隣戸に面する「②屋根・天井」または「③床」

1) 実際に躯体の断熱改修を行った「①外壁」、「②屋根・天井」または「③床」

「①外壁」「②屋根・天井」「③床」の部位ごとに、住戸ごとに設定される**最低使用量以上の断熱材を使用した改修**が必要です。(最低使用量の計算方法は次頁を参照ください)

なお、本キャンペーンに**予め「対象製品*1」として登録された製品を使用した工事**が対象になります。

*1 本事業のホームページで確認できます。

対象となる製品の基準

原則として、次のJIS規格に相当し、熱伝導率(W/(m・K))が0.052以下のノンフロン製品で、性能担保および品質管理体制について、以下の3種類の累計のいずれかを満たすものが対象です。

該当するJIS	JIS A9504、JIS A9511、JIS A9521、JIS A9523、JIS A9526、JIS A5905、JIS A5901、JIS A5914
性能担保および品質管理体制	<ol style="list-style-type: none"> ① JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品 ② JIS認証を取得していないが、第三者により、JISと同等の性能および品質管理体制が確認されているもの ③ JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q1000またはJIS Q17050-1による自己適合宣言が行われ、JISと同等以上の性能および品質管理体制を有していることを証する資料等(②の第三者による確認と同程度のものに限る)の提供を行うことができるもの

≪性能区分と熱伝導率≫

性能区分	F	E	D	C	B	A-2	A-1
熱伝導率(W/(m・K))	0.022以下	0.028以下	0.034以下	0.040以下	0.045以下	0.050以下	0.052以下

※断熱材の種類の場合はP130を参照ください。

※次ページへ続く

断熱材の最低使用量の計算方法

各部位の断熱材の最低使用量は、下表に示す「断熱材基準量(m³(立米))」に補助対象住宅の床面積*1におけるトリガールームの床面積*1の割合を乗じて算出します。
なお、床面積は、工事完了後の「住戸」の面積および工事完了後の「トリガールーム」の面積で算出します。

《断熱材の最低使用量の算出式》

$$\text{断熱材最低使用量(m}^3\text{(立米))} = \text{断熱材基準量(m}^3\text{(立米))} \times \frac{\text{トリガールームの床面積(m}^2\text{(平米))}}{\text{補助対象住宅の床面積(m}^2\text{(平米))}}$$

*1 床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。ただし、トリガールームの床面積は内法面積でも可。

《断熱材基準量》

断熱材の区分*2	断熱材基準量(単位：m ³)				
	外壁		屋根・天井	床	
	戸建住宅	共同住宅		基礎断熱	
A-1 / A-2 / B / C	9.7	4.9	9.2	4.4	1.32
D / E / F	5.3	2.7	5.1	2.4	0.72

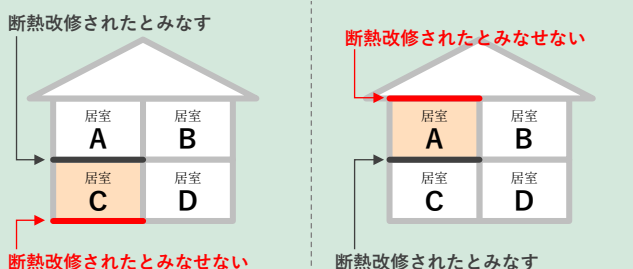
*2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができます。
また、最低使用量は断熱材区分「A-1 / A-2 / B / C」における断熱材基準量にて算出します。

2) 躯体の断熱改修は行っていないが、隣室または隣戸に面する「②屋根・天井」または「③床」

トリガールームの「②天井」が上階の住戸または部屋と接している場合、または「③床」が下階の住戸または部屋と接している場合、当該部位に対する「b)躯体の断熱改修」は行われたものとみなすことができます。

《「②天井」「③床」の躯体の断熱改修が行われたものとみなす考え方の例》

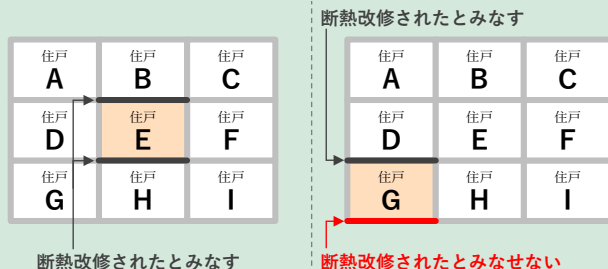
《居室間の場合》



居室Cは、天井を隣室Aと共有しているため、1ヶ所(天井)の断熱改修が行われたとみなす

居室Aは、床を隣室Cと共有しているため、1ヶ所(床)の断熱改修が行われたとみなす

《住戸間の場合》

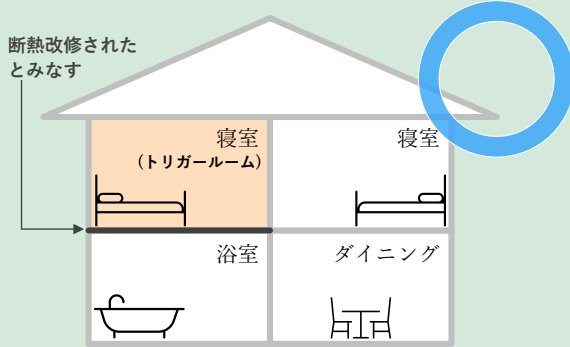


住戸Eは、天井を住戸Bと、床を住戸Hと共有しているため、2ヶ所(天井、床)の断熱改修が行われたとみなす

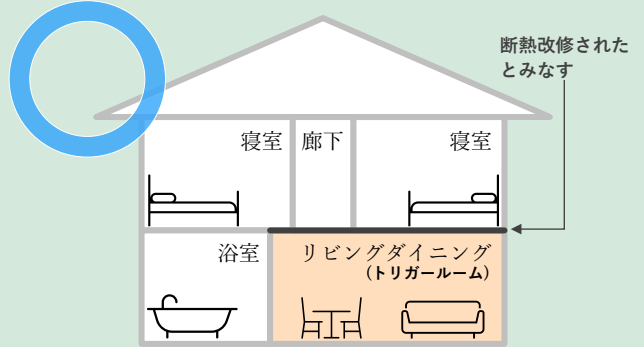
住戸Gは、天井を住戸Dと共有しているため、1ヶ所(天井)の断熱改修が行われたとみなす

※次ページへ続く

《住宅用途における考え方の例》



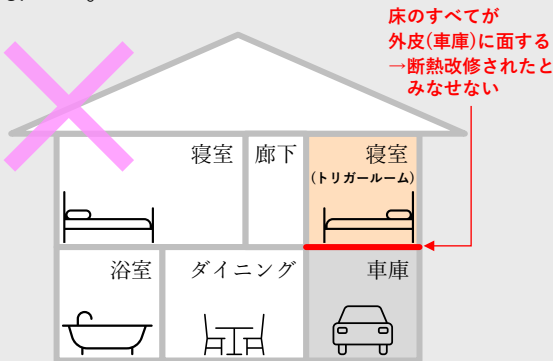
トリガールーム下階が浴室、トイレ、廊下等であっても「③床」の躯体の断熱改修が行われたものとみなします。



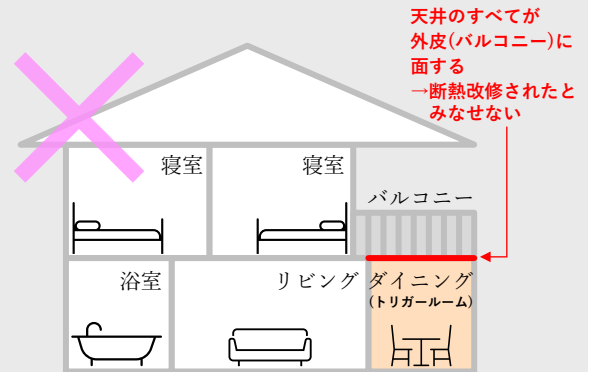
トリガールーム上階が廊下を含む場合であっても接する箇所が住宅用途のみであれば「②天井」の躯体の断熱改修が行われたものとみなします。

《「②天井」「③床」の躯体断熱が行われたと認められない例》

上階もしくは下階が隣戸または隣室に面していない場合、「②天井」「③床」の躯体断熱を行ったものとみなしません。



トリガールームの床が車庫(外皮)に面しているため、躯体の断熱改修が行われたものとみなしません。



トリガールームの天井がバルコニー(外皮)に面しているため、躯体の断熱改修が行われたものとみなしません。

※次ページへ続く

なお、本キャンペーンに予め「対象製品^{*1}」として登録された製品を使用した工事が対象になります。以下の書類にて要件化工事の実施を確認します。(改修を行った部位ごとに提出が必要です)

添付書類	提出	確認方法	参照
≪躯体の断熱改修≫			
建物の不動産登記全部事項証明書	(予約時) 交付申請時	対象住宅の床面積 ^{*2} が確認できること	P80~81
≪要件化工事において天井と床の2部位を 躯体断熱改修済とみなして申請する場合≫ 対象住宅の外観写真	交付申請時	トリガールームを有する階の上下に隣室または隣戸があること。	P107

*1 本事業のホームページで確認できます。

*2 予約後の交付申請時において、予約時から対象住宅の床面積が変更になる場合、交付申請時に変更後の「建物の不動産登記全部事項証明書」の提出が必要です。

補 足

対象住戸の住宅部分の床面積が確認できない場合について

区分登記されていない共同住宅や、併用住宅、兼用住宅の場合、不動産登記全部事項証明書にて対象住戸の住宅部分の床面積を確認することができないため、**対象住戸の住宅部分の床面積を確認できる平面図**の提出を求める場合があります。

3-4 特定エコ住宅設備の設置

「特定エコ住宅設備の設置」は、「要件化工事」を実施した住宅内であれば、トリガールーム内でも構いません。

例えば、寝室をトリガールームとし、「開口部の断熱改修」および「躯体の断熱改修」を実施し、リビングダイニングに高効率エアコンを設置した場合、「義務基準」に適合させる「要件化工事」として認めます。

なお、本キャンペーンに予め「対象製品*1」として登録された製品を使用した工事のみ対象とします。

*1 本事業のホームページで確認できます。



「義務基準」相当の「要件化工事」

「給湯省エネ2026事業」「賃貸集合給湯省エネ2026事業」において交付決定を受けている場合は、本事業の要件化工事「特定エコ住宅設備の設置」を実施しているものとして扱います。

対象となる製品の基準

対象設備	基準
ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、または年間給湯効率が3.0以上 (ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。
電気ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを 持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。 給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。 石油給湯機の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。 石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
高効率エアコン*2	定格冷房エネルギー消費効率の区分(い)を満たすエアコンであること

*2 「高効率エアコン」は「h」空気清浄機能・換気機能付きエアコン」とは異なります。
なお、両方の基準を満たす製品については、いずれかの工事としてのみ申請が可能です。

※次ページへ続く

以下の書類にて要件化工事の実施を確認します(設置した特定エコ住宅設備ごとに提出が必要です)。

添付書類	提出	確認方法	参照
《特定エコ住宅設備の設置》			
《高効率給湯器》 納品書の写しまたは保証書の写し または 銘板ラベル写真	交付申請時	エコジョーズ・エコフィールの場合 ＜納品書の写し＞ 納品元(販売店、流通事業者等)*1の記載があること、 納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先に事業者名の 記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*2 であること。 エコキュートの場合 ＜保証書の写し＞ メーカーが発行した保証書であること、設置場所がリフォーム した住宅であること、製品型番が事務局に予め登録された 対象製品*2であること。 ハイブリット給湯機の場合 ＜銘板ラベル写真＞ ヒートポンプの銘板ラベルの写真であること、メーカー名の記載 があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*2で あること。	P90～92
《高効率エアコン》 納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)*1の記載があること、 納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先に事業者名の 記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*2 であること。	P88
《すべての設備》 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98～102

*1 メーカーや販売会社も含む。

*2 本事業のホームページで確認できます。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第4章 補助対象工事の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

4-1 補助対象工事について

「補助対象工事」とは、「要件化工事」が実施される場合、その住宅において実施されるリフォーム工事であって、一定の条件を満たす工事をいいます。補助額は、「補助対象工事」に応じて定める額の合計になります。

「要件化工事」で実施した「a)開口部の断熱改修」「b)躯体の断熱改修」「c)特定エコ住宅設備の設置」も補助対象工事として申請可能です。

ただし、「a)開口部の断熱改修」の性能区分「P」「S」「A(内窓を除く)」の製品については、先進的窓リノベ2026事業に申請可能です。

本事業への申請にあたっては、補助額の合計が5万円以上^{*1}となる必要があります。

^{*1} 同一発注者の同一の住宅にて、他の構成事業(先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業)の交付決定を受けている場合、本事業の1つの交付申請で申請する補助額の合計の下限を2万円とします。

4-2 開口部の改修

以下の1)～4)の改修方法により行う、㉗～㉞の機能に該当する改修工事を補助対象とします。

【改修方法】

1) ガラス交換 ^{*2}	既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう ^{*3} 。
2) 内窓設置	既存窓の内側に、新たに窓を設置するもの、および既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。 ただし、 外皮部分に位置する既存外窓(ドア)の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。
3) 外窓交換 ^{*4}	既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。
4) ドア交換 ^{*4}	既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※1)～4)いずれの改修方法であっても、増築部に行う工事は補助対象外^{*5}となります。

^{*2} 障子枠(ガラス+フレーム)のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取り扱います。

^{*3} ドアに付いているガラスのみ交換の改修は補助対象外となります。

^{*4} 既存のサッシと同規模・同数である場合に限り補助対象とします。(同規模・同数でない場合や位置の変更を行った場合は補助対象外^{*5})

^{*5} BELS評価書または既存住宅の建設住宅性能評価書の提出により、リフォーム後において断熱性能等級5を満たす住宅は補助対象とします。

【機能】

「a)開口部の断熱改修」(以下、「断熱等」という)	
㉗ 製品の性能区分によって、「補助対象となる事業(補助対象事業)」や「本事業における対象となる工事の種類(要件化工事/補助対象工事)」が異なります。	P48～49 参照
㉘ 「e)子育て対応改修」のうち、防犯性の向上に資する開口部の改修(以下、「防犯」という)	P49参照
㉙ 「e)子育て対応改修」のうち、生活騒音への配慮に資する開口部の改修(以下、「防音」という)	P50参照
㉞ 「f)防災性向上改修」(以下、「防災」という)	P51参照

なお、本キャンペーンに予め「対象製品^{*6}」として登録された製品を使用した工事が補助対象になります。対象製品の登録の有無は以下のとおりです。

機能	1) ガラス交換	2) 内窓設置	3) 外窓交換	4) ドア交換
㉗ 断熱等	○	○	○	○
㉘ 防犯	—	—	○	○
㉙ 防音	○	○	○	○
㉞ 防災	○	—	○	—

^{*6} 本事業のホームページで確認できます。

※次ページへ続く

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。改修を行った開口部ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
《開口部の改修》			
性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P83
工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	開口部の改修が実際に行われていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98～102

補 足

□ ドアについて

本事業では、住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をドアとし、それ以外のものを窓とします。

□ 同一開口部に対する複数製品の重複設置について

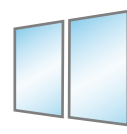
例えば、対象製品である内窓と外窓(ガラス交換も同様)を重複して、重なるように設置した場合、いずれかの製品のみ補助対象として本事業の交付申請を行うことができます。(右図：例①参照)
(他方の製品を先進的窓リノベ2026事業の補助対象とすることはできません)

例①
窓(ガラス)・ドアを
2枚重複して重なる
ように設置



片方の
製品のみ
補助対象

例②
窓(ガラス)を
2枚並べて重ならない
ように設置



両方の
製品が
補助対象

また、対象製品である複数の外窓(内窓、ガラス交換も同様)を並べて、重ならないように設置した場合、すべての製品を補助対象として本補助金の交付申請を行うことができます。(右図：例②参照)

ただし、既存の開口部における外窓・ドアの交換工事において、交換工事前のサッシ数を上回る数の外窓・ドアを設置することは、原則としてできません。(既存サッシと同数までが補助対象となります。)

□ 出窓の取り付け部に設置する内窓の取り扱いについて

出窓に内窓を設置する場合、**出窓の形状や躯体の状況により、補助対象にならない場合があります。**

代表的な事例について、補助対象となるかどうかを以下に示しますので、参考にしてください。

※開口面(屋内側の面)から50cm以内に設置しない場合、開口面と平行に設置しない場合は、形状に関わらず補助対象外となりますので、ご注意ください。

出窓の形状	出窓部分がサッシのみで構成された出窓の例 (腰高窓に多い)		躯体が張り出した出窓の例 (掃出し窓に多い)	
	補助対象	イメージ ※開口面は出窓の取り付け部分	補助対象	イメージ ※開口面は既存の外窓部分
角型	○ *1		○ *2	
角型 ※側面に窓がある	○ *1		✗ *3	
三角	○ *1		✗ *3	
弓型	○ *1		✗ *3	

*1 出窓部分がサッシであり、開口面は屋内の壁と平行となります。このため、図のように屋内の壁と平行に内窓を設置する場合、開口面とも平行になり補助対象となります。

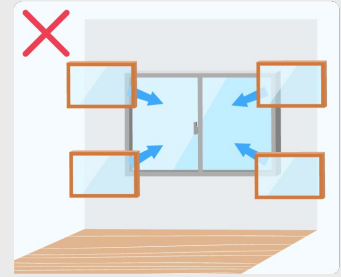
*2 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行(≒外窓のガラス面)となります。この場合、外窓と屋内の壁は平行であるため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面(≒外窓)とも平行になり補助対象となります。

*3 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行(≒外窓のガラス面)となります。いずれの場合も、外窓は屋内の壁と平行とならないため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面(≒外窓)とも(一部を除き)平行とならないことから、補助対象外となります。

※次ページへ続く

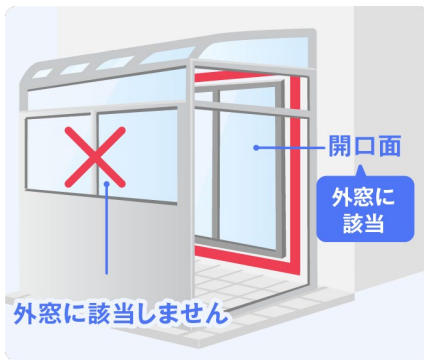
補足 ※続き

- 既存の外窓1つに対して新たに3つ以上設置する内窓について
原則、補助対象にはなりません。
ただし、以下に該当する場合、3つ以上の内窓設置を可とします。
 - ◆ 既存の外窓のガラス面と同数の内窓を設置する場合
(ルーバー窓は連動するガラス全体を1面とする)
 - ◆ 内窓の強度の制約から既存の外窓と同じ大きさの内窓設置ができず、やむを得ず最低限に分割する場合
(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求め、確認を行います)

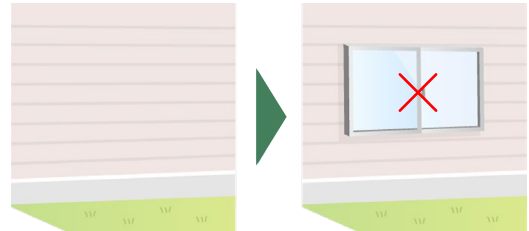


参考) 補助対象とならない外窓の例

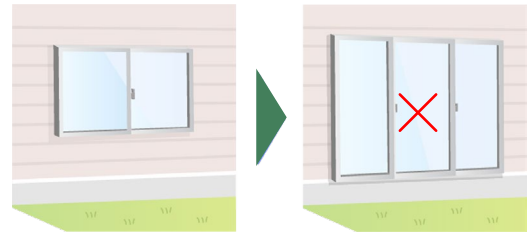
≪ 外皮部分*1に設置しない外窓 ≫



≪ 外壁等に新たに開口部を設けて設置*2 ≫

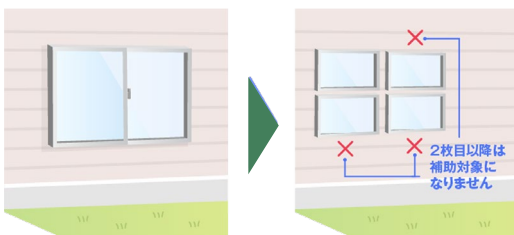


≪ 既存の開口部を拡張して設置*2 ≫

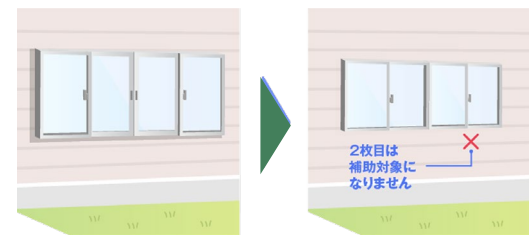


≪ 交換前のサッシの数より多く製品*3を設置*2*4*5 ≫

● 引違い窓2枚建(1製品) → FIX窓(4製品)



● 引違い窓4枚建(1製品) → 引違い窓2枚建(2製品)



- *1 外壁ライン上にある熱的境界をいいます。
- *2 BELS評価書または既存住宅の建設住宅性能評価書の提出により、リフォーム後において断熱等性能等級5を満たす住宅は補助対象とします。
- *3 製品数は性能証明書の発行枚数で確認します。
- *4 交換工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓を設置する場合は、該当のサッシは補助対象外となります。
(既存サッシと同数までが補助対象となります)
ただし、製品の強度の制約から交換前の製品と同じ大きさのものを設置できず、やむを得ず最低限に分割して製品を設置する場合は、設置した製品分を補助対象とします。(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求めます)
- *5 一つの開口部に複数の新しい製品を設置する場合、複数の新しい製品のうちの一部を本事業、一部を先進的窓リノベ2026事業へ申請するといった申請はできません。(両事業を通じて、既存数と同数までが補助対象となります)

補 足

- **メーカーが保証しない工法による取り付けについて**
外窓は、メーカーが保証する工法により、設置してください。
はつり工法専用製品を、既存サッシに対して独自の金具(アタッチメント)等を使用し、カバー工法で取り付けした場合、強度や断熱性能を損なうことがあります。
その場合、本事業の補助対象になりません。(カバー工法専用製品を、はつり工法で取り付ける場合も同様です)

ア 断熱改修(断熱等)

対象となる開口部の断熱等性能は、性能区分で表します。

性能区分は熱貫流率*1または日射熱取得率*2に応じて下表のとおり区分されます。

ただし、製品の性能区分によって、「補助対象となる事業(補助対象事業)」が異なります。

開口部の断熱改修で使用する製品の性能区分が「P」「S」「A(内窓を除く)」の場合、**先進的窓リノベ2026事業に交付申請**を行ってください(本事業の補助対象外となります*3)。本事業の「要件化工事」として扱っただけでは、補助対象とはなりません。

詳細は下記の通りです。

(補助対象となる開口部の窓・ドア等の仕様例については、P127~129参照)

- *1 令和7年4月に更新された国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2 開口部 5.2.4 大部分が透明材料で構成される開口部(窓等)又は大部分が不透明材料で構成されている開口部(ドア等)の熱貫流率」に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1 などによる方法の他、当該窓およびドアの仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。
- *2 窓ガラス等の開口部に入射した太陽の日射熱がどの程度室内に侵入するかを表す割合です。
- *3 先進的窓リノベ2026事業の予算到達後は、みらいエコ住宅2026事業の補助対象として取り扱います。

《性能区分における熱貫流率・日射熱取得率 / 補助対象事業》

性能区分	P	S	A*4	B	C	D	E	Y	Z
熱貫流率(W/(m ² ・K))	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下	2.9超 3.5以下	3.5超 4.7以下	—	—
日射熱取得率(η)	—	—	—	—	—	—	—	0.52以下	0.65以下
補助対象事業	先進的窓リノベ2026事業			みらいエコ住宅2026事業					

*4 性能区分Aの内窓は、みらいエコ住宅2026事業の補助対象となります。(先進的窓リノベ2026事業では補助対象外となります)

補助額は、改修方法、開口部の性能区分および大きさに応じて定める補助額に、施工箇所(枚)数を乗じた額とします。

改修方法	面積	断熱性能別の補助額			
		A	B	C / D / E	Y / Z
ガラス交換*1*2*3	大 1.4m ² 以上	—	24,000円/枚	18,000円/枚	27,000円/枚
	中 0.8m ² 以上 1.4m ² 未満		16,000円/枚	13,000円/枚	18,000円/枚
	小 0.1m ² 以上 0.8m ² 未満		4,000円/枚	3,000円/枚	5,000円/枚
内窓設置*4*5	大 2.8m ² 以上	42,000円/箇所	37,000円/箇所	27,000円/箇所	42,000円/箇所
	中 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	22,000円/箇所	19,000円/箇所	16,000円/箇所	22,000円/箇所
	小 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	17,000円/箇所	16,000円/箇所	13,000円/箇所	17,000円/箇所
外窓交換*4	大 2.8m ² 以上	—	49,000円/箇所	41,000円/箇所	63,000円/箇所
	中 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満		35,000円/箇所	31,000円/箇所	48,000円/箇所
	小 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満		28,000円/箇所	26,000円/箇所	29,000円/箇所
ドア交換*6	大 開戸：1.8m ² 以上 引戸：3.0m ² 以上	—	44,000円/箇所	41,000円/箇所	41,000円/箇所
	小 開戸：1.0m ² 以上 1.8m ² 未満 引戸：1.0m ² 以上 3.0m ² 未満		25,000円/箇所	23,000円/箇所	23,000円/箇所

- *1 面積はガラスの寸法を測定します。
- *2 箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出します。
- *3 ドアに付くガラスのみ交換する改修は補助対象外です。
- *4 面積はサッシの枠外寸法を測定します。
- *5 内窓交換を含みます。
- *6 面積は戸枠の枠外寸法を測定します。

補 足

□ ガラス交換用製品の種類について

ガラスの対象製品は、交換方法により以下の3つに分けられます。
対象製品の「グレードコード」によりガラスの性能が表示されており、既存サッシとの組み合わせにより、窓の性能区分が決まります。
サッシの性能は高い順に「木製・樹脂製」>「金属とその他素材との複合」>「金属製」です。

汎用ガラス	一般的なガラス交換用の製品で、既存のサッシのサイズに加工し、取付を行います。 いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。																																												
	<table border="1"> <tr> <th colspan="15">グレードコード</th> </tr> <tr> <td colspan="14">高</td> <td>低</td> </tr> <tr> <td>GS</td><td>GA</td><td>GA2</td><td>GB</td><td>GC</td><td>GD</td><td>GE</td><td>GF</td><td>GG</td><td>GH</td><td>GI</td><td>GJ</td><td>GK</td><td>GL</td><td>R6</td> </tr> </table>	グレードコード															高														低	GS	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL
グレードコード																																													
高														低																															
GS	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	R6																															
リフォーム専用ガラス	既存の「金属製」サッシに付属する単層(1枚)ガラスを、複層ガラスに交換する製品です。 アタッチメントが付いた製品や薄型の複層ガラス製品があり、交換が容易です。																																												
	<table border="1"> <tr> <th colspan="6">グレードコード</th> </tr> <tr> <td colspan="5">高</td> <td>低</td> </tr> <tr> <td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td> </tr> </table>	グレードコード						高					低	R1	R2	R3	R4	R5	R6																										
グレードコード																																													
高					低																																								
R1	R2	R3	R4	R5	R6																																								
二重窓 リフォーム品	既存の二重窓(内窓と外窓がある状態)のどちらかのガラスを交換する製品です。 いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。																																												
	<table border="1"> <tr> <th colspan="9">グレードコード</th> </tr> <tr> <td colspan="8">高</td> <td>低</td> </tr> <tr> <td>WA</td><td>WB</td><td>W1</td><td>W2</td><td>W3</td><td>W4</td><td>W5</td><td>W6</td><td>R6</td> </tr> </table>	グレードコード									高								低	WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																	
グレードコード																																													
高								低																																					
WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																																					

① 防犯性の向上に資する開口部の改修(防犯)

以下の基準に該当する改修を補助対象とします。

対象設備	基準
窓・ドア	「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品(CPマークを取得したもの)であること。

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
外窓交換	大 2.8㎡以上	44,400円 /箇所	・面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	31,200円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	26,400円 /箇所	
ドア交換	大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	63,600円 /箇所	・面積は戸枠の枠外寸法を測定
	小 開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	45,600円 /箇所	

※次ページへ続く

ウ 生活騒音への配慮に資する開口部の改修(防音)

以下の基準に該当する改修を補助対象とします。

《生活騒音への配慮に資する窓・ドア等の基準》

対象設備	基準
窓・ドア	既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、JIS A 4706:2015(サッシ)に規定する遮音性能がT1 以上であるものに交換することまたは品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める透過損失等級(外壁開口部)の等級2 以上であるものに交換すること。

《生活騒音への配慮に資するガラスの基準》

対象設備	複層ガラスの厚み	断熱構造サッシ (開閉形式問わず)	アルミ製サッシ		
			開き系	引き系/上げ下げ オーニング	出窓
複層 ガラス	一方が公称3mm以上、他方が公称3mm以上	○	○	—	—
	一方が公称3mm以上、他方が公称4mm以上	○	○	○	—
	一方が公称3mm以上、他方が公称5mm以上	○	○	○	○

※複層ガラスの中空層は、6mm以上、16mm以下が補助対象になります。

※三層複層ガラス、真空複層ガラス、リフォーム専用ガラス(アタッチメント付きガラス、真空ガラス)は、補助対象外となります。

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所(枚)数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
ガラス交換	大 1.4㎡以上	13,200円 /枚	<ul style="list-style-type: none"> 面積はガラスの寸法を測定 箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出 ドアに付くガラスのみ交換の改修は補助対象外
	中 0.8㎡以上 1.4㎡未満	9,600円 /枚	
	小 0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,600円 /枚	
内窓設置	大 2.8㎡以上	15,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> 面積はサッシの枠外寸法を測定 内窓交換を含む
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	12,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	10,200円 /箇所	
外窓交換	大 2.8㎡以上	30,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> 面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	24,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	20,400円 /箇所	
ドア交換	大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	43,200円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> 面積は戸枠の枠外寸法を測定
	小 開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	38,400円 /箇所	

※次ページへ続く

工 防災性の向上に資する開口部の改修(防災)

以下の基準に該当する改修を補助対象とします。

対象設備	基準
窓	「JIS R 3109:2018 建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験方法」に基づき実施する試験により、屋根瓦の破片相当以上の飛来物の衝突に対して安全性を有することが確認された合わせガラスまたは合わせ複層ガラスであること。

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所(枚)数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
ガラス交換	大 1.4㎡以上	21,600円 /枚	・面積はガラスの寸法を測定 ・箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出 ・ドアに付くガラスのみの交換の改修は補助対象外
	中 0.8㎡以上 1.4㎡未満	14,400円 /枚	
	小 0.1㎡以上 0.8㎡未満	8,400円 /枚	
外窓交換	大 2.8㎡以上	49,200円 /箇所	・面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	32,400円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	19,200円 /箇所	

補 足

□ 複数の機能を有する対象製品を使用した工事について

対象製品には「断熱等」と他の機能を同時に有するもの(例:「断熱等」と「防犯」の機能を有する製品)があります。これらの製品を使用した場合でも重複して補助を受けることはできません。有する機能のうち、補助額が一番高いものの補助額を計上してください。その際、当該製品がリフォーム工事を行った住宅において「断熱等」に該当する場合、本事業の要件化工事「a)開口部の断熱改修」を実施したものと取り扱います。

例:「断熱等」と「防犯」の機能を有する性能区分「B」、サイズ「中」の外窓を改修した場合、補助額は「断熱等」35,000円/箇所、「防犯」31,200円/箇所となるので、補助額は一番高い35,000円/箇所計上してください。

4-3 躯体の断熱改修

原則として次のJISに該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンフロン製品で、性能担保および品質管理体制について以下の3種類のタイプのいずれかを満たすものが補助対象です。

該当するJIS	JIS A9504、JIS A9511、JIS A9521、JIS A9523、JIS A9526、JIS A5905、JIS A5901、JIS A5914
性能担保および品質管理体制	<p>① JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品</p> <p>② JIS認証を取得していないが、第三者により、JISと同等の性能および品質管理体制が確認されているもの</p> <p>③ JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q1000またはJIS Q17050-1による自己適合宣言が行われ、JISと同等以上の性能および品質管理体制を有していることを証する資料等(②の第三者による確認と同程度のものに限る)の提供を行うことができるもの</p>

《性能区分と熱伝導率》

性能区分	F	E	D	C	B	A-2	A-1
熱伝導率(W/(m・K))	0.022以下	0.028以下	0.034以下	0.040以下	0.045以下	0.050以下	0.052以下

※断熱材の種類の場合はP130を参照ください。

なお、本キャンペーンに**予め「対象製品^{*1}」として登録された製品を使用した工事**が補助対象になります。以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。改修を行った部位ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
《躯体の断熱改修》			
納品証明書 ^{*2} (本事業指定様式) または施工証明書 ^{*2} (本事業指定様式)	交付申請時	<p>《納品証明書》 納入者^{*3}名の記載があること、納入先がリフォームした住宅の所在地と一致すること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること、断熱材区分と使用量が要件を満たしていること。</p> <p>《施工証明書》 施工業者名の記載があること、納入先がリフォームした住宅の所在地と一致すること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること、断熱材区分と使用量が要件を満たしていること。</p>	P86～87
工事中の写真	交付申請時	躯体の断熱改修が実際に行われていること。	P98～99

*1 本事業のホームページで確認できます。

*2 ボード系、マット系断熱材は「納品証明書(ボード系、マット系)」、畳床用断熱材は「納品証明書(畳床用)」、吹込み・吹付け系断熱材は「施工証明書(吹込み・吹付け)」の書類であることが必要です。指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。

*3 メーカーや卸売業者も含む。

補助額は、改修後の外壁、屋根・天井、床の部位ごとに、断熱材の使用量に下表に定める単価をかけて算出*1します。

部位	断熱材の性能区分	熱伝導率(W/(m・K))	補助額
外壁*2	F	0.022以下	44,000円 /m ³
	E	0.028以下	30,000円 /m ³
	D	0.034以下	15,000円 /m ³
	C / B / A-2 / A-1	0.040以下 / 0.045以下 / 0.050以下 / 0.052以下	14,000円 /m ³
屋根・天井	F	0.022以下	44,000円 /m ³
	E	0.028以下	30,000円 /m ³
	D	0.034以下	15,000円 /m ³
	C	0.040以下	14,000円 /m ³
	B / A-2 / A-1	0.045以下 / 0.050以下 / 0.052以下	13,000円 /m ³
床 (基礎の断熱改修を含む)	F	0.022以下	62,000円 /m ³
	E	0.028以下	48,000円 /m ³
	D	0.034以下	27,000円 /m ³
	C / B / A-2 / A-1	0.040以下 / 0.045以下 / 0.050以下 / 0.052以下	25,000円 /m ³

*1 2桁以下は切り捨てです。

例) 算出結果が32,184円の場合、補助額は32,100円となります。

*2 部分断熱の場合は、間仕切壁を含みます。

4-4 特定エコ住宅設備・エコ住宅設備の設置

本キャンペーンに**予め「対象製品*1」**として登録された製品を使用した工事のみ補助対象とします。

*1 本事業のホームページで確認できます。

以下の設備の補助額は、設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額とします。

対象設備		基準	補助額
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	※3-4 特定エコ住宅設備の設置「対象となる製品の基準」(P42)を参照ください。	45,000円 /戸
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯機)		
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)		30,000円 /戸
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)		
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 (蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)	45,000円 /戸
高断熱浴槽		JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	48,000円 /戸
蓄電池		定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。	96,000円 /戸

高効率給湯器については、性能および設置(取替)する住宅・用途の種別により「給湯省エネ2026事業」「賃貸集合給湯省エネ2026事業」にて、より高い補助を受けられる場合があります。

以下の設備の補助額は、設備の種類に応じた補助額に設置台数を乗じた額とします。

対象設備		基準	補助額
高効率エアコン*2		※3-4 特定エコ住宅設備の設置「対象となる製品の基準」(P42)を参照ください。	52,000円 /台
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS A5207:2019 またはJISA5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。	31,500円 /台
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ700mm 以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌*3する機能を備えていること。	34,500円 /台
節湯水栓		JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	9,000円 /台
第一種換気設備	ダクト式	第一種換気設備(給気と排気の双方のために送風機を用いるもの)であり、熱交換機能を有する*4設備であることに加え、以下のA~Cのいずれかを満たす設備であること。 A. ダクトあり、DCモーター付き、有効換気量率80%以上 B. ダクトなし、温度交換効率70%以上 C. 比消費電力0.3W/(m³/h)以下	70,000円 /セット*5
	ノンダクト式		20,000円 /台

*2 空気清浄機能・換気機能付きエアコンとは異なります。

なお、両方の基準を満たす製品については、いずれかの工事としてのみ申請が可能です。

*3 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

*4 給気と排気を同時に行う設備(同時給排)を対象とするが、給気と排気が一定時間ごとに切り替わる熱交換型換気設備を設置する場合は、全般換気(建築基準法施行令第20条の8に該当)として認められていることを確認した上で、第三者試験機関が実施した試験の「試験成績書」により該当するJIS(JIS B 8639 : 2017)に基づく性能値(熱交換効率等)を必須とする。

*5 集中換気ユニット1台および当該ユニットに付随する関連部材(ダクト、屋外フード等)を「1セット」として扱います。

※次ページへ続く

第4章 補助対象工事の詳細

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。設置した住宅設備ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
《特定エコ住宅設備・エコ住宅設備の設置》			
《太陽熱利用システム / 高断熱浴槽》 性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P84
《高効率エアコン / 節水型トイレ / 節湯水栓 / 第一種換気設備》 納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)*2の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先に事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P88
《高効率給湯器》 納品書の写しまたは保証書の写し または 銘板ラベル写真	交付申請時	エコジョーズ・エコフィールの場合 ＜納品書の写し＞ 納品元(販売店、流通事業者等)*2の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先に事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*2であること。 エコキュートの場合 ＜保証書の写し＞ メーカーが発行した保証書であること、設置場所がリフォームした住宅であること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*2であること。 ハイブリッド給湯機の場合 ＜銘板ラベル写真＞ ヒートポンプの銘板ラベルの写真であること、メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*2であること。	P90～92
《蓄電池》 出荷証明書 または 保証書の写し	交付申請時	＜出荷証明書＞ 出荷元(メーカーや販売店等)の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。 ＜保証書の写し＞ メーカーが発行した保証書であること、設置場所がリフォームした住宅であること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P93
《すべての設備》 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98 ～102

*1 本事業のホームページで確認できます。

*2 メーカーや販売会社も含む。

4-5 子育て対応改修

以下1)の工事において、本キャンペーンに**予め「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した工事のみを補助対象とします。

(「防犯性の向上に資する開口部の改修」「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」については、『4-2 開口部の改修』に記載しています)

*1 本事業のホームページで確認できます。

1) 家事負担の軽減に資する住宅設備

補助額は設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額とします。

対象設備	基準	補助額
ビルトイン 食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。	30,000円/戸
掃除しやすい レンジフード ^{*6}	次の㊶～㊷のすべてを満たすものであること。 ㊶電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 ㊷レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 ㊸次の i)～iv)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて ^{*2} が a)または b)の仕様構造になっていること。 i)整流板 ii)グリスフィルター iii)ファン iv)油受け皿 a) 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 b) レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」 ^{*3} 、「親水(性)処理」 ^{*4} または「ホーロー(珪瑯)処理」 ^{*5} のいずれかの表面処理を施したものの。	15,600円/戸
ビルトイン 自動調理対応 コンロ ^{*6}	JIS S2103:2019 に規定する「ガスコンロ」または、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で㊶および㊷の機能を有すること。 ㊶コンロ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 ㊷コンロ部またはグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。	18,000円/戸
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「電気温風機」、「換気扇」または「ファンコイルユニットおよびファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇との連動も可)と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井または壁に設置されたものに限る)であること。	27,600円/戸
宅配ボックス ^{*7*8}	次の㊶～㊸のすべてを満たすものであること。 ㊶保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 ㊷保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力および安定性が確保されていること。 ㊸使用時の安全性および保安性が確保されていること。 ㊹表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。	13,200円/戸

*2 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除きます。

*3 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいいます。

*4 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいいます。

*5 ホーロー(珪瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいいます。

*6 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助対象外となります。

*7 共同住宅においては、単数のボックス等、当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

*8 詳細はP57補足参照

※次ページへ続く

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。設置した住宅設備ごとに提出が必要です。

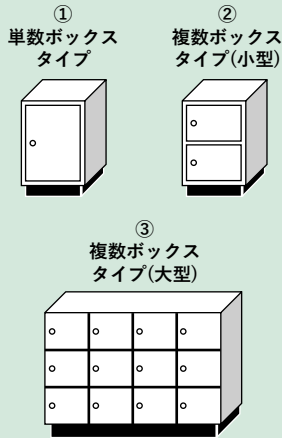
添付書類	提出	確認方法	参照
《対応改修》			
《宅配ボックス》 性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P84
《ビルトイン食器洗機 / 掃除しやすいレンジフード / ビルトイン自動調理対応コンロ / 浴室乾燥機》 納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P88
《すべての設備》 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98 ~102

補 足

□ 宅配ボックスの設置と補助額について

宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。
それぞれのタイプと設置状況における交付申請方法は、以下のとおりとします。

《宅配ボックスのタイプ》



《自身の住戸について交付申請する場合(戸別申請)》

- A 戸建住宅に①を設置した場合**
 ・複数の宅配ボックスを設置しても同様。
 ・②または③を設置しても同様。
13,200 円
-
- B 共同住宅に①を自宅専用として設置した場合**
 ・複数の宅配ボックスを設置しても同様。
 ・②または③を設置しても同様。
13,200 円
-
- C 共同住宅に住む個人(101号室)が、隣人(102号室)と共同で②を設置し、それぞれ利用する場合**
 ・101号室または102号室のいずれかが申請できます。
 (性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため)
 ・いわゆる二世帯住宅の場合も同様。
 ・③を設置しても同様。
13,200 円

※一棟の共同住宅における工事を一括で作成する手続きの場合は、補助額の算出方法が異なります。
(詳細は後日公表いたします)

2) キッチンセットの交換を伴う対面化改修

本事業におけるキッチンセットの交換を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。

※改修前のキッチンセットが対面キッチンであった場合や交換を伴わないキッチンセットの移設による対面化改修は補助対象になりません。

※既存キッチンと別に新たに対面キッチンを増設^{*1}する工事も補助対象となります。

申請にあたって、既存のキッチンと新たに増設した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。

*1 対面キッチンの増設とは、既存住宅の二世帯住宅への改修等で、既存キッチンに加えて新たにキッチンを設置する工事です。既存キッチンを同時に改修した場合も補助対象となります。既存、増設キッチンともに対面化改修した場合も、補助対象は戸あたり1セットです。(なお、増設の場合は、改修前の既存キッチンの要件については申告不要です)

内容	要件		補助額
	改修前	改修後	
必須設備	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続したシンクを有する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台を有する ■コンロ(埋め込み式に限らない/IHクッキングヒーター含む)を有する ■コンロの上部に調理専用の換気設備を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続した新しいシンク^{*2}を設置する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する新しい調理台^{*2}を設置する ■新しいコンロ^{*3}(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する ■コンロの上部に調理専用の新しい換気設備を設置する 	106,800円 /戸
レイアウト	<p>配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができない。または視認することができる位置が1箇所である</p>	<p>配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上ある</p>	
提出書類	<p>以下、すべての写真の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真①：各設備ごとの接写 ■写真②：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真③：過半を視認できないことが確認できる写真 	<p>以下、すべての写真/図面の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真④：各設備ごとの接写 ■写真⑤：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真⑥：過半を視認できることが確認できる写真 ■平面図^{*4}：キッチンとリビングとダイニングの位置関係が確認できること(寸法と縮尺の記載があるもの) ■立面図^{*4}：必須設備と吊り戸棚等、その配置が確認できること 	

*2 W300mm×D300mm以上のものに限りです。

*3 キッチンセットの中で、コンロ(IHクッキングヒーター含む)については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とします。

*4 提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

補 足

□ 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」として補助を受ける場合

「掃除しやすいレンジフード」「ビルトイン自動調理対応コンロ」の補助を受けることはできません。ただし、「節湯水栓」「ビルトイン食器洗機」の補助を受けることは可能です。

4-6 バリアフリー改修

下表を満たす工事を補助対象とし、補助額については箇所数によらず改修を行った補助対象工事の種類に応じた額とします。

なお、「衝撃緩和畳の設置」については本キャンペーンに**予め「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した**工事のみ**が対象です。

*1 本事業のホームページで確認できます。

対象工事	工事の基準		製品の基準	補助額
	概要	詳細 ^{*2}		
手すりの設置 ^{*3}	便所、浴室、脱衣室その他の居室および玄関ならびにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 ^{*4}	転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として手すりを取り付けるものをいい、手すりの取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む)を伴わない手すりの取付けは含まれない。	-	7,200円 /戸
段差解消 ^{*3}	便所、浴室、脱衣室その他の居室および玄関ならびにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外面する開口の出入口および上がりかまちならびに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む) ^{*4}	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。		8,400円 /戸
廊下幅等の拡張 ^{*3}	介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事 ^{*4}	通路または出入口(以下「通路等」という)の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限り)の幅が、おおむね750mm以上(浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上)であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取り替えは含まない。		33,600円 /戸
衝撃緩和畳の設置	事務局に登録された製品を利用し、衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る)			畳床がJIS A5917:2018に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

*2 平成25年10月1日 国住政第83号、国住生402号、国住指第2293号より抜粋

*3 原則バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じます。

*4 平成19年 国土交通省告示第407号より抜粋

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。改修を行った工事ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
《バリアフリー改修》			
《衝撃緩和畳の設置》 性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P85
《補助対象工事のすべて》 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	バリアフリー改修が実際に行われていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98~102

4-7 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

本キャンペーンに**予め「対象製品*1」**として登録された製品を使用した工事のみを補助対象とします。補助額は冷房能力に応じた補助額に設置台数を乗じた額とします。

*1 本事業のホームページで確認できます。

対象設備	基準	エアコンの冷房能力	補助額
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン	3.6kW超	32,400円 /台
	一 国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する試験機関等	2.2kW超～3.6kW以下	28,800円 /台
	二 国等の認可等を受けた試験機関等 三 法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	2.2kW 以下	24,000円 /台

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。設置したエアコン1台ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
≪空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置≫			
納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P88
工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約時は工事前写真のみ提出が必要	P98～102

4-8 リフォーム瑕疵保険等への加入

補助対象となる期間内に契約し、実施する工事について、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険等*2への加入を補助対象とします。

保険の加入については住宅瑕疵担保責任保険法人へお問い合わせください。

*2「既存住宅売買瑕疵保険」のうち、引渡し後リフォーム型の瑕疵保険についても、「リフォーム瑕疵保険」の対象となる商品があります。詳しくは各保険法人にお問い合わせください。

住宅瑕疵担保責任保険法人	補助額
株式会社住宅あんしん保証 / ハウスプラス住宅保証株式会社 株式会社日本住宅保証検査機構 / 株式会社ハウスジーマン / 住宅保証機構株式会社	8,400円 /契約

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
≪リフォーム瑕疵保険等への加入≫			
リフォーム瑕疵保険の保険証券 または保険付保証書	交付申請時	所在地がリフォームした住宅の住所と一致すること、 保険の開始日が補助対象工事の引渡日以降であること。	P95



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第5章 申請手続きの詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

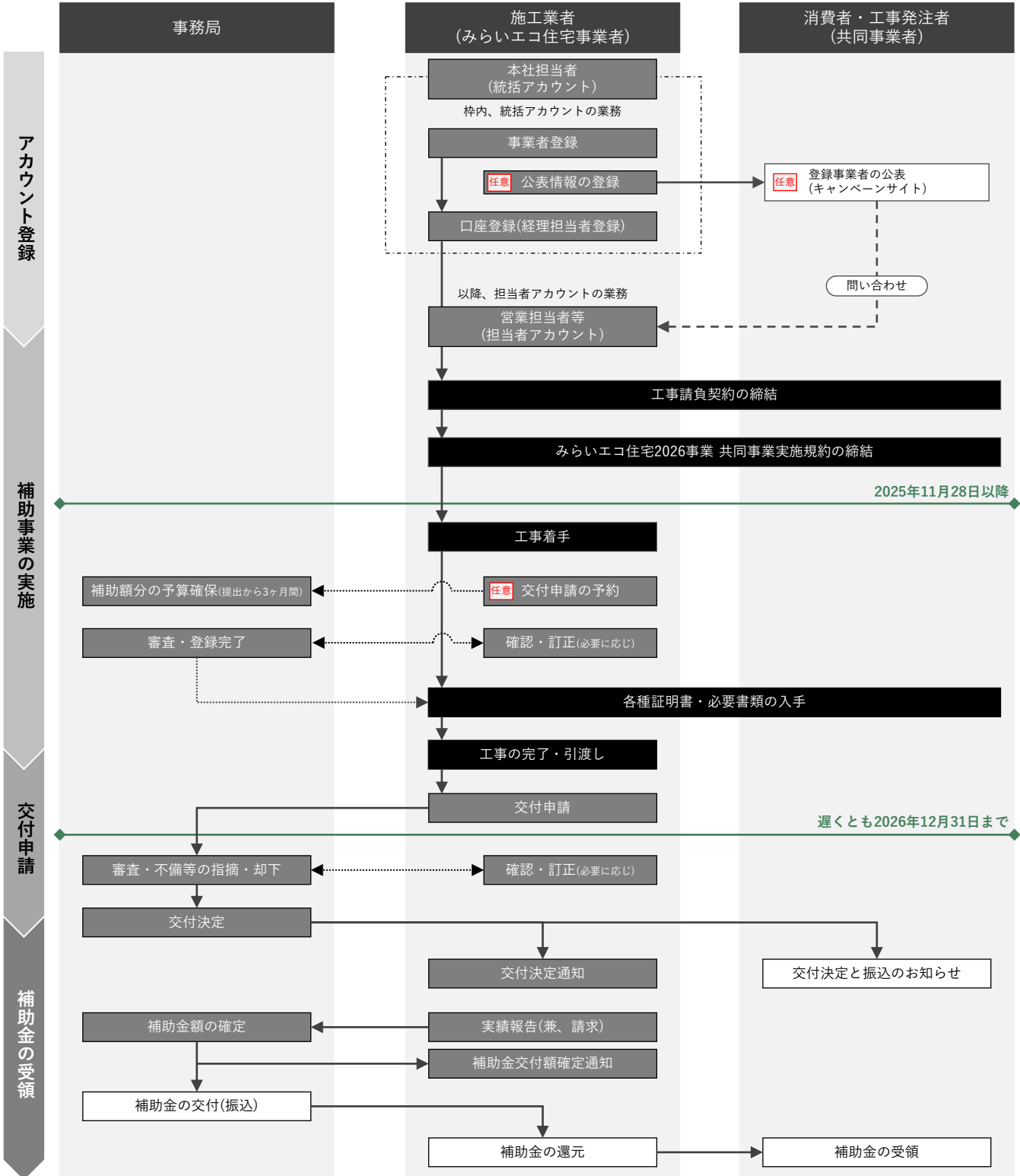
5-1 申請手続きの流れ

本補助金の交付申請にあたり、住宅省エネポータル(P635-2参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。

本手引きでは、交付申請の予約および交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。

(以下は申請手続きの一例です)

凡例： 対象住宅 本ポータル内 本ポータル外



5-2 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、リフォーム工事の施工業者が、本キャンペーンが提供するWEBシステム『住宅省エネポータル』上で行います。
 リフォームの工事発注者の方が、自身で手続きを行うことはできません。

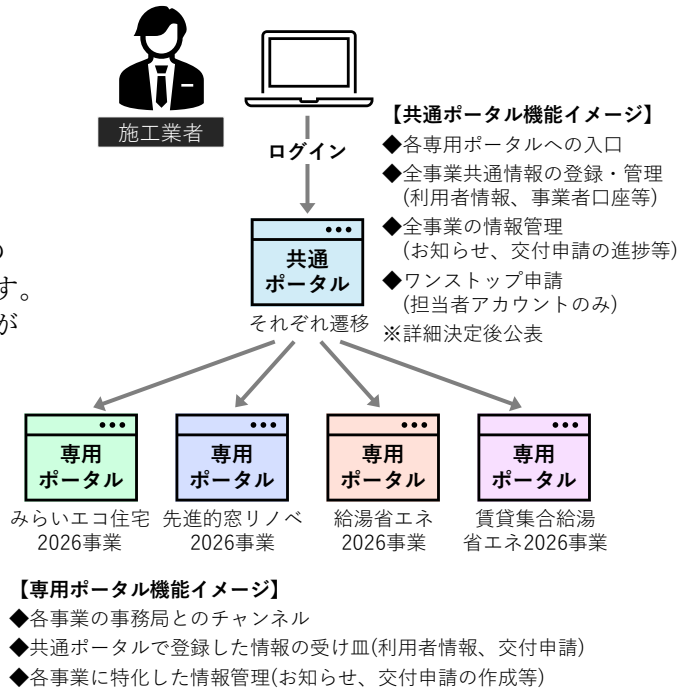
住宅省エネポータルは1つの「共通ポータル」と4つの「専用ポータル」計5つのポータルで構成されています。すべてのポータルは1つのアカウントで利用することができます。

◆共通ポータル

キャンペーン全体、4つの補助事業を一括管理するためのポータルです。
 (専用ポータルの入口となります)

◆専用ポータル

各補助事業の交付申請を作成する等、それぞれを管理するためのポータルです。
 なお、参加申告を行った補助事業のみ利用できます。



5-3 アカウントについて

本ポータルの利用にあたっては、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
 以下 a)～c)の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

a) アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
 なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。
 (事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2025 キャンペーンから継続して参加する事業者	新規事業者
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。(1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行*1 (新規発行は不要)	2026年3月10日 登録開始
担当者アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。(アカウント数に制限はありません)	新規でアカウント発行依頼を行ってください (自動発行はされません)	2026年3月24日 登録開始

*1 「住宅省エネ2025キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2026年3月5日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。(新規アカウントで発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

b) 各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

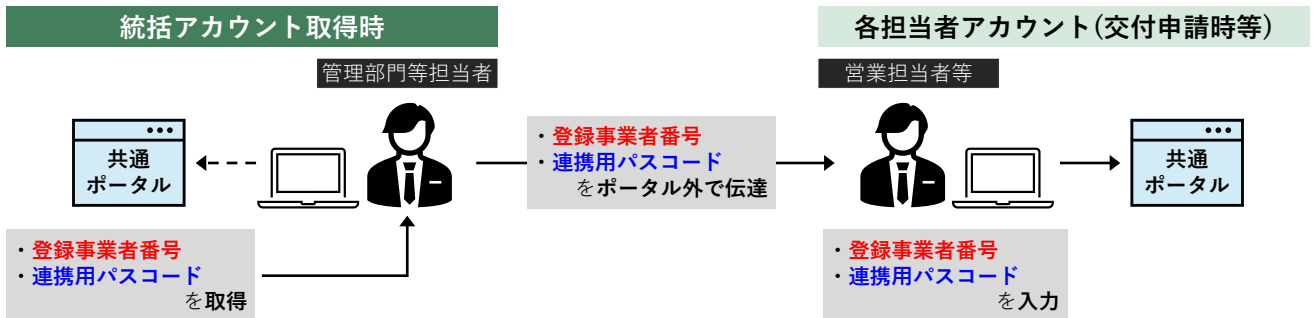
機能	統括アカウント	担当者アカウント
事業者登録	登録可 登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	× -
各事業への参加申告	登録可 書類等は不要	× 統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	登録可 公表を希望する場合	× -
交付申請 (予約を含む)	アカウントの連携が必要	
	× 各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可 複数登録可
補助金振込口座	登録可 支店単位等、複数登録可	× 統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	すべての 交付申請 口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している 交付申請のみ -

c) アカウントの連携

担当者アカウントが交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される「**登録事業者番号**」と「**連携用パスコード**」を担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。



5-4 事業者登録の手順

以下 a) b) の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

a) 住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ポータルに必要な情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆すべての事業者が提出します。
印鑑証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

b) みらいエコ住宅2026事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、みらいエコ住宅事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補 足

□ 本事業への事業者登録の停止

みらいエコ住宅事業者として登録された後であっても、除外要件(P11~12 1-10、1-11参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。
事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。
なお、事業途中で登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

5-5 工事請負契約の締結

施工業者(みらいエコ住宅事業者)と工事発注者(共同事業者)は、本事業の対象製品を利用したリフォーム工事について、工事請負契約を締結します。

※ **工事金額の多寡によらず工事請負契約の締結は、施工業者の義務です。(建設業法 第19条1項)**
工事前後のトラブルを避けるためにも、必ず契約を締結してください。

第5章 申請手続きの詳細

5-6 共同事業実施規約の締結

本事業はリフォームの工事発注者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、施工業者(みらいエコ住宅事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。

事務局指定の「みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【リフォーム用】」(様式3-2)は、本事業の利用にあたり両者間で予め合意するべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要です。

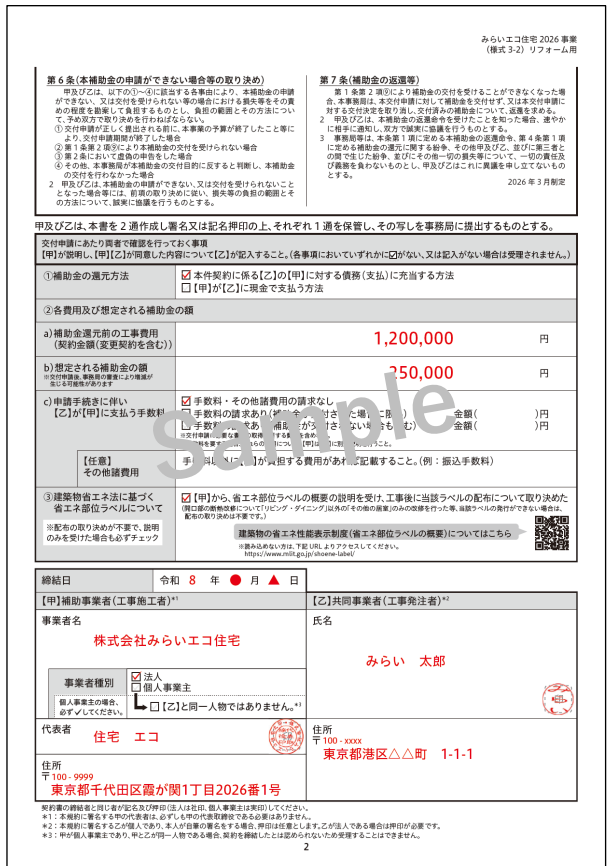
締結の際は、特に以下の点に留意してください。

- ◆ 交付規程等に記載されている要件等の確認
- ◆ 補助金の還元方法・還元時期
- ◆ 申請ができない場合等の取り決め
- ◆ 各費用および想定される補助金の額についての確認
- ◆ 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルについての説明実施

「共同事業実施規約のイメージ」

(1枚目)

(2枚目)



※本事業のホームページよりダウンロードできます。新築用とは様式が異なりますので、ご注意ください。

※書類の作成方法については、P76参照

5-7 工事着手

工事着手とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手することをいいます。

2025年11月28日以降に着手した場合に補助対象となります。

補足

□ 工事着手にあたりないもの

現場の調査・採寸や見積り、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

5-8 交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれるリフォーム工事を含む工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます*1。

交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*2が確保されます。

担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。

交付申請の予約は任意であり、申請期間内に交付申請する場合、必ずしも予約を行う必要はありません。予算の執行状況を踏まえて、みらいエコ住宅事業者の責任において判断してください。

- *1 交付申請の予約に必要な書類(P68)をすべて提出できる場合に限りです。
また、交付申請の予約の提出後であっても、**提出時に要件を満たす書類を準備できていなかったことが発覚した場合、事務局は当該申請を却下することがあります。**
- *2 事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(審査の結果、予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)
交付申請の予約の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

①交付申請の予約受付期間：2026年6月30日～予算上限に達するまで(遅くとも2026年11月16日)*3

- *3 締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、その終了日と同日となります。

②予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下 a) b) のうち、**いずれか早い日付まで**です。

有効期間を超過した予約は失効します。**(事前の通知は行いません)**

a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後
(例：予約を7月1日に提出した場合、10月2日0時に失効します)

b) 2026年12月31日

なお、事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した場合、当該予約は失効となります。

また、予約承認後に交付申請を提出した場合、交付申請により継続して予算は確保されるため、予約は失効となります。

当該交付申請が却下または取り下げされた場合、予算は確保されなくなります。

- ※ 有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。
ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

③手続きの時期：**リフォームに用いる対象製品(製品型番)が決定し、契約工事全体のうち最初の工事に着手した以降かつ必要書類が揃い次第**

- ※ 交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。
登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

- ※ 予約の完了はあくまでも工事着手から交付申請までの期間に予算の確保をするだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金は交付されません。

補 足

- 予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。
- 予約後の申請内容の変更について**
予約後は工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部工事の取りやめ、設置する製品(型番)の変更は可能です。
ただし、変更後の申請内容が本事業の要件を満たしている必要があります。また、**予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。**

④交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。
書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【リフォーム用】	●	白黒可	P76～77
工事請負契約書	●	白黒可	P78～79
建物の不動産登記全部事項証明書	●	白黒可	P80～81
工事前写真(工事前写真が必要となる対象の箇所すべて)	●	カラー	P98～102
工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	●	カラー	P103
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P104～105
《工事発注者が法人の場合》 法人の实在確認ができる書類	○	白黒可	P106

- ※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求められることがあります。
- ※ **提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。** ご注意ください。

補 足

- **工事着手と着手写真について**
工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手した以降、交付申請の予約を行うことができます。
また工事着手写真は、契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるものをご提出ください。
(補助対象工事の着手写真である必要はありません)
- **工事着手に含まれない例**
工事箇所に不可逆的な変化が確認できない場合は、着手写真と取り扱わず、予約が受理されないことがあります。
以下に代表例を示します。
 - (例) ◆クレセント等の部品の調整または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)
 - ◆工事前写真として提出する写真と同じ状態の写真(同画角、画角違いを問わず)
 - ◆容易に移動できる物品(工具・脚立や障子・カーテン等)を設置、移動した写真
 - ◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真 等

⑤注意事項

- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同一住戸に複数回のリフォーム工事を行った場合、補助上限の範囲内で複数回の交付申請(予約を含む)を行うことができます。
ただし、それぞれの交付申請(予約を含む)が本事業の要件を満たす必要があります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、共同事業者等が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(要件を満たす場合、交付申請の予約受付期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます)

5-9 工事の完了・引渡し

原則、締結した工事請負契約に含まれるすべての工事を完了し、引渡しを行います。

補 足

□ 工事完了について

本事業において、工事完了とは、補助事業の対象工事が完了することをいいます。
工事完了に加え、工事発注者への引渡しの完了後にはじめて交付申請が可能となります。
なお、契約工事全体の工事が完了前であっても、住宅・居室ごとに補助事業の対象工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了した場合は、当該住宅・居室ごとに交付申請を行うことが可能です。
ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。
(必要に応じて、引渡証の提出を求めることがあります)

5-10 交付申請

リフォーム工事が完了した補助事業は、交付申請を行うことができます*1。
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の作成にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

①交付申請の受付期間：2026年6月30日～予算上限に達するまで(遅くとも2026年12月31日)*2

- *1 交付申請に必要な書類(下表)をすべて提出できる場合に限りです。
また、交付申請の提出後であっても、**提出時に要件を満たす書類を準備できていなかったことが発覚した場合、事務局は当該申請を却下することがあります。**
- *2 交付申請の締切は、予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
- ※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切った場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。

②手続きの時期：リフォーム工事の完了・引渡し後かつ必要書類が揃い次第

- ※ 本事業の工事完了・引渡しは、原則として契約工事全体の工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了していることをいいます。工事完了に加え、発注者への引渡し後、はじめて交付申請が可能となります。
- ※ 契約工事全体の工事完了前であっても、住居・居室ごとに補助事業の対象工事が完了し、発注者への引渡しが完了した場合は、当該住宅・居室ごとに交付申請を行うことが可能です。
ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。
(必要に応じて、引渡証の提出を求めることがあります)

③交付申請に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。
書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済の書類の再提出は不要です。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【リフォーム用】	●	白黒可	P76～77
工事請負契約書	●	白黒可	P78～79
建物の不動産登記全部事項証明書	●	白黒可	P80～81
対象工事内容に応じた性能を証明する書類等	●	白黒可	P82～95
工事後のトリガールームであることが確認できる写真(全面)	●	白黒可	P96～97
対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)	●	カラー	P98～102
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P104～105
《工事発注者が法人の場合》 法人の実在確認ができる書類	○	白黒可	P106
《要件化工事において天井と床の2部位を躯体断熱改修済とみなして申請する場合》 対象住宅の外観写真	○	カラー	P107
《新設・拡張・位置変更・既存数より上回る数を設置した外窓交換・ドア交換の場合》 リフォーム後の住宅が断熱等性能等級5を満たすことが確認できる書類	○	カラー	P108

- ※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。
- ※ **提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

※次ページへ続く

④注意事項

- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同一住戸に複数回のリフォーム工事を行った場合、補助上限の範囲内で複数回の交付申請(予約を含む)を行うことができます。
ただし、それぞれの交付申請(予約を含む)が本事業の要件を満たす必要があります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助制度への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(みらいエコ住宅2026事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けたみらいエコ住宅事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは補助事業者が行ってください。

5-11 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5～2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、

『交付決定通知書(様式4)』を本ポータルにて発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

(工事発注者に対しても交付決定を通知する『交付決定と振込のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《交付決定通知書のイメージ》



補 足

□ 住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業を併用する場合の注意事項

みらいエコ住宅2026事業と他の構成事業を併用する場合、併用する目的(以下、①②)に応じて、本事業における取り扱いを確認するため、みらいエコ住宅2026事業の交付決定は併せて申請される他の構成事業の交付決定後となります。

①要件化工事の1つとして給湯省エネ2026事業または賃貸集合給湯省エネ2026事業を併用

②補助額の下限額の引き下げのため、先進的窓リノベ2026事業または給湯省エネ2026事業または賃貸集合給湯省エネ2026事業を併用

※他の構成事業で不備等が発生した場合、他の構成事業での不備訂正および交付決定されるまで本事業は交付決定されません。

※同一の住宅について、複数の補助事業者と契約し、実施した工事をそれぞれの補助事業者から各構成事業へ交付申請した場合も同様です。

※併用する場合は、追加書類を求められる場合があります。(詳細はP131～133参照)

□ 交付申請の取下げ

交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の取下げを申告できます。

取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式7)』を提出してください。

(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。本ポータルから却下依頼を行うことができます)

ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。

補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。

5-12 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行った補助事業について、みらいエコ住宅事業者の指定口座に振込を行います。(当月20日頃までに交付決定を行った交付申請は、翌月末日振込予定)

交付決定後において補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合は、交付決定通知書に記載された「取下期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。「取下期日」までに、交付決定の取下げの手続きが行われなかった場合は、補助要件を満たさない要件変更が生じていないものと判断し、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとみなして、補助金の振込を行います。なお、補助要件を満たさない変更が生じているにも関わらず、「取下期日」までに取下げ手続きを行わずに補助金の振込を受けていることが判明した場合には、事務局から当該補助金の返還請求を行うだけでなく、関与するみらいエコ住宅事業者は、以後の本事業や今後の国土交通省の補助金の申請をする事務事業者としての地位が停止されることがありますのでご注意ください。

みらいエコ住宅事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に補助金を還元します。

還元方法が「現金で支払う方法」の場合、みらいエコ住宅事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールでその旨を通知します。(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細*1を郵送します)

*1 各郵送物のイメージはP123をご参照ください。

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)』(様式5)および『交付額確定通知書』(様式6)が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

《交付額確定通知書のイメージ》

交付決定後であっても、申請内容に確認事項や疑義等(調査含む)が発生した場合、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

5-13 書類の保管

みらいエコ住宅事業者である施工業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

なお、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿および書類も本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存が必要です。

No.	書類名称	
1	様式 2	交付申請書
2	様式 4	交付決定通知書* ¹
3	様式 5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式 6	交付額確定通知書* ¹
5	交付申請の 提出書類	みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【リフォーム用】
6		工事請負契約書
7		建物の不動産登記全部事項証明書
8		対象工事内容に応じた性能を証明する書類等
9		工事後のトリガールームであることが確認できる写真(全面)
10		対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)
11		工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)
12		《工事発注者が法人の場合》 法人の实在確認ができる書類
13		《要件化工事において天井と床の2部位を躯体断熱改修済とみなして申請する場合》 対象住宅の外観写真
14		《新設・拡張・位置変更・既存数より上回る数を設置した外窓交換・ドア交換の場合》 リフォーム後の住宅が断熱等性能等級5を満たすことが確認できる書類
15	その他、交付申請時に提出を求められた書類	

手続きの進捗に応じて
住宅省エネポータルから
ダウンロードできます。

*1 本事業の交付を受けた工事発注者(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。
必要に応じて工事発注者(共同事業者)に配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

補 足

□ 財産処分の制限

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(交付申請の提出)から10年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、本事業の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合、または災害や火災により使用できなくなった場合や、立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄に該当する場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

第6章 提出書類の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。


*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

● 提出書類一覧 ●

【凡例】 ●：必須提出書類 / ○：該当する場合に提出する書類

	提出			書類名称	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
①	●	—	●	みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【リフォーム用】	白黒可	P76～77
②	●	—	●	工事請負契約書	白黒可	P78～79
③	●	○	●	建物の不動産登記全部事項証明書	白黒可	P80～81
④	—	●	●	対象工事内容に応じた性能を証明する書類等	白黒可	P82～95
⑤	—	●	●	工事後のトリガールームであることが確認できる写真(全面)	カラー	P96～97
⑥	●	—	●	工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	カラー	P98～102
⑦	—	●	●	対象工事内容に応じた工事写真(工事中/工事後)	カラー	P98～102
⑧	●	—	—	工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	カラー	P103
⑨	●	—	●	工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可	P104 ～105
《工事発注者が法人の場合》						
⑩	○	—	○	法人の实在確認ができる書類	白黒可	P106
《要件化工事において天井と床の2部位を躯体断熱改修済とみなして申請する場合》						
⑪	—	○	○	対象住宅の外観写真(工事後)	カラー	P107
《新設・拡張・位置変更・既存数より上回る数を設置した外窓交換・ドア交換の場合》						
⑫	—	○	○	リフォーム後の住宅が断熱等性能等級5を満たすことが確認できる書類	白黒可	P108

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求められることがあります。

※ 次ページ以降に記載の  は本事業指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆ 1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆ 天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆ **文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆ 添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

□ 分離発注の場合の提出書類について

複数の事業者により工事を分割して発注し、リフォーム工事を行う(いわゆる分離発注)場合に提出する書類についてはP116～120を参照ください。

A 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【リフォーム用】

白黒可

指定様式

入手 施工業者(補助事業者) (1枚目)

(2枚目)

みらいエコ住宅 2026 事業 事務事務局 届
みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約【リフォーム用】
みらいエコ住宅 2026 事業(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(みらいエコ住宅事業)として建設を受けようとする者(以下、「甲」という。)及び乙(共同事業者)として建設を受けようとする者(以下、「乙」という。)と締結する者(以下、「共同事業者」という。)の間、本規約に従って補助事業を共同実施するものとして、届け出ます。

届 第6条(本補助金の申請ができ、) 第7条(甲)の身 第8条(補助金の返還)
甲及び乙は、以下の1)に該当する場合は、本補助金の申請ができません。
1) 甲及び乙は、以下の1)に該当する場合は、本補助金の申請ができません。
甲及び乙は、以下の1)に該当する場合は、本補助金の申請ができません。
甲及び乙は、以下の1)に該当する場合は、本補助金の申請ができません。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1) 以下項目についてチェックが入っていること、必要事項が記入されていること
i) 補助金の還元方法について
ii) 各費用および想定される補助金の額について
iii) 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルについて
2) 規約の締結日が記入されていること
3) i) 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印)
ii) 補助事業者【甲】と一致すること
4) i) 工事発注者の氏名、住所が記入され、押印(または自署による署名)されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること

※次ページへ続く

補 足

□ 共同事業実施規約の記入時における注意点

≪各費用および想定される補助金の額の記入についての注意点≫

- ◆ a) 補助金還元前の工事費用は、交付申請する対象住宅に行う工事(要件化工事および補助対象工事を含む)の総額(税抜)を記入してください。(分離発注の場合は、代表者が行う工事の費用を記入してください)補助金の還元方法が、工事代金の支払いから差し引く場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入してください。
なお、工事の引渡しまでに当該費用が変更になった場合は、変更後の金額に訂正を行ってください。(訂正する場合、共同事業者の了承と、双方での書類保管が必要です。なお、訂正印は不要です)
- ◆ b) 想定される補助金の額は、当該交付申請における交付が見込まれる補助金額を記入します。
補助金額は(事務局の審査等により)変更があった場合も訂正の必要はありません。
- ◆ c) 甲乙両者で合意した手数料およびその他諸費用(補助金還元の際の振込手数料等)を記入してください。
- ◆ 交付申請(予約を含む)提出後に a)～c)の金額が変更となった場合でも、提出書類の訂正・再作成は不要です。

≪共同事業実施規約における【甲】の注意点≫

- ◆ 工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません)
- ◆ 分離発注でリフォーム工事を行う場合、交付申請等の手続きを代表して行うことに協力する任意の事業者が【甲】となり締結を行ってください。(P116～117参照)

≪共同事業実施規約における【乙】の注意点≫

- ◆ 連名で発注し、契約を締結している場合、代表者が記名・押印してください。
(自署による署名の場合、押印は不要です)

□ 共同事業実施規約の締結日について

共同事業実施規約は、リフォームの工事請負契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、工事請負契約と締結日が一致しなくても構いません。

□ 【甲】【乙】間での条項の追加について

共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。(共同事業実施規約は指定の様式であり、補助事業者や共同事業者が変更することはできません)

□ 同一人格間の契約について

本事業では、工事請負契約を締結して行う工事に限り補助の対象としています。
発注者と受注者が同一人格である場合、契約は成立しないため、**補助対象外**となります。

B

予約時 予約後 交付申請のみ

工事請負契約書

白黒可

入手 施工業者(補助事業者)

令和〇年〇月〇日

収入印鑑 (印)

住宅リフォーム 工事請負契約書

この契約書に従い、添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 住居 大塚 様 (印)

住所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

工事名称 住居修繕 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 0,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	納要(仕様)	小計
1. 内窓設置		0,000,000
2. 断熱改修		0,000,000
3. その他		0,000,000
4. 労務・産業用設備		0,000,000
備考欄	工事価格(税抜) 0,000,000	
	消費税 000,000	
	合計(税込) 0,000,000	

3. 支払方法 前払金() 金 円(税込)
 部分払() 金 円(税込)
 残払(工事完了確認後 30 日以内) 金 0,000,000 円(税込)
 金 円(税込)

請負者(乙) 株式会社〇〇工務店

代表者 〇〇 建築 (印)

住所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

※この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または捺印の上、各自1通を保有する
 ※この契約は人に譲渡してはならない。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- ② 工事請負契約の締結日の記載があり、工事着手日前であること
- ③ 工事場所の記載があり、リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆リフォーム工事であり、新築工事ではないこと
 - ◆工事代金の記載があること

※上記②～⑥の内容が確認できる場合、売買契約書等でも可。

補 足

□ **注文書・注文請書による契約の締結について**

工事請負契約を、注文書および注文請書を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても補助対象になります。ただし、それぞれの書類について、以下の確認事項が確認できるものに限ります。なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

《注文書》

入手 施工業者(補助事業者)

令和〇年〇月〇日

No. 00000000

株式会社〇〇工務店 御中

以下の通り、注文します。 注文者(受注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

請負者(発注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

住所 (受注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

注文者(発注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

工事名称 〇〇〇〇改修工事 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 引渡 令和〇年〇月〇日

金額 ¥00000000 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇

工事内訳

No	品名	単位	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	改修工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

・備考:

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

令和〇年〇月〇日

No. 00000000

承継 住太郎 御中

以下の通り、ご注文を承継いたします。 注文者(受注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

請負者(発注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

住所 (受注者) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

注文者(発注者) 株式会社〇〇工務店 (印)

TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

工事名称 〇〇〇〇改修工事 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 引渡 令和〇年〇月〇日

金額 ¥00000000 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇

工事内訳

No	品名	単位	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	改修工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

・備考:



必ずセットで提出

注文者(工事発注者)が補助事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致)
※ 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 工事発注者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ リフォーム工事を含んだ契約であることがわかる記述
- ⑥ 注文した工事の金額

補助事業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致)
- ③ 工事発注者(共同事業者)の氏名
- ④ 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象になるリフォーム工事について、提出される工事請負契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。

ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。

特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P121～122を参照ください。

□ リフォーム工事の共同発注について

リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、任意の契約者が共同事業者として交付申請を行うことができます。

なお、住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業と併用する場合、原則同じ方がそれぞれの事業の共同事業者として交付申請を行ってください。

□ 同一人格間の契約について

本事業では、工事請負契約を締結して行う工事に限り補助の対象としています。

発注者と受注者が同一人格である場合、契約は成立しないため**補助対象外**となります。

□ 複数受注について

複数受注とは、同一の工事発注者と同じ住宅に対する複数のリフォーム工事の工事請負契約を締結することをいいます。

複数の工事請負契約により要件を満たす場合等、まとめて交付申請を行うことができます。

(本ポータル上の手続きは、契約が一つである場合と大きな違いはありません)

□ 分離発注によるリフォーム工事について

分離発注とは、同じ工事発注者が、複数の施工業者に工事を分割して発注し、リフォーム工事を行うことをいいます。

分離発注の場合における取り扱いは、P116～120を参照ください。

C

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

建物の不動産登記全部事項証明書

白黒可

入手 工事発注者(共同事業者)

＜1枚の場合＞

＜複数枚の場合＞ ※全ページを提出してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「表題部原因およびその日付」の「新築された日付」が平成28年12月31日以前であること
- ② 「所在」がリフォーム工事を行った住宅であること
- ③ 交付申請時点で種別が「居宅」「共同住宅」等であること

補 足

- 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。
- 登記情報提供サービスから出力されたものも提出可能です。
- 種別が「居宅」「共同住宅」等であっても、現に住宅以外の用途に使用している場合、補助対象外となります。
- 予約後の交付申請時において、予約時から登記事項に変更がある場合、交付申請時に変更後の「建物の不動産登記全部事項証明書」を提出してください。
- **対象住戸の住宅部分の床面積が確認できない場合について**
区分登記されていない共同住宅や、併用住宅、兼用住宅の場合、不動産登記全部事項証明書にて対象住戸の住宅部分の床面積を確認することができないため、**対象住戸の住宅部分の床面積を確認できる平面図**の提出を求める場合があります。

※次ページへ続く

補足 ※続き

- 平成4年基準または平成11年基準を満たさないことの証明書類について
新築時期が「平成3年以前」または「平成4年から平成28年」に該当しない住宅であっても、「建設住宅性能評価書」、「現況検査・評価書」または「BELS評価書」にて「平成4年基準」または「平成11年基準」を満たさないことを確認できる場合に限り、補助対象とします。

《建設住宅性能評価書または現況検査・評価書》

入手 登録住宅性能評価機関

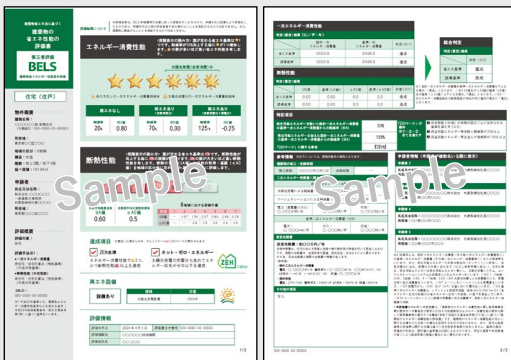


確認事項
(以下のすべてを満たすこと)

- ① 登録住宅性能評価機関が発行した評価書であること
- ② 「建物の所在地」がリフォーム対象住宅であること
《平成4年基準を満たさない場合》
- ③ 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が2以下であること
《平成11年基準を満たさない場合》
- ④ 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が3以下であること

《BELS評価書》

入手 BELS登録機関



確認事項
(以下のすべてを満たすこと)

- ① 登録住宅性能評価機関が発行した評価書であること
- ② 「建物の所在地」がリフォーム対象住宅であること
《平成4年基準を満たさない場合》
- ③ 断熱性能の評価が2以下であること
《平成11年基準を満たさない場合》
- ④ 断熱性能の評価が3以下であること

D

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

対象工事内容に応じた性能を証明する書類等

白黒可

対象工事を証明する書類は、工事の内容により提出書類や発行元が異なります。
下表を参照し、正しい書類を準備してください。
各書類の詳しい内容は次ページ以降を参照してください。

《対象工事を証明する書類一覧》

工事内容		書類名	発行元	詳細
開口部の改修	開口部の断熱改修(断熱等)	㉞ 性能証明書①	建材メーカー	P83
	防犯性の向上に資する開口部の改修(防犯)			
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修(防音)			
	防災性の向上に資する開口部の改修(防災)			
躯体の断熱改修	ボード系・マット系 / 畳床用	㉟ 納品証明書	施工業者に納品した販売店等*1	P86
	吹込み・吹付け	㊵ 施工証明書	工事を実施する吹込み、吹付けの施工業者	P87
特定エコ住宅設備の設置 エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	㉠ 性能証明書②	建材メーカー等	P84
	高断熱浴槽			
	高効率エアコン			
	節水型トイレ	㉡ 納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1	P88 ～89
	節湯水栓			
	第一種換気設備			
	高効率給湯器			
蓄電池	㉢ 納品書の写し または保証書の写し または銘板ラベル写真	施工業者に納品した販売店等*1 または施工業者	P90 ～92	
	㉣ 出荷証明書または保証書の写し	建材メーカー	P93	
対応改修	家事負担の軽減に資する住宅設備	ビルトイン食器洗機	㉤ 納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1
		掃除しやすいレンジフード		
		ビルトイン自動調理対応コンロ		
		浴室乾燥機		
	宅配ボックス	㉠ 性能証明書②	建材メーカー	P84
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修	㉥ 平面図・立面図(工事後)	施工業者	P94
バリアフリー改修	手すりの設置	※証明書類の提出は不要 (工事前後の写真が必要)	-	P98 ～102
	段差解消			
	廊下幅等の拡張			
	衝撃緩和畳の設置	㉦ 性能証明書③	建材メーカー	P85
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		㉡ 納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1	P88 ～89
リフォーム瑕疵保険等への加入		㉧ リフォーム瑕疵保険の 保険証券または保険付保証書	住宅瑕疵担保責任保険法人 (加入者である施工業者宛に発行)	P95

*1 メーカーや卸売業者も含む。

ア 性能証明書①

開口部の断熱改修 / 防犯性の向上に資する開口部の改修 / 生活騒音への配慮に資する開口部の改修 / 防災性の向上に資する開口部の改修

以下の性能証明書が必要です。

◆トリガールームにおける開口部(要件化工事)は、すべての箇所*1

◆トリガールーム以外の開口部(補助対象工事)は実施した箇所

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。

入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

※内窓(断熱等・防音)の性能証明書のサンプルを掲載します。

(デザインや記載項目は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです)

*1 性能区分「P」「S」「A*2」を先進的窓リノベ2026事業にて申請した場合であっても、要件化工事の実施の確認のため、先進的窓リノベ2026事業とは別に本事業でも性能証明書の提出が必要です。

*2 性能区分Aの内窓は、みらいエコ住宅2026事業の補助対象となります。(先進的窓リノベ2026事業では補助対象外です)

《内窓》

入手 建材メーカー

住宅省エネ2026キャンペーン
1 みらいエコ住宅2026事業 先進的窓リノベ2026事業 性能証明書 2 内窓 断熱等・防音

1 注意事項
■「住宅省エネ2026キャンペーン」は、国土交通省の「みらいエコ住宅2026事業」と、環境省の「先進的窓リノベ2026事業」が実施する住宅省エネ化への支援策の総称であり、本証明書は、両事業共通の性能証明書です。(※)

※製品区分によって申請できる事業が異なる場合があります。
※設置する住宅等の種別によって「断熱改修工事」を満たさない場合、必須工事と一緒にを行う場合は「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」として対象になります。
※設置する住宅等の種別によって補助額が異なります。

3 製品型番: ABC123123AM

製品詳細	
1 製品名: ABCサッシ	2 積層の材質: 樹脂
3 開閉方式: 引違い	4 取付サイズ: W1600mm×H1000mm
5 面積: 1.6㎡	6 性能区分: P-1
7 ガラスの仕様: Low-E複層 100%	8 ガラス 中央部 防犯記号
9 開口部の断熱係数: -	10 窓の断熱係数: -
11 ガラス日射熱取得率: -	

4 発行日: 2026/04/01

5 製造業者名(メーカー名): ABC株式会社

6 建設番号(通し番号): 2026000123

7 建設事業者名: XYZ株式会社

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること
(「住宅省エネ2026キャンペーン」と記載された性能証明書も本事業の要件を満たす場合は利用可能*3)

*3 令和7年11月28日(令和7年度補正予算案の閣議決定日)から交付申請を行う日までの間に、リフォーム工事請負契約を締結したものを対象とします。

② 製品区分と補助対象となる機能の記載があること

製品と機能	ガラス	内窓	外窓	ドア
断熱等	○	—	○	○
防犯	—	—	○	○
防音	○	○	○	○
防災	○	—	○	—
断熱等＋防犯	—	—	○	○
断熱等＋防音	—	○	—	—
断熱等＋防災	○	—	○	—

③ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること

④ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑤ 書類番号(通し番号)の記載があること

※他の住宅の性能証明書を誤って提出しないようご注意ください。

※要件化工事を行っていない場合、補助対象になりません。

補足

- リフォーム専用ガラスの性能証明書について
リフォーム専用ガラスは、ガラスに同梱されている「ラベル」をメーカー指定の専用台紙に貼付したものを性能証明書として取り扱います。
確認事項は原則、上記の①～⑤と同じです。

《例：ガラスラベルを専用台紙に貼付》

住宅省エネ2026キャンペーン
ガラス
性能証明書(ガラス用) リフォーム専用

1 製品区分	P-1
2 面積	1.6㎡
3 サイズ	W1600mm×H1000mm (100%)
4 面積	1.6㎡
5 ガラス仕様	Low-E複層 100%
6 ガラスの日射熱取得率	0.15
7 ガラスの日射熱取得率	0.15

発行日: 2026/04/01

① 性能証明書②

太陽熱利用システム / 高断熱浴槽 / 宅配ボックス

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。
 入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

※太陽熱利用システムの性能証明書のサンプルを掲載します。
 (デザインや記載項目は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです)

《太陽熱利用システム》

入手 建材メーカー

①	みらいエコ住宅2026事業
性能証明書	
	エコ住宅設備の設置 太陽熱利用システム ②
③	事業者名 (メーカー名) エコ設備工業株式会社
	書類番号 (通し番号) 260010123
④	製品型番 ABC (123-ZR)
<small>※事務局登録型番を正確に記載してください</small>	
1	製品名 ソーラーZシステム
2	製品タイプ 浴槽用熱
3	集熱器面積 4.04
4	タンク容量 200リットル
5	補助熱源 あり
■発行日: 2026/**/**	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 本事業名の記載があること*1
- ② 製品区分の記載があること
- ③ 事業者名(メーカー名)の記載があること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること

*1 要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てグリーン住宅支援事業等)の事業名で提出された場合でも可

ウ 性能証明書③

衝撃緩和量の設置

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。なお、衝撃緩和量は、畳に同梱されている「シール」を専用台紙*1に貼付したものを性能証明書として扱います。

シールの入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

*1 性能証明書シール台紙は本事業のホームページよりダウンロードできます。

※シールのデザインや記載項目は製品や建材メーカーにより異なりますが、確認事項は同じです。

《衝撃緩和量》

入手 建材メーカー

1
みらいエコ住宅
2026事業

性能証明書シール台紙

2
衝撃緩和量

邸名	住宅 一二三	様邸
<ul style="list-style-type: none"> ・製品型番 ・製品名 ・半畳/1畳 ・事業者名 ・シリアルNo. (通し番号) ・発行日 	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000004</p> <p>2026/**/**</p> <p>YYZ産業株式会社</p>	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000001</p> <p>2026/**/**</p> <p>YYZ産業株式会社</p>
	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/半畳</p> <p>NO.0000005</p> <p>2026/**/**</p> <p>YYZ産業株式会社</p>	<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000002</p> <p>2026/**/**</p> <p>YYZ産業株式会社</p>
		<p>〇〇畳</p> <p>AAABC123/1畳</p> <p>NO.0000003</p> <p>2026/**/**</p> <p>YYZ産業株式会社</p>

※シールは点線の枠内に1枚ずつ貼付してください。シールには下記内容が記載されている必要があります。
※申請に必要なシールの枚数は4.5畳分です。必要枚数分のみ下記の枠内に貼付してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

《シール台紙》

- ① 本事業名の記載があること*2
- ② 製品区分の記載があること

*2 要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てグリーン住宅支援事業等)の事業名で提出された場合でも可

《シール》

- ③ 畳数(合計が4.5畳以上である場合に限り補助対象)の記載があること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤ シリアル番号(通し番号)の記載があること
- ⑥ 事業者名(メーカー名)の記載があること

工 納品証明書

躯体の断熱改修(ボード系・マット系 / 畳床用)

リフォーム工事を行った住宅に納品された断熱材の納品量について、必ず**施工業者に納品した販売店等*1が発行する納品証明書*2**を提出してください。

*1 メーカーや卸売業者も含む。

*2 納品証明書は本事業用の指定様式です。(本事業のホームページよりダウンロードできます)

《ボード系・マット系》

指定様式 **入手** 施工業者に納品した販売店等

① みらいエコ住宅2026事業

躯体の断熱改修

納品証明書

ボード系・マット系

断熱工業株式会社 御中 2026年●月●日

※販売先は工事施工者

● 納入事業者情報

※工事施工者(元請け)に納品する事業者情報を入力

事業者名: 断熱工業株式会社

担当番号: 住宅 一二三

住所: ○○県△△市□□4-5-6

電話番号: 00-1234-5678

● 施工邸名: 屋根 修 様邸

● 納期: 2026年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{*1}	断熱材区分 ^{*2} (A-1~F)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² ·K/W)	出荷量 (m ³ /立米)
ABC工業	XYZ123	1ABC0123	E	100	2.5	8.2

*1 製品型番の欄には、各製造事業者がみらいエコ住宅2026事業に登録している製品型番を記入してください。
*2 断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率 (W/m·K) は次のとおりです。
A-1, A-2, B, C: 0.052~0.035 D, E, F: 0.034以下

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 本事業名の記載があること
- ② 製品区分の記載があること
- ③ 断熱材の納品事業者名の記載があること
(納品事業者が作成してください)
- ④ 施工邸名(断熱材の納品先)の記載があること
- ⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること
- ⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑦ 出荷量の記載があること
(必ず立米(m³)で記入 / 平米(m²)は不備になります)

補 足

- 畳床用の納品証明書について
- 畳床用の場合、ボード・マット系と様式が異なります。作成者や確認事項は上記《ボード系・マット系》と同じです。(使用量は、納品量の1.1倍を記載してください)
- 指定様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

《畳床用》

みらいエコ住宅2026事業

躯体の断熱改修

納品証明書

畳床用

断熱工業株式会社 御中 2026年●月●日

※販売先は工事施工者

● 納入事業者情報

※工事施工者(元請け)に納品する事業者情報を入力

事業者名: 断熱工業株式会社

担当番号: 住宅 一二三

住所: ○○県△△市□□4-5-6

電話番号: 00-1234-5678

● 施工邸名: 屋根 修 様邸

● 納期: 2026年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{*1}	断熱材区分 ^{*2} (A-1~F)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² ·K/W)	出荷量 (m ³ /立米) ^{*3}	使用量 ^{*4} (m ³ /立米)
ABC工業	XYZ123	1ABC0123	E	100	2.5	1.5	1.65

*1 製品型番の欄には、各製造事業者がみらいエコ住宅2026事業に登録している製品型番を記入してください。
*2 断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率 (W/m·K) は次のとおりです。
A-1, A-2, B, C: 0.052~0.035 D, E, F: 0.034以下
*3 出荷量として登録されている出荷単位(立方メートル)を記入してください。
*4 出荷量を1.1倍にした値を記入してください。申請書に記載した使用量はこの値です。

④ 施工証明書

躯体の断熱改修(吹込み・吹付け)

リフォーム工事を行った住宅の部位ごとに施工(吹込み・吹付け)した断熱材の使用量について、必ず**実際に施工した専門業者等が発行する施工証明書***1を提出してください。

*1 施工証明書は本事業用の指定様式です。(本事業のホームページよりダウンロードできます)

《吹込み・吹付け》

指定
様式

入手 実際に施工した専門業者等

① **みらいエコ住宅2026事業**

躯体の断熱改修

施工証明書

吹込み・吹付け

断熱工業株式会社 御中 2026年●月●日

※宛先は親主または元請けの事業者

●納入業者情報

※実際に吹込み・吹付けを行った事業者情報を記入

事業者名	断熱産業株式会社
担当番号	住宅 一二三
住所	〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
電話番号	00-1234-5678

●施工邸名: **屋根 修** 様邸

●施工完了日: 2026年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{※1}	断熱材区分 ^{※2} (A-1~F)	施工厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² ·K/W)	施工使用量 (m ³ /立米)	
●外壁	ABC工業	XYZ123	1ABC0123	E	100	2.5	6.5
●屋根・天井							
●床または基礎							

※1.製品型番の欄には、各製造事業者がみらいエコ住宅2026事業に登録している製品型番を記入してください。
 ※2.断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率 (W/m・K) は次のとおりです。
 A-1, A-2, B, C: 0.052~0.035 D, E, F: 0.034M/F

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 本事業名の記載があること
- ② 製品区分の記載があること
- ③ 断熱工事の施工業者の記載があること
(下請業者等、実際に施工した専門業者等が作成してください)
- ④ 施工邸名の記載があること
- ⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること
- ⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑦ 施工使用量の記載があること
(必ず立米(m³)で記入 / 平米(m²)は不備になります)

カ 納品書の写し

高効率エアコン / 節水型トイレ / 節湯水栓 / 第一種換気設備 / ビルトイン食器洗機 / 掃除しやすいレンジフード / ビルトイン自動調理対応コンロ / 浴室乾燥機 / 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

施工業者が、補助対象となる設備等の仕入れを行ったことを確認します。
原則、リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した販売店***1(以下、「納品元」という)が発行した施工業者宛の納品書等を提出してください。

*1 メーカーや卸売業者も含む。

《納品書のイメージ》

入手 施工業者に納品した販売店等

納品書 ①

No. 00000055555

② ○×エ務店 様 発行日: 20XX年○月○日

下記の通り、納品申し上げます。 ③ ○×建材設備株式会社

④ 納品日: 20XX年○月○日
納品場所: 住居部(東京都中央区○×1-1-1)

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×設備	トイレ本体	AAAAZZZZZZ200	1式	
	便座	AAAAZZZZZZ2001	1式	
○×ガス	高効率給湯機	BBBBBYYYYY2020	1式	
		⑤	⑥	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを納品書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ①書類が納品書等であること
- ②施工業者名の記載があること
- ③納品事業者名(発行者名)の記載があること
- ④納品日(発行日)の記載があること
- ⑤製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。
- ⑥台数の記載があること

※書類名が「納品書」ではない書類(「納品書(控)」「送り状」「出荷証明書」「物品受領書」等)でも、上記確認事項をすべて満たす場合、納品書として提出することができます。

※「仕入伝票」は施工業者が発行する書類のため、納品書として受付できません。
チェーンストア伝票をご利用の場合は注意してください。

補 足

□ 納品書の代替書類について

◆メーカーが発行する納品書について

製品型番が、本事業専用の型番で通常の商習慣における納品書に記載されない場合、納品元等の依頼により、メーカーが本事業用の納品書を発行することがあります。

当該書類については、前頁で例示した納品書の代替書類として扱います。

なお、「納品書」の確認事項の④「納品日」の記載がない場合でも、そのまま提出することができます。

≪メーカー納品書のイメージ≫

みらいエコ住宅2026事業用
リフォーム用【エコ住宅設備】

納品書(メーカー納品確認書)

施工邸名 : **住宅 エコ** 様邸

納入製品 : **浴室乾燥機**

みらいエコ住宅2026事業型番 : **A CD(1234)-R**

メーカー名(発行者) : **株式会社XYZ**

製造事業者または販売元: **株式会社XYZ**

・この納品書(メーカー納品確認書)は、みらいエコ住宅2026事業の申請にのみ必要となる書類であり、みらいエコ住宅2026事業申請期間内のみ有効です。

・施工邸名に空欄がある場合は、記入の上提出してください。

※この書類はみらいエコ住宅2026事業申請に必要な書類ですので大切に保管してください。

[NO. 123456]

◆メーカーが発行する保証書について

以下のすべての項目が記載されたメーカー発行の「保証書」は、上に例示した納品書の代替書類として扱います。本事業用の専用台紙*1に貼付して提出してください。

*1 みらいエコ住宅2026事業用「保証書台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 製品区分(高効率エアコン等)の記載があること
- ② 製品型番の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店名の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること
- ⑦ お客様電話番号の記載があること

※販売店等が発行する保証書は対象になりません。

※④～⑦の記載のない保証書は対象になりません。(販売店のレシート等では代替できません)

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており、納品された設備が特定できない場合は、受付できません。

≪メーカー保証書のイメージ≫

リフォーム
みらいエコ住宅2026事業用

保証書台紙

※必ず以下の項目にチェックしてください。

製品区分	<input type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> 温水型ヒートポンプ	<input type="checkbox"/> 第一種電気機器	<input type="checkbox"/> デジタル温度計付エアコン
	<input type="checkbox"/> 高効率エアコン	<input type="checkbox"/> 新構造	<input type="checkbox"/> 新構造	<input type="checkbox"/> 新構造	<input type="checkbox"/> デジタル温度計付エアコン	<input type="checkbox"/> 空気清浄機能・換気機能付エアコン

○ 製品名: **三菱電機** 保証書

○ 型番: **MSZ-SD25** **三菱電機株式会社**

○ 製造元住所: **東京都千代田区**

○ 販売店住所: **東京都千代田区**

○ 保証期間: **3年無償修理**

○ 保証内容: **本体・室内機・室外機**

○ 保証書発行日: **2026年01月01日**

○ 保証書発行場所: **東京都千代田区**

○ 保証書発行者: **株式会社XYZ**

○ 保証書発行元: **株式会社XYZ**

キ 納品書の写しまたは保証書の写しまたは銘板ラベル写真

高効率給湯器

施工業者が、補助対象となる設備等の仕入れを行ったことを確認します。

原則、高効率給湯器の製品区分ごとに、それぞれ以下の書類を提出してください。

潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） / 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）

リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した販売店等***1が発行した施工業者宛の納品書を提出してください。

*1 メーカーや卸売業者も含む。

《納品書のイメージ》

入手 施工業者に納品した販売店等

納品書 ① No. 00000055555

② ○×エ務店 様 発行日: 20XX年○月○日

下記の通り、納品申し上げます。 ③ ○×建材設備株式会社

④ 納品日: 20XX年○月○日

納品場所: 住宅部(東京都千代田区○×1-1-1)

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×設備	トイレ本体	AAAAZZZZZZ200	1式	
	便座	AAAAZZZZZZ2001	1式	
○×ガス	高効率給湯機	BBBBBYYYYY2020	1式	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを納品書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ①書類が納品書であること
- ②施工業者名の記載があること
- ③納品事業者名の記載があること
- ④納品日の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること
- ⑥製品名の記載があること
- ⑦製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。
- ⑧台数の記載があること

または

《メーカー納品書のイメージ》

入手 施工業者に納品したメーカー

みらいエコ住宅2026事業用 リフォーム用【特定エコ住宅設備】

① 納品書(メーカー納品確認書)

② 施工邸名: 住宅 エコ 様邸

③ 納入製品: 高効率給湯器

④ みらいエコ住宅2026事業型番: ABCD(1234)-R

⑤ メーカー名(発行者)
製造事業者または販売元: 株式会社XYZ

※この納品書(メーカー納品確認書)は、みらいエコ住宅2026事業(1)申請にのみ必要となる書類であり、みらいエコ住宅2026事業申請期間内のみ有効です。

※施工邸名に空欄の場合、記入してください。

※この書類はみらいエコ住宅2026事業申請に必要な書類ですので大切に保管してください。

[NO. 123456]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを納品書(メーカー納品確認書)で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ①書類が納品書(メーカー納品確認書)であること
- ②施工邸名の記載があること
- ③納入製品が高効率給湯器(エコジョーズ・エコフィール)であること
- ④製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること

※次ページへ続く

ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

以下の確認事項がすべて記載された**メーカー**発行の保証書を提出してください。

《メーカー保証書のイメージ》

入手 施工業者に納品したメーカー

△△△△保証書		備考欄	
① 型番	KM-12ABC-W	製造番号	123-AAA-BBB
⑤ ④ ⑥	お客様 氏名 〒111-XXXX △△△△△△△△△△△△ 住所 電話番号 03-1111-XXXX		
⑦	購入日 令和7年3月10日		
5年間	XXXXXXXXXXXXXX	② ABC電気株式会社 △△△△△△△△△△ 03-0555-XXXX	
3年間	XXXXXXXXXXXXXX		
1年間	XXXXXXXXXXXXXX		

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを保証書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ② メーカー名の記載があること
- ③ 販売店の記載があること
- ④ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑤ お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- ⑥ お客様電話番号の記載があること
- ⑦ 購入日の記載があること

※販売店が発行する保証書は対象となりません。

※販売店のレシート等では代替できません。

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており納品された設備が特定できない場合は、対象になりません。

電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯機)

以下の確認事項がすべて記載された**ヒートポンプユニットの銘板ラベル写真**を本事業用の専用台紙*1に貼付したものを提出してください。

*1 みらいエコ住宅2026事業用「ハイブリッド給湯機用 銘板ラベル写真台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

《ヒートポンプユニットの銘板ラベル写真のイメージ》

入手 実際に施工した施工業者等

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の**内容すべて**を銘板ラベル(写真台紙を含む)で**確認**できない場合は**不備**となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 施工邸名の記載があること
- ② メーカー名の記載があること
- ③ 品名の記載があること
- ④ 名称の記載があること
- ⑤ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること

ク 出荷証明書または保証書の写し

蓄電池

施工業者が、補助対象となる設備等の仕入れを行ったことを確認します。
原則、リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した建材メーカー等**が発行した施工業者宛の出荷証明書または**建材メーカー**が発行した保証書*1を提出してください。

*1 台紙が必要な場合は、本事業のホームページよりみらいエコ住宅2026事業用「保証書台紙」をダウンロードできます。

《出荷証明書のイメージ》

入手 施工業者に納品した建材メーカー等

発行No.0000000000000000
20XX年01月00日

蓄電池システム
電池システム株式会社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1 出荷証明書

毎々、格別なるお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の製品を出荷いたしましたことを証明いたします。

パッケージ型番	製造番号
XX-XXXXX0000	00000000

品名	型番	製造番号	数量
蓄電池本体	XX-XX0000	00000000	1
太陽電池モジュール	XX0000XX	-	18
ケーブル	XXXX0000	-	1
パワーコンディショナー	XX0000XX	00000000	1
素台	0XX0XX	-	1
PVステッカー	XXXX000	-	1

工事名称	工事番号
〇〇様邸 リフォーム工事	X-00000000

取扱い店

店名	株式会社 蓄電池設置
住所	〇〇〇-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00
電話番号	00-0000-0000

以上

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを出荷証明書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- 書類が出荷証明書であること
- 施工業者名の記載があること
- メーカー名の記載があること
- 製品名、パッケージ型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- システム構成品名・型番の記載があること

または

《保証書のイメージ》

入手 施工業者に納品した建材メーカー

蓄電池システム保証書

商品名	パッケージ型番
〇〇〇蓄電池システム	XXX-X0X0

品名	型番	製造番号	保証期間
パワーコンディショナー	XX-XX0000	00000000	〇年間
蓄電池ユニット	XX-XX00	00000000	〇年間 蓄電池容量：〇年間
素内リモコン	XX0000XX	000000000000	〇年間

取扱い店

店名	株式会社 蓄電池設置	お引渡し年月日
住所	〇〇〇-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00	20XX年〇月〇日
電話番号	00-0000-0000	
お名前	〇〇〇〇	
ご住所	〇〇〇-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00	
電話番号	00-0000-0000	

本書は上記欄について、本記載内容に基づき無償修理もしくは交換をお約束するものです。
上記欄以外に蓄電池システムが納品した製品名、型番、数量、保証期間等の記載がない場合は、保証書の取扱い店に修理をご依頼ください。
本書は再発行致しませんので、大切に保管してください。

電池システム株式会社
000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを保証書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- 書類が保証書であること
- 施工業者名の記載があること
- メーカー名の記載があること
- パッケージ型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- システム構成品名、型番の記載があること
- お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- お客様電話番号の記載があること

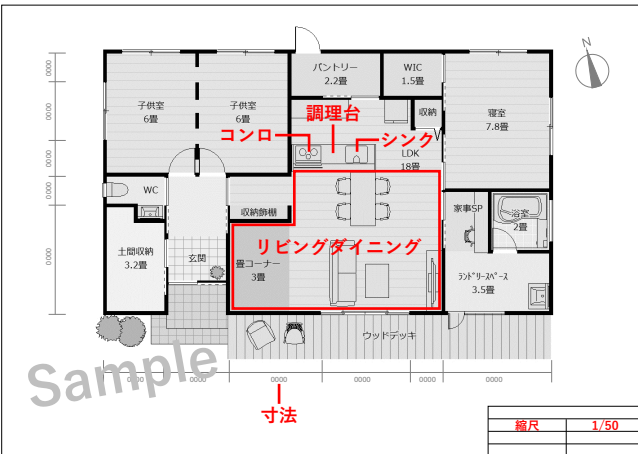
ケ 平面図・立面図(工事後)

キッチンセットの交換を伴う対面化改修

キッチンセットの対面化改修後の要件を満たすことを確認できる平面図および立面図を提出してください。

《平面図のイメージ》

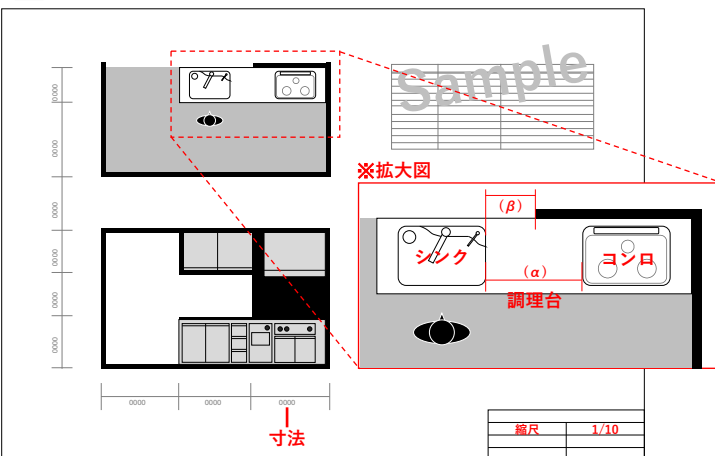
入手 施工業者



+

《立面図のイメージ》

入手 施工業者



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① キッチンセットが設置された階の図面であること
※キッチンおよびリビングダイニングが含まれる図面であれば可。
(同じ階のすべての居室が含まれる図面である必要はありません)
- ② コンロ、シンク、調理台が表現されていること
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください)
- ③ キッチンに隣接するリビングまたはダイニング(リビングダイニング含む)が明示されていること
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください)
- ④ 「縮尺」および「寸法」が表示されていること
- ⑤ 既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが平面図で確認できること
(交付申請する新たな対面キッチンがどのキッチンであるかが分かるよう、平面図上で丸囲みし、コメント等で補足してください)
※複数の既存キッチンがある場合はすべてのキッチンが平面図で確認できること

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① コンロ、シンク、調理台の配置が確認できる図面であること
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください)
- ② 「縮尺」および「寸法」が表示されていること
- ③ キッチンセットの前面に壁がある場合は、調理台幅(α)と前面の壁からシンクまでの距離(β)が確認できること

補 足

□ 提出する図面について

提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。
縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

㉓ リフォーム瑕疵保険の保険証券 または 保険付保証明書

リフォーム瑕疵保険等への加入

住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した保険証券等を提出してください。
なお、様式は発行保険法人により異なります。

入手 住宅瑕疵担保責任保険法人

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書であること
- ②所在地がリフォーム工事を行った住宅と一致すること
- ③保険の開始日が補助対象工事の引渡日以降であること

E

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事後のトリガールームであることが確認できる写真(全面)

カラー

トリガールームが、外皮に面した開口部が1つ以上ある居室であることを確認できる工事後の写真を撮影して提出してください。

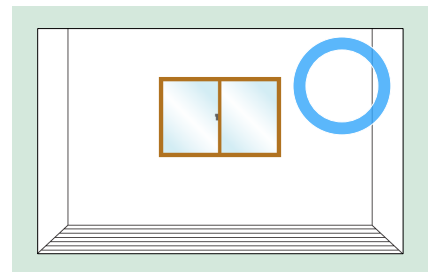
入手 工事を担当した施工業者

撮影方法		撮影単位
工事後のトリガールームであることが確認できる写真	<input type="checkbox"/> 居室であることが確認できること <input type="checkbox"/> 改修後のトリガールーム内のすべての壁面および天井の全体が確認できること	面(壁・天井)ごとに1枚以上

写真の撮影におけるポイント

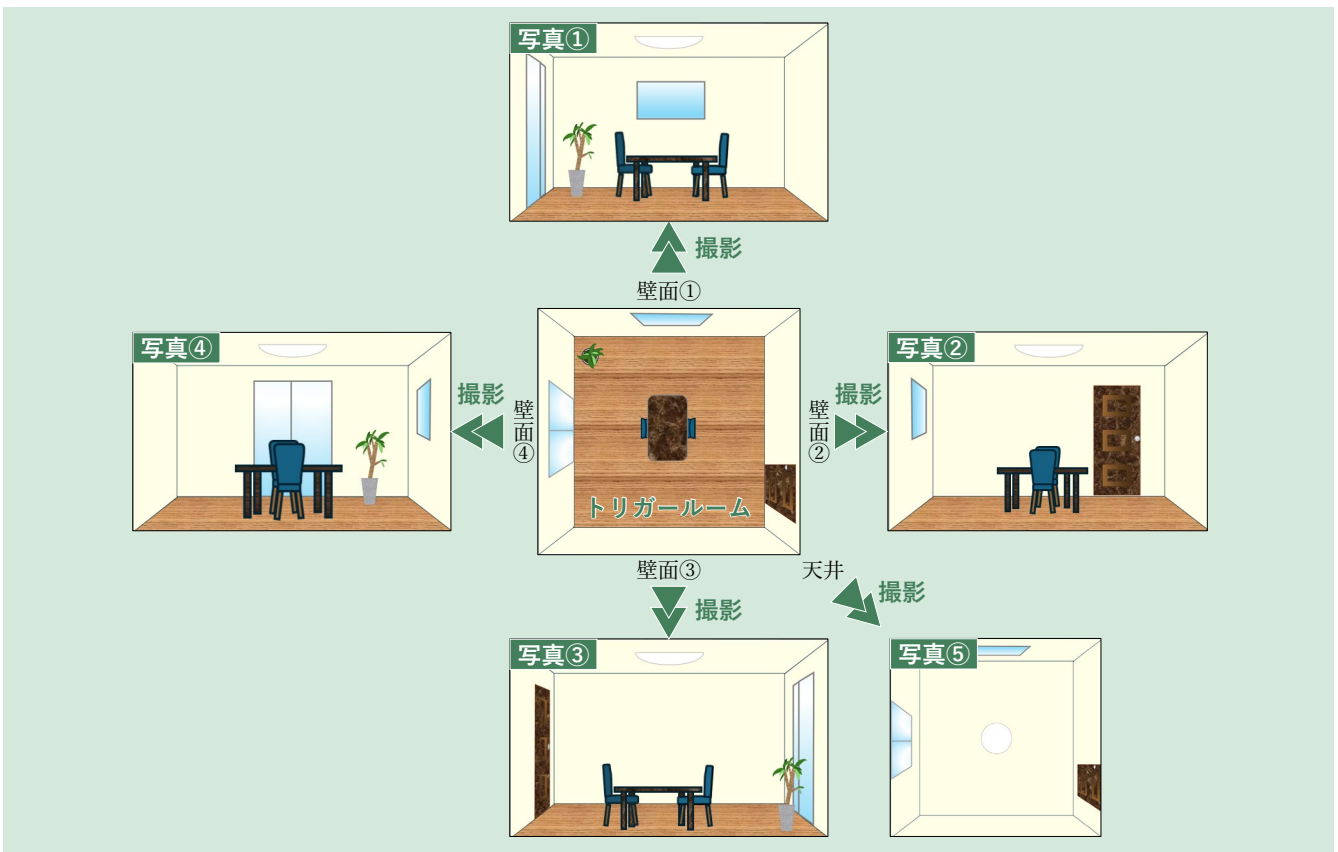
Point 1 屋内から撮影

トリガールームが**居室**であることを**確認できる**よう、**工事後に屋内(室内側)**から撮影してください。



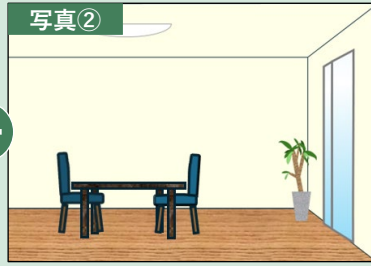
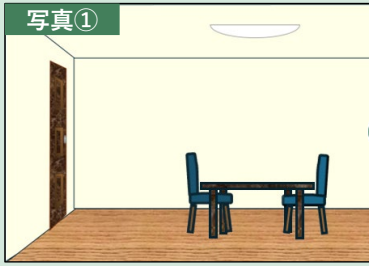
Point 2 すべての壁面・天井を撮影

工事箇所の有無に関わらず、トリガールームが1つの居室であることが確認できるよう、トリガールームの**すべての壁面**および**天井**の写真を**提出**してください。



Point 3 トリガールームの全体を確認できるように撮影

トリガールームが1つの居室であることを確認できるよう、**一部を重複**させて写真を撮影してください。

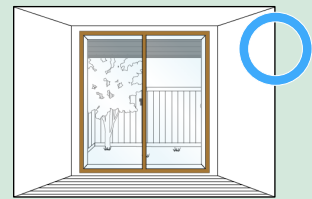
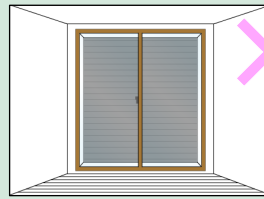


左記例の場合、**テーブルを重複**して撮影することで、居室の繋がりが確認できます。

Point 4 外気に接することが確認できるよう撮影

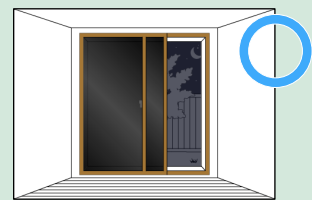
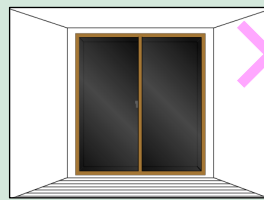
「要件工事」では、トリガールームが外皮に面する開口部を有していることが必要です。以下、①～④に例示するような場合、追加で写真を求めることがありますので、特に注意してください。

① シャッター等が閉まっていて外の風景が確認できない



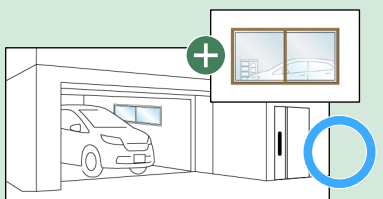
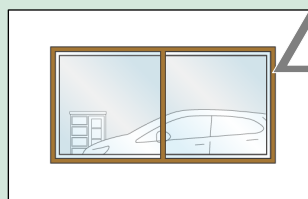
外の風景が見えるようにシャッター等を開けて撮影

② すりガラスや夜間に撮影したことにより外の風景が確認できない



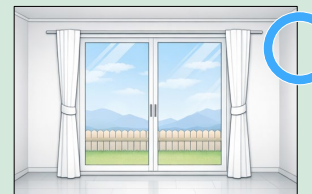
外の風景が見えるように窓を一部開けて撮影

③ 車庫や土間、サンルーム等に面しており、外気に面すること(断熱ライン)が確認できない



車庫や倉庫、土間(差し掛け等)に面している窓(ドア)は、窓の写真だけでは対象であるかの判断がつかないことがあります。必要に応じて、住宅の外観等の写真を追加で撮影してください。追加の写真により、**断熱ラインが車庫や倉庫、土間等の外側の壁であると判断された場合、対象となりません。**

④ カーテンやブラインドが閉まっていて外の風景が確認できない



外の風景が見えるようにカーテンを開けて撮影

F 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)** カラー

G 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **対象工事内容に応じた工事写真(工事中/工事後)** カラー

「要件化工事」「補助対象工事」によらず、リフォーム内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)の提出が必要です。

リフォーム内容により、撮影方法が異なります。

工事前・工事中の写真が必要なリフォーム工事において、**工事前・工事中の写真提出できない場合は、補助金の交付を受けることができません**ので、十分ご注意ください。

※ 本事業では「工事前写真・提出免除依頼書」の使用はできません。

工事前後を撮影する場合、工事前と工事後を「同様の画角」「同様の構図」で撮影してください。

入手 各工事を担当した施工業者

工事内容	撮影方法		撮影単位
開口部の改修	工事前	<input type="checkbox"/> 改修前の開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 複数枚のガラスで構成される開口部で交換したガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可 ※増築等により開口部を増設した場合は、改修前の外観全景を撮影	開口部ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後	<input type="checkbox"/> 開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 複数枚のガラスで構成される開口部で交換したガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可	
躯体の断熱改修	工事中	<input type="checkbox"/> 断熱材を敷設する作業状況が確認できること (使用した断熱材が写るよう撮影) ※工事後に撮影されたものは不可	施工部位ごとに 1枚以上撮影
特定エコ住宅設備の設置 エコ住宅設備の設置 対応改修 ・家事負担の軽減に 資する住宅設備 空気清浄機能・換気機能 付きエアコンの設置	工事前	<input type="checkbox"/> 工事前の住宅設備全体が確認できること (太陽熱利用システムは集熱器も含む) (高効率エアコン、空気清浄機能・換気機能付きエアコンは室内機の 写真を撮影) (第一種換気設備は室内の機器を撮影) ※増築等により設備を増設した場合は、設置前の外観全景が確認できること	住宅設備ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後	<input type="checkbox"/> 設置された住宅設備全体が確認できること	
対応改修 ・キッチンセットの 交換を伴う対面化改修 (P112～115参照)	工事前	下記すべての写真の提出が必須 ※既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は不要 写真①： 必須設備近影(各設備ごと) 写真②： 必須設備全景(全設備の位置が確認できること) 写真③： 過半を見渡せない写真 (キッチンが独立した居室に設置、もしくはダイニング/リビングの 一角にあり、ダイニング/リビングを背にして壁に面している ことが確認できること)	写真①②③ それぞれ 1枚以上撮影
	工事後	下記すべての写真の提出が必須 写真④： 必須設備近影(各設備ごと) 写真⑤： 必須設備全景(全設備の位置が確認できること) 写真⑥： 過半を見渡せる写真 (シンク・コンロ・調理台からダイニング/リビングのいずれか、 もしくは両方の過半を見渡せる位置関係が確認できること)	
バリアフリー改修	工事前	<input type="checkbox"/> 改修前の工事部位全体が確認できること	工事箇所ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後	<input type="checkbox"/> 改修箇所が確認できること <input type="checkbox"/> 補助対象工事が廊下幅等の拡張の場合は、改修前後で箇所が拡張されていることが写真から確認できること ※必要に応じてスケールをあてて撮影を行うこと	

※次ページへ続く

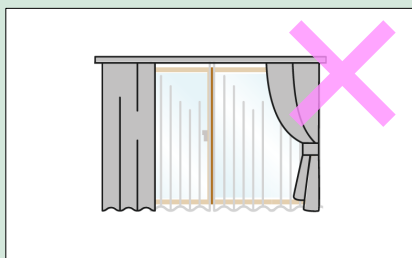
補 足

- **工事写真の撮影について**
「工事前」と「工事後」の工事写真は、設備等の全体が写る同じ角度、画角から撮影してください。「工事中」の写真は、断熱材の使用部材が写るように撮影してください。
- **工事写真の提出について**
工事写真は、画像ファイルをそれぞれ、アップロードすることで提出します。アップロードの際に台紙等に貼って、まとめて提出しないでください。
※ポータル上で「工事箇所」と「工事前・工事中・工事後」を指定するため、**台紙等に貼らずに1枚ずつ提出**してください。

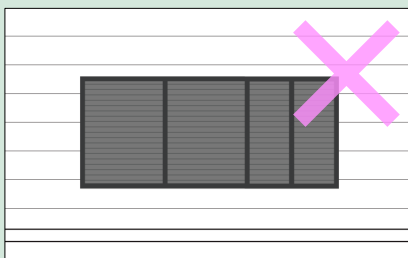
工事写真の撮影におけるポイント / 開口部の改修

本事業で提出する「工事【前】写真」および「工事【後】」写真は、**それぞれにおいて「窓・ドア」の状態が確認できる**必要があります。

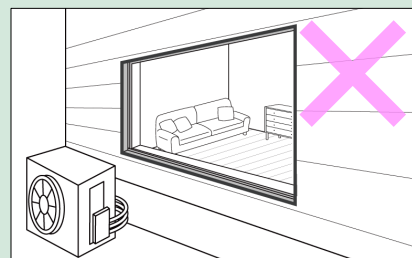
開口部の一部または全部が、カーテン、家具、雨戸、シャッター等で隠れている場合や、工事中で「窓・ドア」である(あった)ことが確認できない場合等、審査過程においてこれらの写真に関する確認や不備訂正の依頼、追加で写真の提出を求めることが非常に多くなっています。



カーテン(レースカーテンを含む)で窓全体が確認できない



雨戸、シャッター等が閉まっており窓全体が確認できない



窓が取り外されたあと、もしくは工事中であり、工事前(または工事後)の窓やドアの状態が確認できない

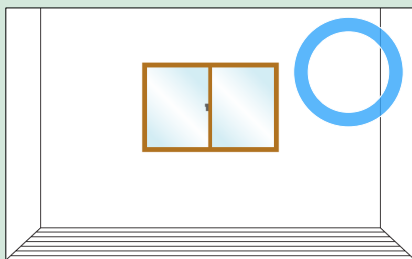
Point 1 内窓は屋内から、外窓・ドアは屋外から撮影

内窓設置(内窓のガラス交換を含む)は、**屋内**から撮影してください。

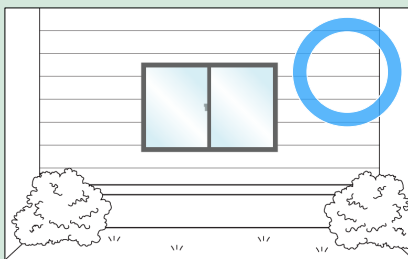
※カーテン等で隠れている場合、追加で写真の提出を求めることがあります。

外窓交換(外窓のガラス交換を含む)・**ドア交換**は、**屋外**から撮影してください。

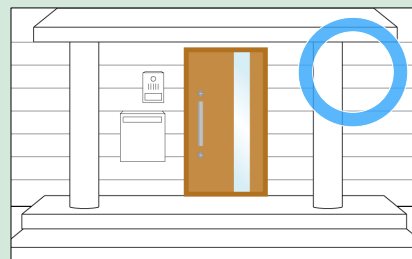
※屋外からの撮影が難しい場合、屋内から撮影しても構いません。



内窓が屋内から撮影されている



外窓が屋外から撮影されている

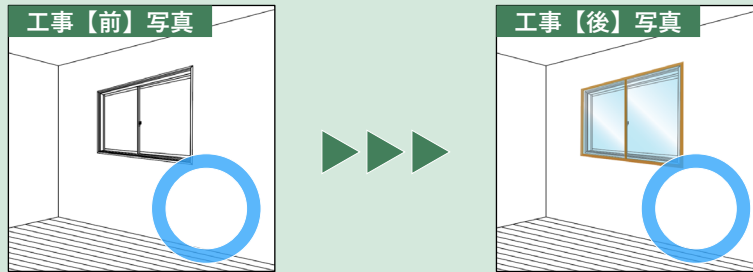


ドアが屋外から撮影されている

※次ページへ続く

Point 2 工事前後は同じ画角で撮影

工事前後で写真の画角が異なる場合、同一箇所の工事であることが判断できないことがあります。必ず、**申請する窓全体が写る、同じ画角で撮影**を行ってください。
(同一箇所であると判断できない場合、追加で写真の提出を求めることがあります)

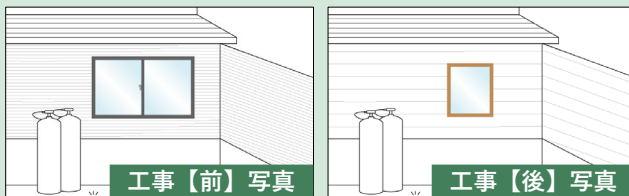


《注意》

一方で、同じ画角で撮影された場合であっても、**大規模リフォーム等**(外壁や内装が大幅に変化する工事)の場合、**同一箇所の工事であることが判断できない**ことがあります。
必要に応じて、**建物の外観写真等を追加で求める**場合がありますので、以下を参考に撮影してください。

【外窓】

工事前後で、**変化しない基準物を一緒に撮影**

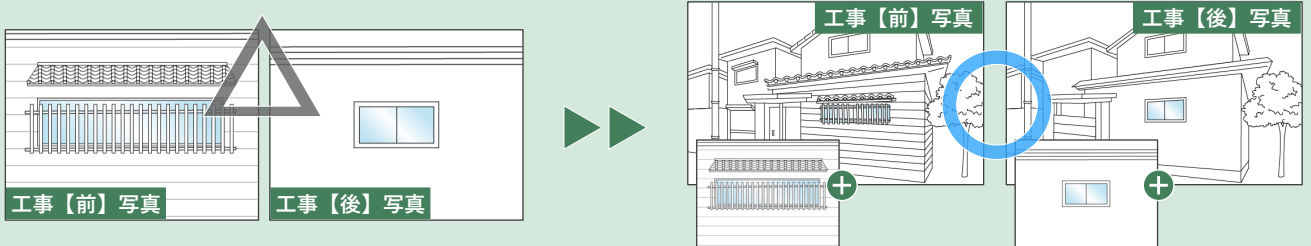


【内窓】

窓を一部開けて、**外の風景(変化しない基準物)が写るように撮影**



※**変化しない基準物と一緒に撮影できない場合、同じ画角での工事前後写真とあわせて建物の外観写真を撮影**

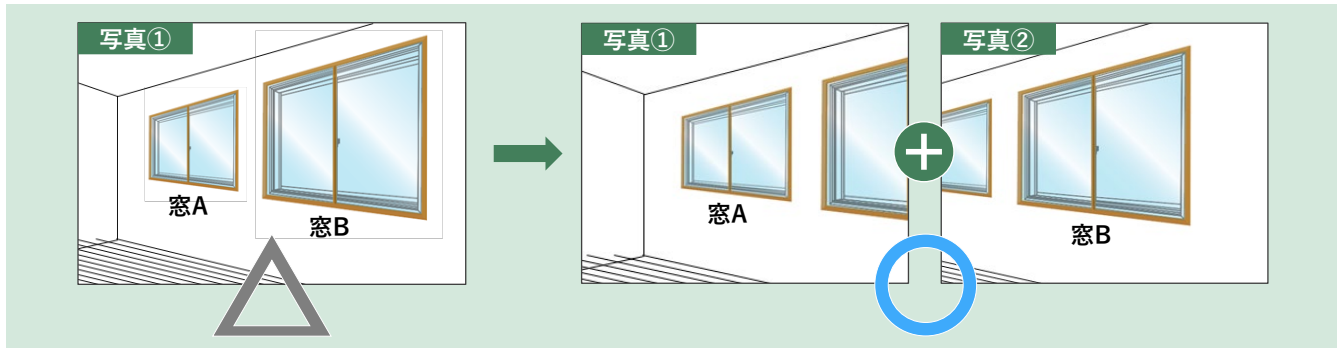


Point 3 窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影

1枚の写真に複数の窓やドアを収めて撮影した場合、どの窓(ドア)が補助対象であるか?、何箇所の窓(ドア)を補助対象としているか?が判断できないことがあります。

窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影してください。

1枚の写真に複数の窓(ドア)が写り込む場合は、申請する補助対象である窓やドアを画角の中心に置いて、それぞれについて撮影してください。

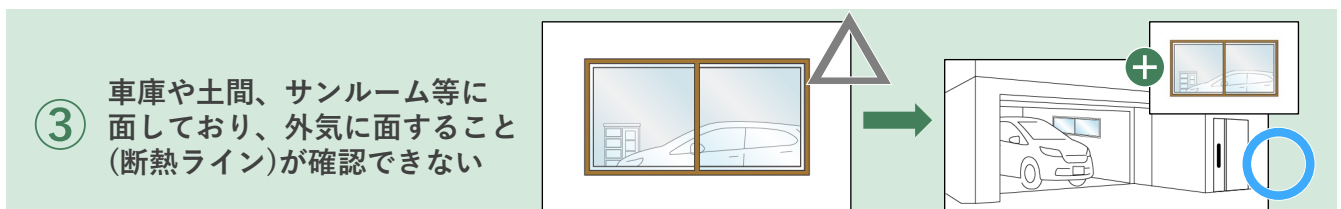
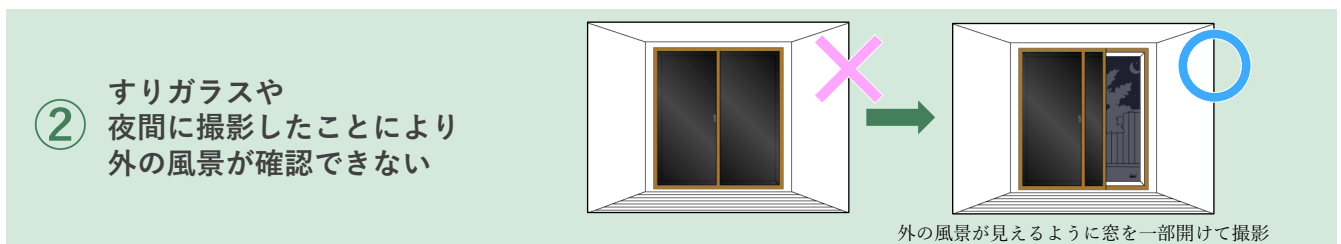
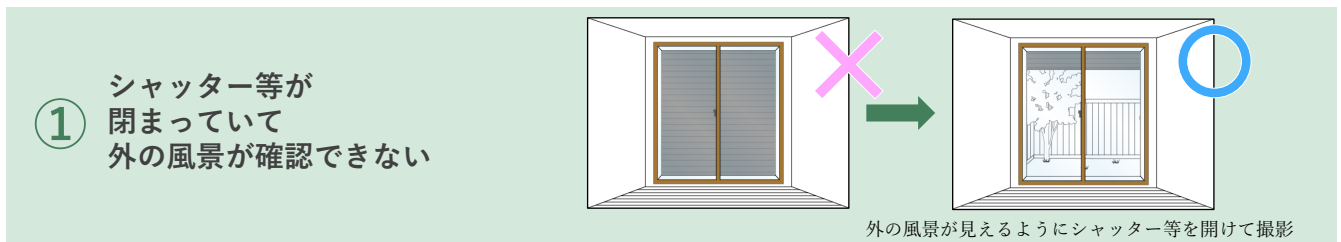


Point 4 外気に面することが確認できるよう撮影

本事業では、外気に面する開口部に設置した窓(ドア)が補助対象となります。

(対象製品であっても、居室の間仕切り等に使用した場合は、補助対象になりません)

以下、①～④に例示するような場合、追加で写真を求めることがありますので、特に注意してください。



車庫や倉庫、土間(差し掛け等)に面している窓(ドア)は、窓の写真だけでは補助対象であるかの判断がつかないことがあります。必要に応じて、住宅の外観等の写真を追加で撮影してください。追加の写真により、断熱ラインが車庫や倉庫、土間等の外側の壁であると判断された場合、補助対象になりません。

④ 集合住宅のドア(窓)で、外気に面することが確認できない

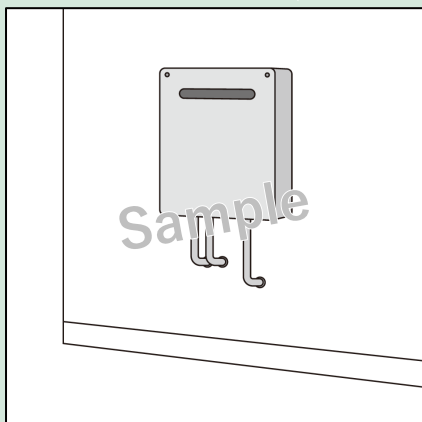
必要に応じて、廊下の風景写真(外廊下であることがわかる写真)等を追加で提出してください。
※玄関が内廊下に面している集合住宅のドア交換等は、補助対象になりません。

工事写真の撮影におけるポイント / 特定エコ住宅設備・エコ住宅設備・衝撃緩和畳・エアコンの設置

従前の設備または新しく導入する補助対象製品の設置予定場所の写真を撮影する必要があります。
以下の高効率給湯器の例を参考に撮影ポイントに十分留意の上、撮影してください。

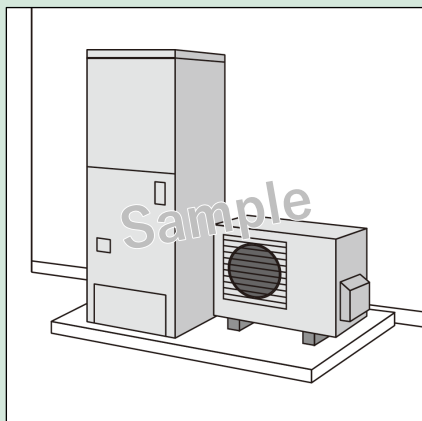
【例：高効率給湯器の工事写真】

工事前写真の Point



- ◆従前の住宅設備全体が確認できること
- ◆増築等により設備を増設した場合、設置前の外観全景が確認できること
- ◆従前の給湯器と異なる場所に新しく導入する補助対象製品を設置する場合、従前の給湯器と新しく導入する補助対象製品の設置予定場所の外観全景が確認できること
(複数枚に分けて撮影しても問題ありません)

工事後写真の Point



- ◆新しく設置した補助対象製品の全体が確認できること
- ◆従前の給湯器と同じ場所に設置する場合、画角や距離を工事前写真と合わせるように撮影

H

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)

カラー

工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手した以降、交付申請の予約が可能となります。原則、提出する補助対象工事の工事前写真から変化(完了でも可)が確認できる写真とします。ただし、「契約に含まれる他の工事」に着手する場合、当該着工が確認できる写真でも構いません。

入手 工事を担当した施工業者

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
着手	□着手にあたり、工事前から状況が変化していることが写真で確認できること	1工事につき 1枚以上	工事箇所には不可逆な変化(工事の完了でも可)が写真で確認できること

補 足

□ **工事着手に含まれない例**

工事箇所には不可逆的な変化が確認できない場合は、着手写真と取り替わず、予約が受理されないことがあります。以下に代表例を示します。

(例) ◆クレセント等の部品の調整または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)

- ◆工事前写真として提出する写真と同じ状態の写真(同画角、画角違いを問わず)
- ◆容易に移動できる物品(工具、脚立や障子、カーテン等)の設置、移動した写真
- ◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真

等

■工事写真撮影アプリをご活用ください

本キャンペーンでは、各事業における交付申請(予約を含む)にて提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリ「住宅省エネキャンペーン専用・工事写真撮影アプリ」を利用できます。

本アプリの利用により、以下の**《メリット》**が期待できます。

《アプリ利用によるメリット》

- ◆交付申請にかかる事務作業の効率化
- ◆不適切な交付申請の抑止
- ◆追加写真提出の依頼や不備訂正の減少
- ◆審査日数の短縮

なお、本アプリは無料で利用できます(利用は必須ではありません)。是非ご活用ください。

① 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)** 白黒可

以下1)~4)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記 → 英字表記で入力)
※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

入手 工事発注者(共同事業者)

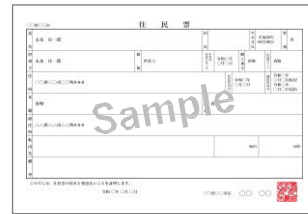
確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が工事発注者(共同事業者【乙】)であること
- ② 有効期限内のものであること
 - ※1)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補 足

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出(記載がある場合、受付できません)



2) マイナンバーカード

補 足

- 必ず表面のみ提出
- ※ 裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

補 足

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



4) 在留カード または 特別永住者証明書

補 足

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



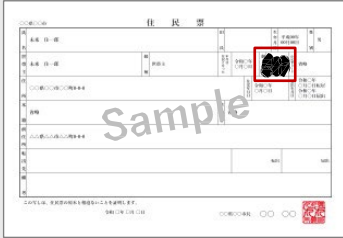
有効期間内のもの

※次ページへ続く

補 足

- マイナンバーが記載されている書類のマスキングについて
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスキングを行った上で提出してください。

《住民票》



《マイナンバーカード》



マイナンバーカードは
必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが
記載されているため、提出しないでください。

マスキングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

K

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

《要件化工事において天井と床の2部位を躯体断熱改修済とみなして申請する場合》
対象住宅の外観写真(工事後)

カラー

「要件化工事」のうち躯体の断熱改修において、隣室または隣戸に面する2部位(天井および床)の工事を行ったものとみなして申請する場合に、トリガールームの上階および下階に隣室または隣戸があると確認できる写真を撮影して提出してください。

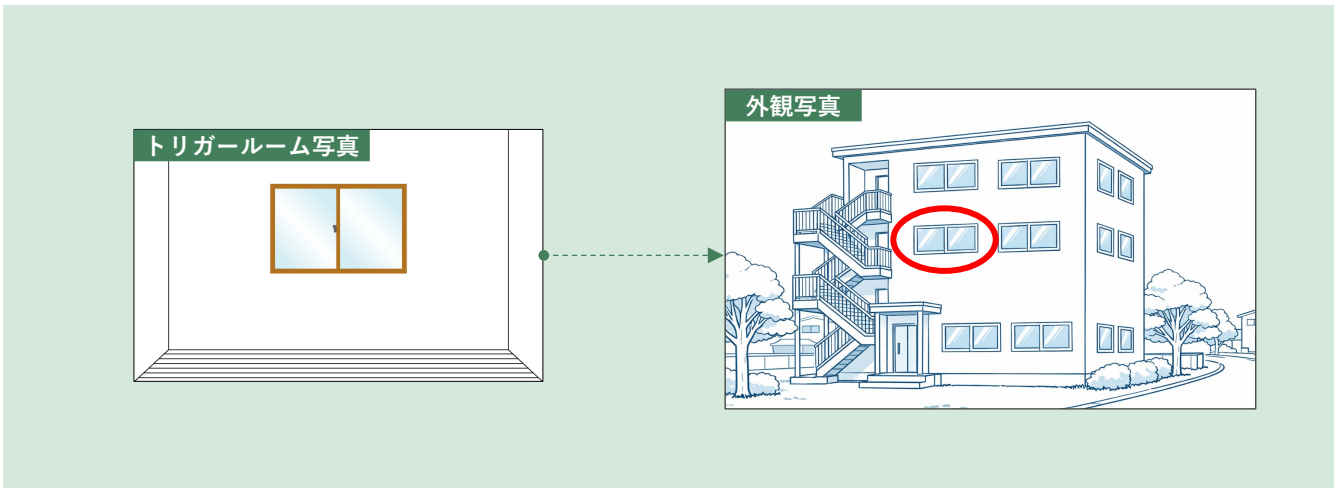
入手 工事を担当した施工業者

撮影方法		撮影単位
外観写真(工事後)	<input type="checkbox"/> トリガールームの位置が確認できること	1枚以上

写真の提出におけるポイント

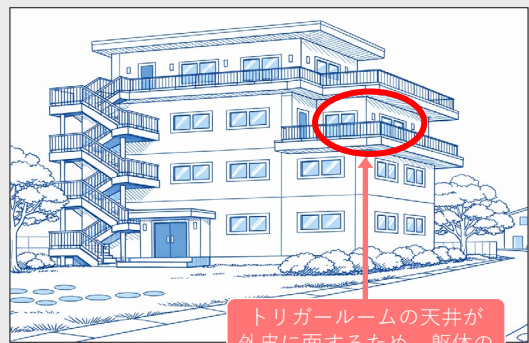
Point トリガールームを示す

トリガールームの位置を○で囲んでください。



《2部位に対して躯体の断熱改修が行われたものとみなせない例》

トリガールームの上階および下階の両方に、隣室または隣戸があると確認できない場合、2部位に対して躯体の断熱改修が行われたものとみなせません。



トリガールームの天井が
外皮に面するため、躯体の
断熱改修済とみなさない

L 予約時 予約後交付申請のみ 交付申請のみ

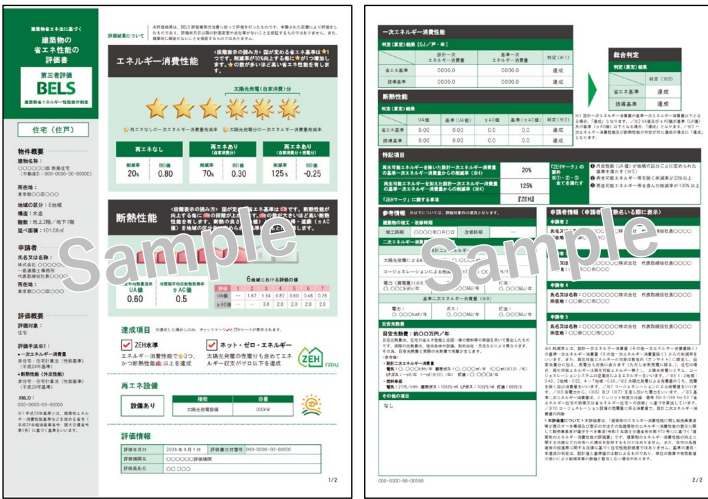
◀新設・拡張・位置変更・既存数より上回る数を設置した外窓交換・ドア交換の場合▶
リフォーム後の住宅が断熱等性能等級5を満たすことが確認できる書類

白黒可

以下1)～2)のいずれかを提出してください。

1) BELS評価書 (断熱性能の評価が5以上のもの)

入手 BELS登録機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 BELS登録機関が発行した評価書であること
- 2 「評価概要 評価対象」が住宅(住戸)であること
- 3 「物件概要 所在地」がリフォーム対象住宅の所在地と一致すること
- 4 断熱性能の評価が5以上であること

2) 既存住宅の建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級が5以上のもの)

入手 登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 登録住宅性能評価機関が発行した評価書であること
- 2 「建物の所在地」がリフォーム対象住宅であること
- 3 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が5以上であること



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第7章 その他

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

7-1 躯体の断熱改修の計算方法について

確認項目

- 施工部分が「外壁*1」「屋根・天井」「床」のいずれかであること
- 断熱材の区分(熱伝導率)が「A-1」～「F」のいずれかであること

*1 補助対象工事に限り、部分断熱*2の場合は間仕切壁を含みます。

*2 部分断熱とは、住宅・建物の一部份の断熱性を向上する工事をいいます。(改修例：リビング、一部の部屋の断熱(間仕切壁を含む))

1) 「要件化工事」における最低使用量の計算方法

「要件化工事」における躯体の断熱改修の最低使用量は、定められた断熱材基準量*3にトリガールームの床面積を乗じ、補助対象の住宅の床面積で除して算出します。

*3 断熱材基準量は、部位(外壁、屋根・天井、床)ごとに設定し、住宅の種類(戸建、共同住宅)によって異なります。

計算にあたっての注意点

- 断熱材の区分「A-1～C」と「D～F」を両方使用する場合、「D～F」の使用量の1.5倍を「A-1～C」の使用量として合算してください
- 補助対象住宅およびトリガールームの床面積*4は工事後の面積で算出してください。

*4 床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。ただし、トリガールームの床面積は内法面積でも可。

《断熱材の最低使用量の算出式》

$$\text{断熱材最低使用量(m}^3\text{(立米))} = \text{断熱材基準量(m}^3\text{(立米))} \times \frac{\text{トリガールームの床面積(m}^2\text{(平米))}}{\text{補助対象住宅の床面積(m}^2\text{(平米))}}$$

《断熱材基準量》

断熱材の区分*5	断熱材基準量(単位：m ³)				
	外壁		屋根・天井	床	
	戸建住宅	共同住宅		基礎断熱	
A-1 / A-2 / B / C	9.7	4.9	9.2	4.4	1.32
D / E / F	5.3	2.7	5.1	2.4	0.72

*5 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができます。
また、最低使用量は断熱材区分「A-1 / A-2 / B / C」における断熱材基準量にて算出します。

戸建住宅の外壁の躯体断熱における「要件化工事」の計算例

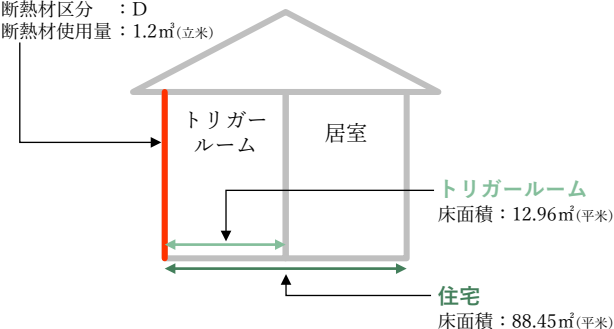
対象住宅の新築年 : 平成2年

開口部の最低性能区分 : S

の場合、躯体の断熱改修必要部位数は1部位のため、外壁の断熱改修を実施する計算例は以下となります。

外壁

断熱材区分 : D
断熱材使用量 : 1.2m³(立米)



断熱材使用量		要件化工事
$5.3\text{m}^3\text{(立米)} \times \frac{12.96\text{m}^2\text{(平米)}}{88.45\text{m}^2\text{(平米)}} = 0.78\text{m}^3\text{(立米)}$ <small>※戸建住宅/外壁/断熱材区分Dの断熱材基準量 (対象住戸の床面積)</small>	$0.78\text{m}^3\text{(立米)} < 1.2\text{m}^3\text{(立米)}$ <small>(最低使用量) (外壁使用量)</small>	

※次ページへ続く

2) 「補助対象工事」における補助額の計算方法

「補助対象工事」における躯体の断熱改修の補助額は、部位(外壁、屋根・天井、床)ごとに、断熱材の区分に応じて定められた単価を乗じて算出します。

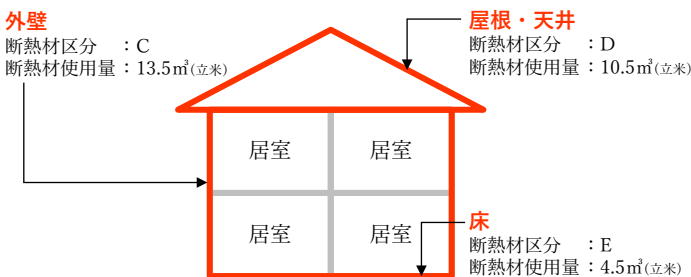
計算にあたっての注意点

- 部分断熱の場合、間仕切壁の使用量は外壁の使用量と合算してください

改修工事の補助額の計算例

《全体断熱*1》

対象住宅の新築年 : 平成2年
要件化工事 : 次世代省エネ基準に適合させる工事 ▶▶ 補助額上限 : 500,000円



部位	断熱材使用量		補助額
屋根・天井	10.5 ^{m³} 区分 : D	× 15,000円	157,500円
外壁	13.5 ^{m³} 区分 : C	× 14,000円	189,000円
床	4.5 ^{m³} 区分 : E	× 48,000円	216,000円

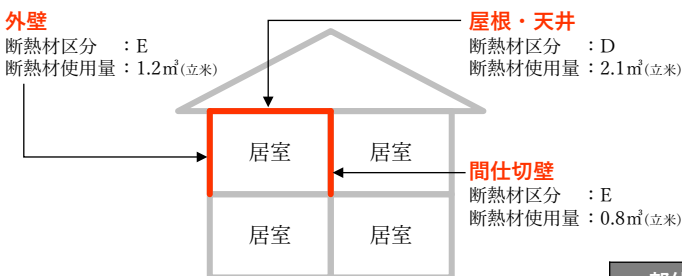
補助額 : 500,000円

(補助上限 : 500,000円 < 補助額の合計 : 562,500円)

*1 全体断熱とは、住宅・建物の全体の断熱性を向上する工事をいいます。(改修例 : 外皮部分の断熱)

《部分断熱》

対象住宅の新築年 : 平成10年
要件化工事 : 次世代省エネ基準に適合させる工事 ▶▶ 補助額上限 : 400,000円



部位	断熱材使用量		補助額
屋根・天井	2.1 ^{m³} 区分 : D	× 15,000円	31,500円
外壁 (間仕切壁含む)	1.2 ^{m³} 区分 : E + 0.8 ^{m³} 区分 : E = 2.0 ^{m³} 区分 : E	× 30,000円	60,000円

補助額 : 91,500円

(補助上限 : 400,000円 > 補助額の合計 : 91,500円)

※ 「要件化工事」における断熱材最低使用量を満たしていない部位であっても、「補助対象工事」の要件を満たす躯体の断熱改修は補助対象となります。

7-2 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について

本事業におけるキッチンセットの交換を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。

※改修前のキッチンセットが対面キッチンであった場合や交換を伴わないキッチンセットの移設による対面化改修は補助対象になりません。

※既存住宅の二世帯住宅への改修等で、既存キッチンと別に新たに新たに対面キッチンを増設する工事も補助対象となります。申請にあたって、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。(なお、増設の場合は、改修前の既存キッチンの要件については申告不要です)

a) 対面化改修における改修前後の要件

内容	改修前の要件	改修後の要件
必須設備	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続したシンクを有する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台を有する ■コンロ(埋め込み式に限らない/IHクッキングヒーター含む)を有する ■コンロの上部に調理専用の換気設備を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続した新しいシンク*1を設置する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する新しい調理台*1を設置する ■新しいコンロ*2(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する ■コンロの上部に調理専用の新しい換気設備を設置する
レイアウト	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができない。または視認することができる位置が1箇所である	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上ある
提出書類	<p>以下、すべての写真の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真①：各設備ごとの接写 ■写真②：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真③：過半を視認できないことが確認できる写真 	<p>以下、すべての写真/図面の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真④：各設備ごとの接写 ■写真⑤：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真⑥：過半を視認できることが確認できる写真 ■平面図*3：キッチンとリビングとダイニングの位置関係が確認できること(寸法と縮尺の記載があるもの) ■立面図*3：必須設備と吊り戸棚等、その配置が確認できること(寸法と縮尺の記載があるもの)

かつ
かつ
かつ

- *1 W300mm×D300mm以上のものに限り、ます。
- *2 キッチンセットの中で、コンロ(IHクッキングヒーター含む)については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とします。
- *3 提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

【必須設備の具体例】

必須設備の補助対象可否について、問い合わせが多いものを例示します。

必須設備	改修前 (○:補助対象 / ×:補助対象外)	改修後 (○:補助対象 / ×:補助対象外)
シンク	×手洗い(単槽式でW300mm×D300mm未満)	×手洗い(単槽式でW300mm×D300mm未満)
調理台	<ul style="list-style-type: none"> ×シンク ×またはコンロから独立したキッチンカウンター ×ダイニングテーブル ○調理スペースがW300mm×D300mm未満 	<ul style="list-style-type: none"> ×シンク ×またはコンロから独立したキッチンカウンター ×ダイニングテーブル ×調理スペースがW300mm×D300mm未満 ※L字キッチンでW300mmの調理スペースがない場合に限り、2方向の奥行で測定(右図)
コンロ	<ul style="list-style-type: none"> ×カセットコンロ ○据置き型のコンロ(ガステーブル、IH式を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ×カセットコンロ ×据置き型のコンロ(ガステーブル、IH式を含む)
換気設備	×全館換気システム	×全館換気システム

補 足

- 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」として補助を受ける場合
「掃除しやすいレンジフード」「ビルトイン自動調理対応コンロ」の補助を受けることはできません。
ただし、「節湯水栓」「ビルトイン食器洗機」の補助を受けることは可能です。

b) リビングとダイニングの定義

本事業では、以下に該当する居室をリビングおよびダイニングと呼びます。

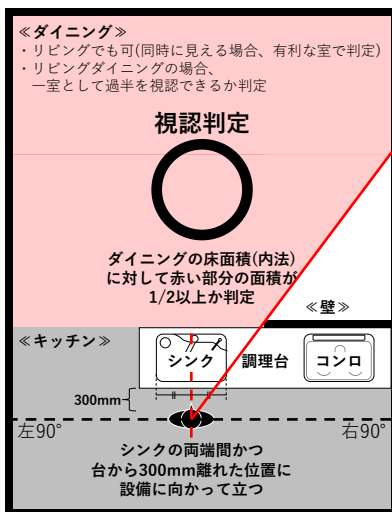
居室	定義	補助対象外の例
リビング (L)	家族が集まり、くつろぐために継続的に使用し、壁、ドアおよび建具で区切られた、ダイニングから独立した空間	× 居室に該当しない空間(廊下、階段、倉庫、納戸等) × 屋外の空間(ウッドデッキ、アウトドアリビング)
ダイニング (D)	家族が食事をとるために継続的に使用し、壁、ドアおよび建具で区切られた、リビングから独立した空間	× 居室に該当しない空間(廊下、階段、倉庫、納戸等) × 屋外の空間(ウッドデッキ)
リビングダイニング (LD)	リビングとダイニングが一体となった壁、ドアおよび建具で区切られた空間	× 居室に該当しない空間(廊下、階段、倉庫、納戸等) × 引戸や可動式の壁により区切られたリビングとダイニング (仕切りがある場合、別の居室として扱います)

c) 「シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した」とは？

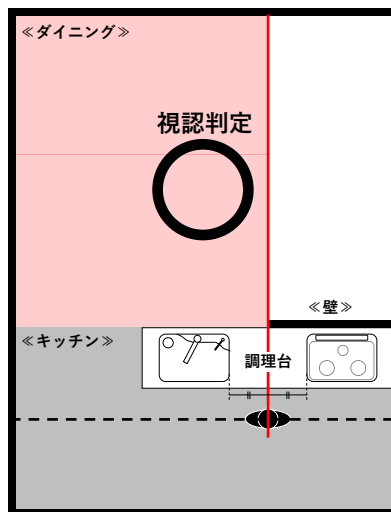
それぞれの設備からの視認エリアは以下に例示するとおりです。(赤のエリア)

[平面図]

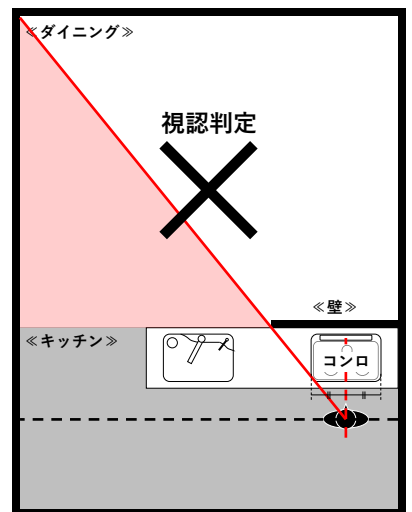
・シンクからダイニングを見た場合



・調理台からダイニングを見た場合



・コンロからダイニングを見た場合



[立面図]

・キッチン側から見た場合



以下のような障害物については考慮する必要はありません。

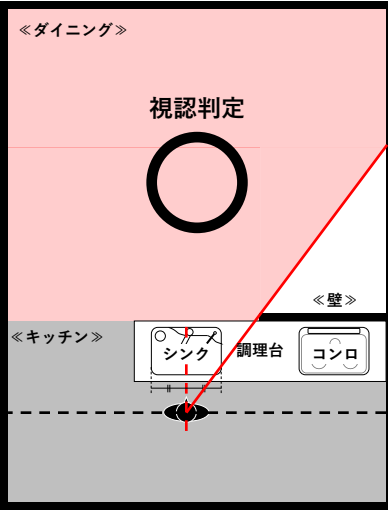
- ・移動や取り外しが可能な植栽、家具、衝立、照明設備等
- ・可動式の壁、間仕切り、スクリーン等
- ・視認の妨げにならない透明なガラスを使用したドア、壁等 (すりガラスやガラスブロックを利用したものは不可)

※リビングやダイニングがキッチンと異なる高さ(ロフトや中二階等)にある場合、設備からの視認エリアの確認のため、建築時の立面図等を求めることがあります。

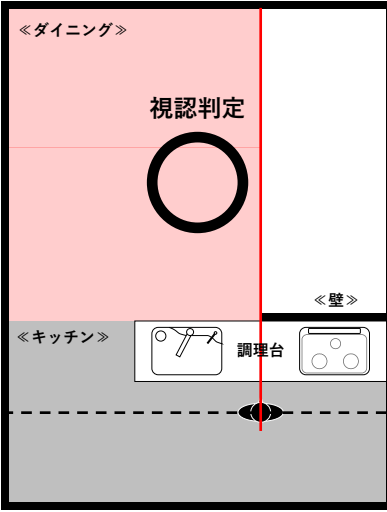
d) 「改修後、過半を視認することができる位置が2箇所以上ある」とは？

[パターン1] I型キッチンでコンロの正面に壁がある場合

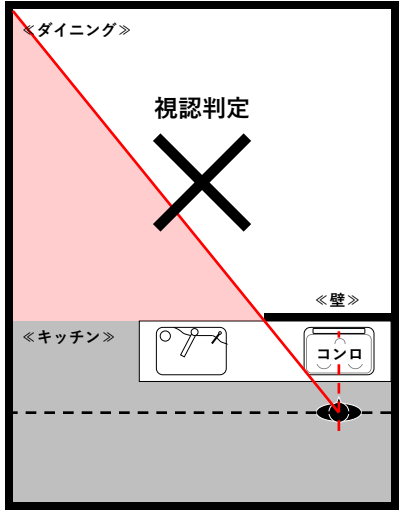
・シンクからダイニングを見た場合



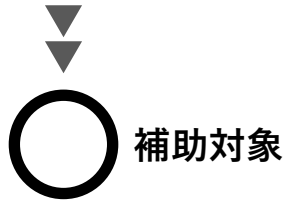
・調理台からダイニングを見た場合



・コンロからダイニングを見た場合

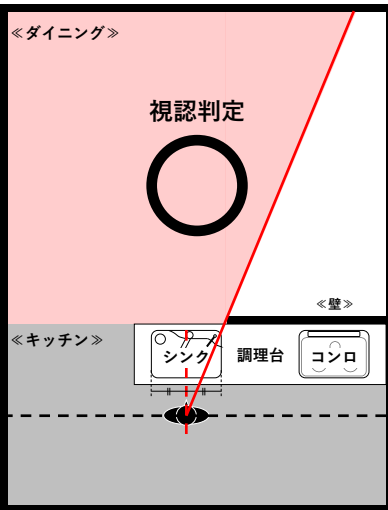


対面化改修後、シンク、調理台、コンロの3箇所内の、2箇所から過半を視認できる

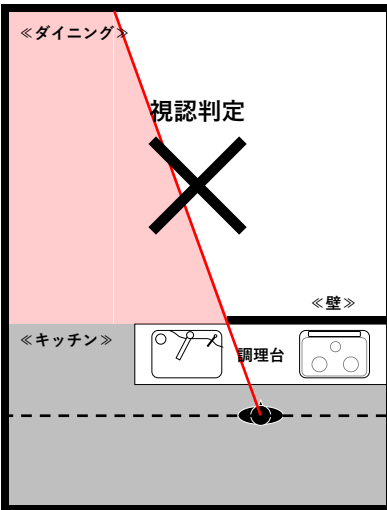


[パターン2] I型キッチンで調理台とコンロの正面に壁がある場合

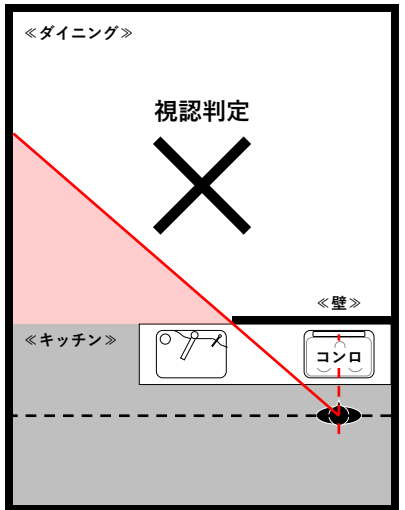
・シンクからダイニングを見た場合



・調理台からダイニングを見た場合



・コンロからダイニングを見た場合



対面化改修後、シンク、調理台、コンロの3箇所内の、1箇所から過半を視認できる



e) 改修前のキッチンのレイアウトについて

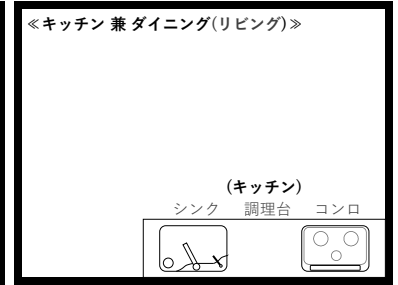
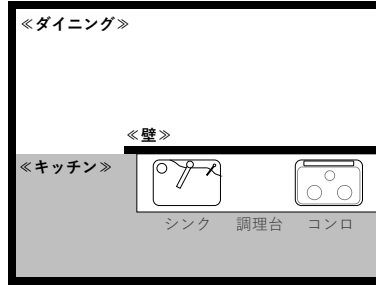
c)およびd)を踏まえ、改修前のキッチンセットは、シンク、調理台、コンロのうち2箇所以上が壁を面して設置されていることが前提となります。

右記の①と②以外は、原則補助対象になりません。

[補助対象となる改修前のレイアウト例]

①独立した居室に設置されたキッチンセット

②ダイニング(リビング)の一角にあり、ダイニング(リビング)を背にして壁に面しているキッチンセット



f) 提出する写真のイメージ

≪写真①④：各設備ごとの接写≫



≪写真②⑤：必須設備全景

(全設備の位置関係が確認できるもの)≫



≪写真③：過半を視認できないことが確認できる写真≫

※ e)参照



≪写真⑥：過半を視認できることが確認できる写真≫

※ c) d)参照



補 足

□ 改修前の写真を撮り忘れた場合

補助対象になりませんので、忘れずに撮影してください。

既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は、工事前写真の提出は不要です。

ただし、平面図にて既存と新たに設置した対面キッチン、どちらも確認できることが必要です。

(新たな対面キッチンがどのキッチンであるかが分かるよう、平面図上で丸囲みし、コメント等で補足してください)

また、複数の既存キッチンがある場合はすべてのキッチンが平面図で確認できることが必要です。

7-3 分離発注によるリフォーム工事の取り扱いについて

本事業における『分離発注』とは、工事請負契約の工事発注者が複数の事業者^{*1}に本事業の「要件化工事」または「補助対象工事」を発注することをいいます。

分離発注の場合、工事の発注を受けた施工業者のうち、「補助対象工事」を実施した任意の社(以下、代表事業者)が、他の施工業者を代表してみらいエコ住宅事業者に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行います。

なお、「要件化工事」のみを実施した事業者は、代表事業者として交付申請(予約を含む)を行うことはできません。

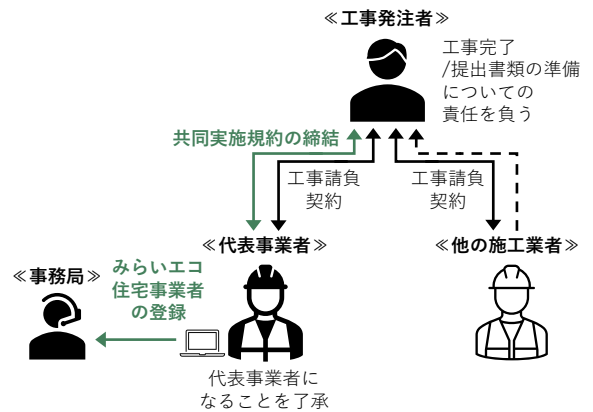
*1 同じ事業者複数の工事を発注する場合は、契約が1つである場合と交付申請等の手続きは変わりません。

a) 分離発注による交付申請(予約を含む)の前提

分離発注による交付申請(予約を含む)は、いずれかの施工業者から、代表事業者として他の施工業者の工事を取りまとめることに協力を得られることが前提となります。(当該協力は義務ではありません)

工事発注者は代表事業者以外の施工業者が行う工事の完了と提出書類の準備(不備の訂正を含む)について、代表事業者に対して責任を負わなくてはなりません。

また分離発注の他の施工業者が、事務局の定める除外要件(P11~12 1-10、1-11参照)に該当した場合、その施工業者が実施した工事は補助対象とならない場合があります^{*2}。



*2 代表事業者は工事発注者を通じて他の施工業者が除外要件に該当していないことを確認の上、交付申請(予約を含む)を行わなくてはなりません。

※次ページへ続く

b) 分離発注の手続きおよび添付書類について

上記責任を明確にするため、交付申請時に工事発注者は本事業の指定様式『分離発注申請書(工事発注者作成)』『分離発注工事証明書(各施工業者が作成)』を性能を証明する書類等とともに代表事業者に提出します。(交付申請の予約時は、『分離発注工事計画書(工事発注者作成)』を代表事業者に提出)

代表事業者はこれらの書類をまとめて、交付申請等の手続きを行います。

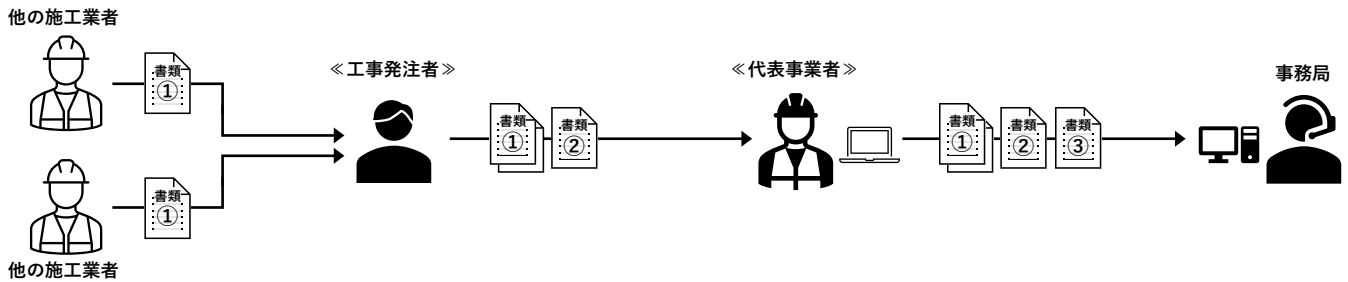
以下は、分離発注の手続きイメージと準備する書類です。

書類①は、工事発注者が代表事業者以外の施工業者から入手する書類です。

書類②は、工事発注者が準備する書類です。

書類③は、代表事業者が準備する書類です。

《分離発注の手続きイメージ》



《交付申請(予約を含む)に準備する書類》

	書類①	書類②	書類③
(任意) 交付申請の 予約時	《他社の工事について》 ⑥：工事前写真 ⑧：工事着手写真 (代表事業者が着手前の場合)	②：工事請負契約書(全事業者分) ③：建物の不動産登記全部事項証明書 ①④：本人確認書類等 ⑤：分離発注工事計画書*3 を書類①とともに代表事業者へ提出	①：共同事業実施規約【リフォーム用】 《自社の工事について》 ②：工事請負契約書 ⑥：工事前写真 ⑧：工事着手写真 (既に着手している場合) を書類①②とともに事務局へ提出
交付申請時*1	《他社の工事について》 ④：対象工事内容に応じた 性能を証明する書類 ⑤：工事後のトリガールームである ことが確認できる写真 (開口部の要件化工事を代表事業者 以外が実施した場合) ⑥：工事前写真 ⑦：対象工事内容に応じた 工事写真 ⑨：分離発注工事証明書*2	②：工事請負契約書(全事業者分) ③：建物の不動産登記全部事項証明書 ①④：本人確認書類等 ⑤：分離発注申請書*2 を書類①とともに代表事業者へ提出	①：共同事業実施規約【リフォーム用】 《自社の工事について》 ②：工事請負契約書 ④：対象工事内容に応じた 性能を証明する書類 ⑤：工事後のトリガールームである ことが確認できる写真 (開口部の要件化工事を代表事業者 が実施した場合) ⑥：工事前写真 ⑦：対象工事内容に応じた工事写真 を書類①②とともに事務局へ提出

*1 交付申請の予約時に提出した書類について、再度提出する必要はありません。

*2 本事業の指定様式です。本事業のホームページよりダウンロードできます。

第7章 その他

c) 添付書類の詳細

B 予約時 予約後 交付申請 交付申請のみ

《分離発注の場合》
工事請負契約書

白黒可

※代表事業者含む3社と契約した場合

入手 施工業者(補助事業者)、工事発注者(共同事業者)

(代表事業者) (A社) (B社)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

《すべての契約において》

- ① 工事請負契約の原契約であること
- ② 工事請負契約の締結日の記載があること
- ③ 工事場所の記載があり、リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
(うち1社は補助事業者であること)
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆ リフォーム工事の内容であること
 - ◆ 工事代金の記載があること

補足

- 工事請負契約における補足についてはP78~79を参照ください。
- 本事業の専用ポータルにおいてはすべての契約書を「工事請負契約書」へアップロードしてください。

M 予約時 予約後 交付申請 交付申請のみ

《分離発注の場合》
リフォーム 分離発注工事計画書

白黒可

入手 工事発注者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 計画書の作成日が記入されていること
- ② 交付申請(予約含む)を行う代表事業者名が記入されていること
- ③ 工事発注者の氏名、現住所が記入されていること
- ④ リフォーム工事を行う住宅の所在地が記入されていること
- ⑤ 代表事業者を除く施工業者が担当する工事について、
 - i) 実施するリフォーム工事の内容にチェックされていること
必要に応じて数量が記入されていること
 - ii) リフォーム工事を担当する施工業者名が記入されていること
 - iii) 各リフォーム工事における工事請負契約日が記入されていること
 - iv) 各リフォーム工事の着工予定日と引渡予定日が記入されていること

補足

- 代表事業者が担当する工事内容は記入不要です。
(直接本事業の専用ポータルに入力してください)
- 工事内容等について、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

0 予約時 予約後 交付申請 交付申請のみ

「分離発注の場合」
リフォーム 分離発注工事証明書

白黒可

入手 各工事を担当した施工業者(代表事業者を除く)

指定様式 「開口部用」

リフォーム 分離発注工事証明書(開口部用) 2026年度 交付申請用

1 工事発注者(施主) 氏名 住文 太郎

2 住所 東京都中央区〇〇〇〇-〇-〇

3 代表事業者(施工業者) 〇〇〇工務店(株)
代表者氏名 住文 太郎
所在地 東京都中央区〇〇〇〇-1-1
電話番号 03-1234-5678

4 見積り金額 ¥200,000 税込 東京都中央区〇〇〇〇-9-9-9
見積り日 2026年〇月〇日 工事着手日 2026年〇月〇日 引渡日 2026年〇月〇日

5 仕舞表

仕舞品名	仕舞品番	数量	単位	備考
断熱材	ABC123	1	枚	
断熱材	DEF456	2	枚	
断熱材	GHI789	3	枚	

※注意事項
1. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
2. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
3. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
4. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
5. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。

指定様式 「断熱材用」

リフォーム 分離発注工事証明書(断熱材用) 2026年度 交付申請用

1 工事発注者(施主) 氏名 住文 太郎

2 住所 東京都中央区〇〇〇〇-〇-〇

3 代表事業者(施工業者) 〇〇〇工務店(株)
代表者氏名 住文 太郎
所在地 東京都中央区〇〇〇〇-1-1
電話番号 03-1234-5678

4 見積り金額 ¥200,000 税込 東京都中央区〇〇〇〇-9-9-9
見積り日 2026年〇月〇日 工事着手日 2026年〇月〇日 引渡日 2026年〇月〇日

5 仕舞表

仕舞品名	仕舞品番	数量	単位	備考
断熱材	ABC123	1	枚	
断熱材	DEF456	2	枚	
断熱材	GHI789	3	枚	

※注意事項
1. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
2. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
3. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
4. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
5. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。

指定様式 「住宅設備用」

リフォーム 分離発注工事証明書(住宅設備用) 2026年度 交付申請用

1 工事発注者(施主) 氏名 住文 太郎

2 住所 東京都中央区〇〇〇〇-〇-〇

3 代表事業者(施工業者) 〇〇〇工務店(株)
代表者氏名 住文 太郎
所在地 東京都中央区〇〇〇〇-1-1
電話番号 03-1234-5678

4 見積り金額 ¥200,000 税込 東京都中央区〇〇〇〇-9-9-9
見積り日 2026年〇月〇日 工事着手日 2026年〇月〇日 引渡日 2026年〇月〇日

5 仕舞表

仕舞品名	仕舞品番	数量	単位	備考
断熱材	ABC123	1	枚	
断熱材	DEF456	2	枚	
断熱材	GHI789	3	枚	

※注意事項
1. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
2. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
3. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
4. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
5. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。

指定様式 「エアコン用」

リフォーム 分離発注工事証明書(エアコン用) 2026年度 交付申請用

1 工事発注者(施主) 氏名 住文 太郎

2 住所 東京都中央区〇〇〇〇-〇-〇

3 代表事業者(施工業者) 〇〇〇工務店(株)
代表者氏名 住文 太郎
所在地 東京都中央区〇〇〇〇-1-1
電話番号 03-1234-5678

4 見積り金額 ¥200,000 税込 東京都中央区〇〇〇〇-9-9-9
見積り日 2026年〇月〇日 工事着手日 2026年〇月〇日 引渡日 2026年〇月〇日

5 仕舞表

仕舞品名	仕舞品番	数量	単位	備考
断熱材	ABC123	1	枚	
断熱材	DEF456	2	枚	
断熱材	GHI789	3	枚	

※注意事項
1. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
2. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
3. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
4. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
5. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。

指定様式 「その他用」

リフォーム 分離発注工事証明書(その他用) 2026年度 交付申請用

1 工事発注者(施主) 氏名 住文 太郎

2 住所 東京都中央区〇〇〇〇-〇-〇

3 代表事業者(施工業者) 〇〇〇工務店(株)
代表者氏名 住文 太郎
所在地 東京都中央区〇〇〇〇-1-1
電話番号 03-1234-5678

4 見積り金額 ¥200,000 税込 東京都中央区〇〇〇〇-9-9-9
見積り日 2026年〇月〇日 工事着手日 2026年〇月〇日 引渡日 2026年〇月〇日

5 仕舞表

仕舞品名	仕舞品番	数量	単位	備考
断熱材	ABC123	1	枚	
断熱材	DEF456	2	枚	
断熱材	GHI789	3	枚	

※注意事項
1. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
2. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
3. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
4. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。
5. 仕舞品名・仕舞品番・数量・単位を必ず正確に記載してください。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。仕舞品番は仕舞品名と仕舞品番とを合致させる必要があります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 工事証明書の作成日が記入されていること
- 2 工事発注者名が記入されていること
- 3 リフォーム工事を行った施工業者の情報が記入されていること
および押印(法人印)されていること
- 4 i) リフォーム工事を行った住宅の所在地が記入されていること
ii) リフォーム工事における工事請負契約日が記入されていること
iii) リフォーム工事の着手日と引渡日が記入されていること
- 5 実施したリフォーム工事の内容にチェックされていること
必要に応じて使用した製品の型番、数量等が記入されていること

補 足

- 代表事業者が担当する工事については工事証明書の提出は不要です。(直接本事業の専用ポータルに入力してください)
- 工事内容等について、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。
- 工事証明書は施工業者ごとに作成してください。
- 記入欄が足りない場合は、追加してください。

7-4 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となるリフォーム工事について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

- ① 契約日(工事請負契約の場合、工事着手日前であること)
- ② 工事発注者と工事請負者双方の同意
- ③ 同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P78~79をご確認ください。

※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

《(A)契約書》

《(B) Aの合意締結証明書》

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2 契約日の記載はないが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を「契約日」とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結証明書(B)』を契約書と併せて提出することで、「契約日」を申告します。

《(A)契約書》

《(B) Aの合意締結証明書》

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

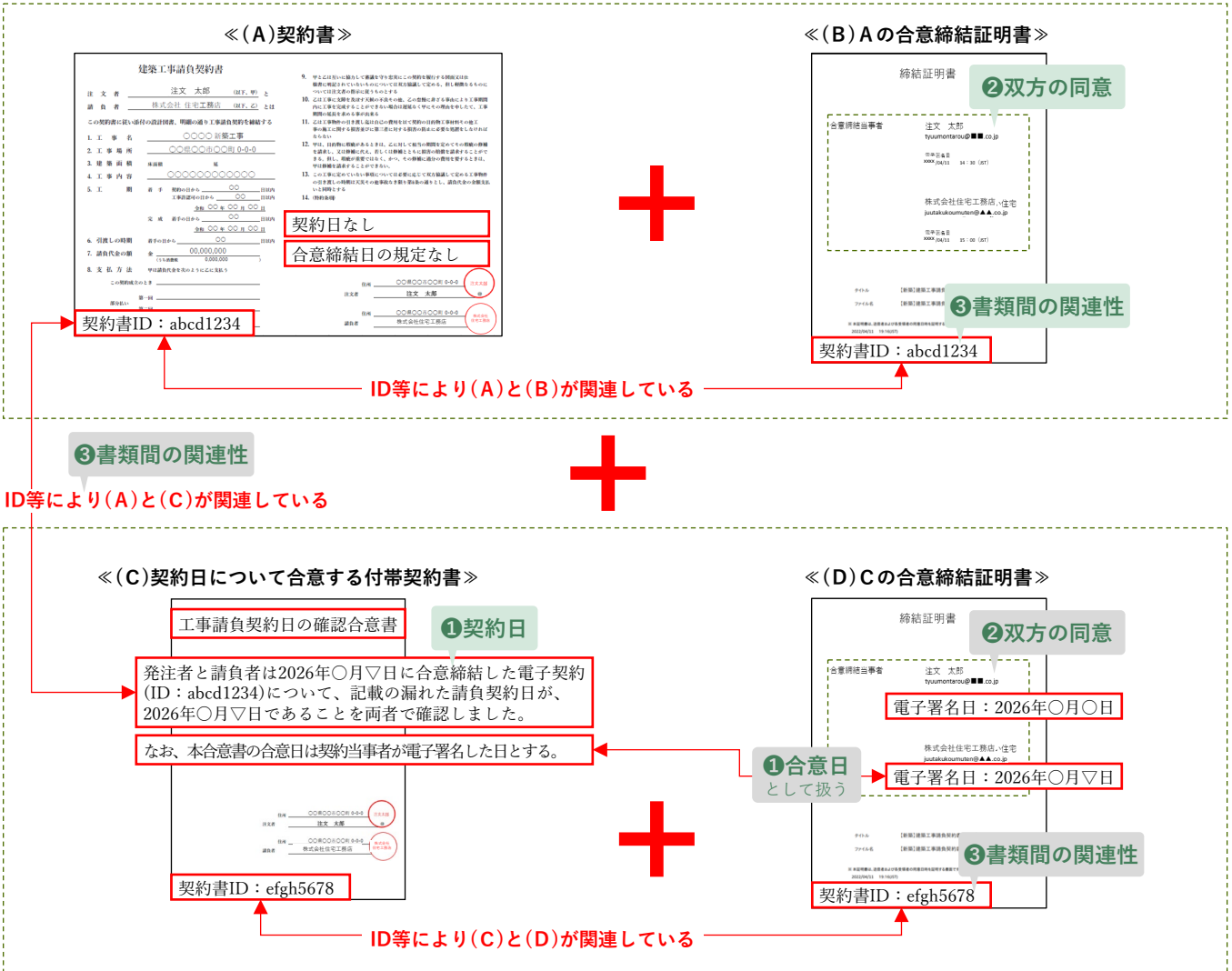
※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。

※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

例3 契約日の記載はないが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に「契約日」および「合意締結日」の規定(α)の記載はないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が「契約日」について同意したことが確認できる場合、『契約書(A)』と『Aの合意締結証明書(B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約書(C)』と『Cの合意締結証明書(D)』を併せて提出し、「契約日」を申告します。



※(A)、(B)、(C)、(D)は必ずセットでご提出ください。

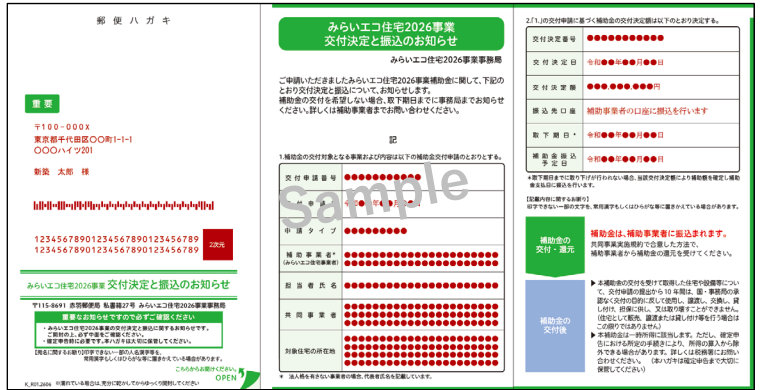
※Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。
(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません)

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約における合意締結であるかを確認できません。
また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であるかを確認できないため、契約日を申告することはできません。

7-5 交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の工事発注者(共同事業者)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定と振込のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《交付決定と振込のお知らせのイメージ》
※工事発注者(共同事業者)宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆交付申請番号
- ◆申請タイプ
- ◆補助事業者(みらいエコ住宅事業者)
- ◆担当者氏名
- ◆共同事業者(工事発注者)
- ◆リフォーム対象住宅の住所(補助対象住宅)
- ◆交付決定日
- ◆交付決定額
- ◆補助金振込予定日
- ◆取下期日

※紛失した場合は再発行はできません。
共同事業者が紛失等した場合は、みらいエコ住宅事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

7-6 補助金の確定・交付時の郵送物

振込みにあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》
※統括アカウント利用者または経理担当者宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆事業者登録番号
- ◆補助事業者名
- ◆担当者所属
- ◆担当者氏名
- ◆振込予定日
- ◆振込先口座情報
- ◆申請担当者(担当者アカウント氏名)
- ◆交付申請番号
- ◆共同事業者名
- ◆補助対象住宅の所在地
- ◆振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。
振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。
※デザインは変更となる場合があります。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第8章 一括作成の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

一括作成は、複数住戸にかかる申請を一括して作成する手続きです。別途、住戸ごとに申請の提出が必要であるため、ご注意ください。

一括作成では、補助対象となる方や補助額の考え方が住戸ごとに交付申請を作成する手続きと異なります。なお、申請に係る要件は共通です。

本章では、一括作成における相違点と注意点についてまとめています。

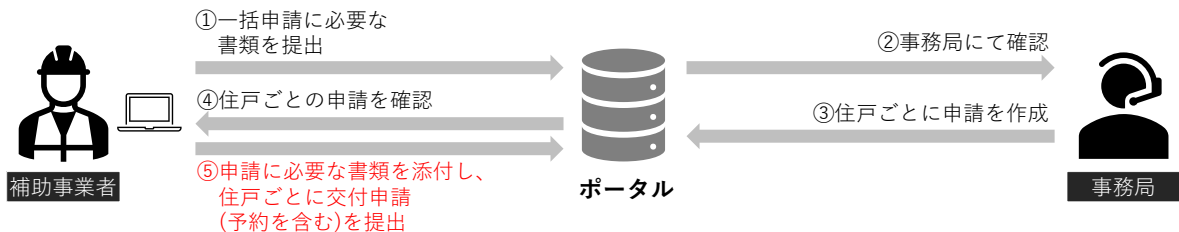
8-1 一棟の共同住宅における工事の一括作成について

みらいエコ住宅事業者がマンション等の管理組合や全住戸の所有者(賃貸住宅オーナー)からの委託を受けて、「一棟の共同住宅」で複数の住戸にリフォーム工事を行う場合は、「リフォーム一括作成依頼書」および必要書類を提出することにより、一棟における複数住戸の申請をまとめて作成することができます。担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて依頼書を提出後、事務局にて提出書類を確認し、不備がなければ対象住戸*1数分の申請を作成します。

*1 「要件化工事」を実施した住戸

※ 事務局での申請作成後、担当者アカウントの利用者が、必要な書類を添付のうえ、住戸ごとに交付申請(予約を含む)の提出を行う必要があります。

《一括作成のイメージ》



※ 一括作成の依頼だけでは、交付申請(予約を含む)を提出したものと扱わないため、必ず交付申請(予約を含む)の提出を行ってください。

※ 詳細については後日公表します。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム
交付申請

第9章 参考資料

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

9-1 大部分がガラスで構成されている窓等の開口部の性能区分ごとの熱貫流率

《性能区分ごとの熱貫流率》

性能区分	P	S	A	B	C	D	E
熱貫流率(W/(m ² ・K))	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下	2.9超 3.5以下	3.5超 4.7以下

※P、S、A(内窓を除く)は本事業の補助対象ではありません*1。先進的窓リノベ2026事業に交付申請してください。

*1 先進的窓リノベ2026事業の予算到達後は、みらいエコ住宅2026事業の補助対象として取り扱います。

《大部分がガラスで構成されている窓等の開口部》

建具の仕様	ガラスの仕様		中空層の仕様		性能区分
			ガスの封入*2	中空層の厚さ	
樹脂製建具 または 木製建具	三層複層ガラス	Low-Eガラス2枚	されている	7mm以上	A
				7mm未満	B
		されていない	9mm以上	A	
			9mm未満	B	
		Low-Eガラス1枚	されている	10mm以上	A
				10mm未満	B
	されていない	13mm以上	A		
		7mm以上13mm未満	B		
	一般ガラス	7mm未満	C		
		12mm以上	B		
		12mm未満	C		
		複層ガラス	Low-Eガラス	されている	8mm以上
	8mm未満			C	
されていない	11mm以上		B		
	11mm未満		C		
一般ガラス	13mm以上	C			
	13mm未満	D			
単板ガラス	—	—	—	—	
樹脂(または木) と金属の複合 材料製建具	三層複層ガラス	Low-Eガラス2枚	されている	12mm以上	A
				12mm未満	B
		されていない	16mm以上	A	
			8mm以上16mm未満	B	
		8mm未満	C		
			Low-Eガラス1枚	されている	9mm以上
		9mm未満		C	
	されていない	12mm以上	B		
		12mm未満	C		
	一般ガラス	7mm以上	C		
		7mm未満	D		
	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	14mm以上	B
			14mm未満	C	
されていない		9mm以上	C		
		9mm未満	D		
一般ガラス	11mm以上	D			
	11mm未満	E			
単板ガラス	—	—	—	—	
その他 ・金属製建具 ・金属製熱遮断 構造建具 等	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10mm以上	C
				10mm未満	D
		されていない	14mm以上	C	
			7mm以上14mm未満	D	
	一般ガラス	7mm未満	E		
		厚み問わず	E		
単板ガラス	—	—	—	—	

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第一節 全般」を参照(<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

*2 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

9-2 大部分がガラスで構成されていないドア等の開口部(2ロック、掘込み錠)の性能区分ごとの熱貫流率

《性能区分ごとの熱貫流率》

性能区分	P	S	A	B	C	D	E
熱貫流率(W/(㎡・K))	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下	2.9超 3.5以下	3.5超 4.7以下

※P、S、A(内窓を除く)は本事業の補助対象ではありません*1。先進的窓リノベ2026事業に交付申請してください。

*1 先進的窓リノベ2026事業の予算到達後は、みらいエコ住宅2026事業の補助対象として取り扱います。

《大部分がガラスで構成されていないドア等の開口部(2ロック、掘込み錠)》

※欄間付のドア、袖付のドア、欄間付の引戸、袖付きの引戸には適用できません

枠の仕様	戸の仕様		ガラスの仕様	中空層の仕様		性能区分	
				ガスの封入*2	中空層の厚さ		
金属製 熱遮断構造	金属製高断熱 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	A
				複層ガラス	されていない	9mm以上 9mm未満	A B
		ポストあり	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	9mm以上 9mm未満	A B
				複層ガラス	されていない	12mm以上 12mm未満	A B
	金属製断熱 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	9mm以上 9mm未満	B C
				複層ガラス	されていない	12mm以上 12mm未満	B C
		ポストあり	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	14mm以上 14mm未満	B C
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	C
	金属製 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	C
		ポストあり	ドア内ガラスなし		—	—	B
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	C
	金属製 ハニカム フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし		—	—	C
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	D
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	D
		ポストあり	ドア内ガラスなし		—	—	C
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	D
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	D
複合材料製	金属製高断熱 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	8mm以上 8mm未満	A B
				複層ガラス	されていない	10mm以上 10mm未満	A B
		ポストあり	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	10mm以上 10mm未満	A B
				複層ガラス	されていない	15mm以上 15mm未満	A B
	複合材料製	ポストなし	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	10mm以上 10mm未満	A B
				複層ガラス	されていない	15mm以上 15mm未満	A B
		ポストあり	ドア内ガラスなし		—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	10mm以上 10mm未満	A B
				複層ガラス	されていない	15mm以上 15mm未満	A B

*2 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

※次ページへ続く

枠の仕様	戸の仕様		ガラスの仕様	中空層の仕様		性能区分	
				ガスの封入*1	中空層の厚さ		
(続き) 複合材料製	金属製断熱 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	11mm以上	B
					されていない	11mm未満	C
		複層ガラス	されていない	15mm以上	B		
		—	—	—	15mm未満	C	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	A
	ドア内ガラスあり		Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C	
				されていない	厚み問わず	C	
	複層ガラス	されていない	厚み問わず	C			
	金属製 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	B
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
					されていない	厚み問わず	C
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	C		
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	B
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
	されていない				厚み問わず	C	
	複層ガラス	されていない	厚み問わず	C			
	金属製 ハニカム フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	C
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	D
					されていない	厚み問わず	D
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	D		
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	C
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	D
	されていない				厚み問わず	D	
複層ガラス	されていない	厚み問わず	D				
金属製 または その他	金属製 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	B
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
					されていない	厚み問わず	C
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	C		
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	B
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
	されていない				厚み問わず	C	
	複層ガラス	されていない	厚み問わず	C			
	金属製 ハニカム フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	C
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	D
					されていない	厚み問わず	D
		複層ガラス	されていない	8mm以上	D		
		—	—	—	8mm未満	E	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	C
	ドア内ガラスあり		Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	D	
				されていない	厚み問わず	D	
	複層ガラス	されていない	厚み問わず	E			
	単板ガラス	—	—	—	—	E	
		—	—	—	—	E	
		—	—	—	—	E	
	金属製 またはその他	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	—
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—
					されていない	厚み問わず	—
			複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
単板ガラス			—	—	—		
—			—	—	—		
—		—	—	—			
ポストあり		ドア内ガラスなし	—	—	—	—	
		ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				されていない	厚み問わず	—	
		複層ガラス	されていない	厚み問わず	—		
		単板ガラス	—	—	—		
	—	—	—	—			
—	—	—	—				

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第一節 全般」を参照(<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

*1 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

9-3 断熱材の区分

断熱材の区分 ^{*1}	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> 吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB, DIBP
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47 吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-43, GWHG10-45, GWHG12-43 ロックウール断熱材(LA, LB, LC) RWLA, RWLB, RWLC 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4 ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号、2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG16-38, GWHG20-35, GWHG24-35, GWHG24-36, GWHG32-35, GWHG20-36 ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM 吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036, LFGW3238 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2, EPS3 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2 吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 フェノールフォーム断熱材(2種1号、3種1号) PF2.1A, PF3.1A フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-33, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ロックウール断熱材 RWHC ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3 フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II 硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1、2) NF1, NF2
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A 硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD フェノールフォーム断熱材(1種1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2C, PF1.2D, PF1.2E, PF1.3B フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

*1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、および、JIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b*2)、KT-N(1種b*2)については、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b*2)、KT-N(3種b*2)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

*2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

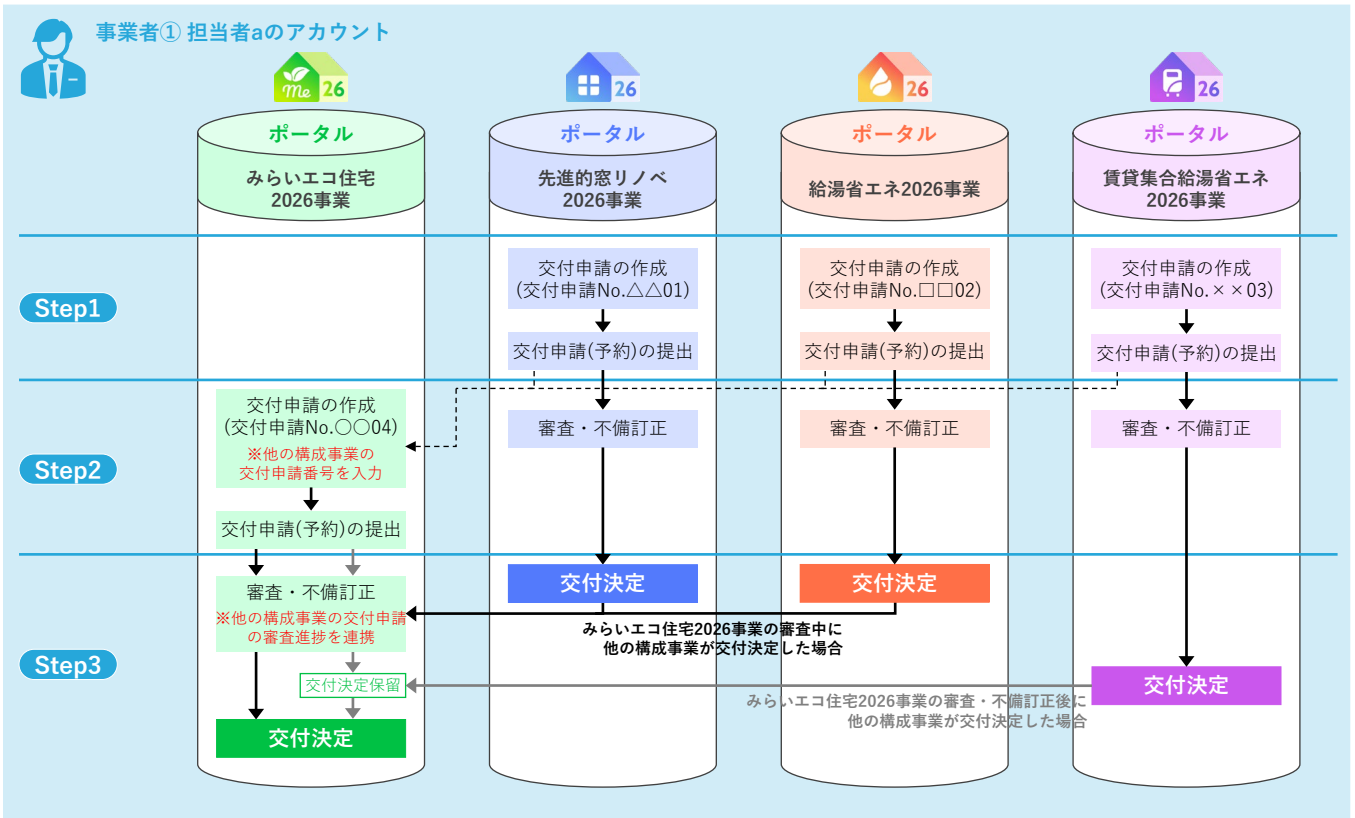
9-4 住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業併用における本事業の申請

他の構成事業を併用して本事業の交付申請を行う場合、1つの交付申請で申請する補助額合計が2万円以上で申請することが可能です。

住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業を併用した場合の本事業の交付申請の流れは以下のとおりです。

(A) 同一担当者による申請の場合

すべての交付申請の進捗を担当者アカウントで管理できるため、本事業の交付申請は他の構成事業の交付申請の提出後に可能となります。ただし、本事業の交付決定は、他の構成事業の交付決定後となります。



Step 1 : 先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業および賃貸集合給湯省エネ2026事業で交付申請を作成し、提出。(いずれかでも、すべてでも可)

Step 2 : 本事業で交付申請を作成。
 その際、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業の交付申請と連携
 ※仮保存時は、他の構成事業のステータスの進捗や、共同事業者の一致不問
 ※交付申請時、他の構成事業のステータスは交付申請以降であり、共同事業者は一致
 ※交付申請の予約は、他の構成事業のステータスが予約提出以降

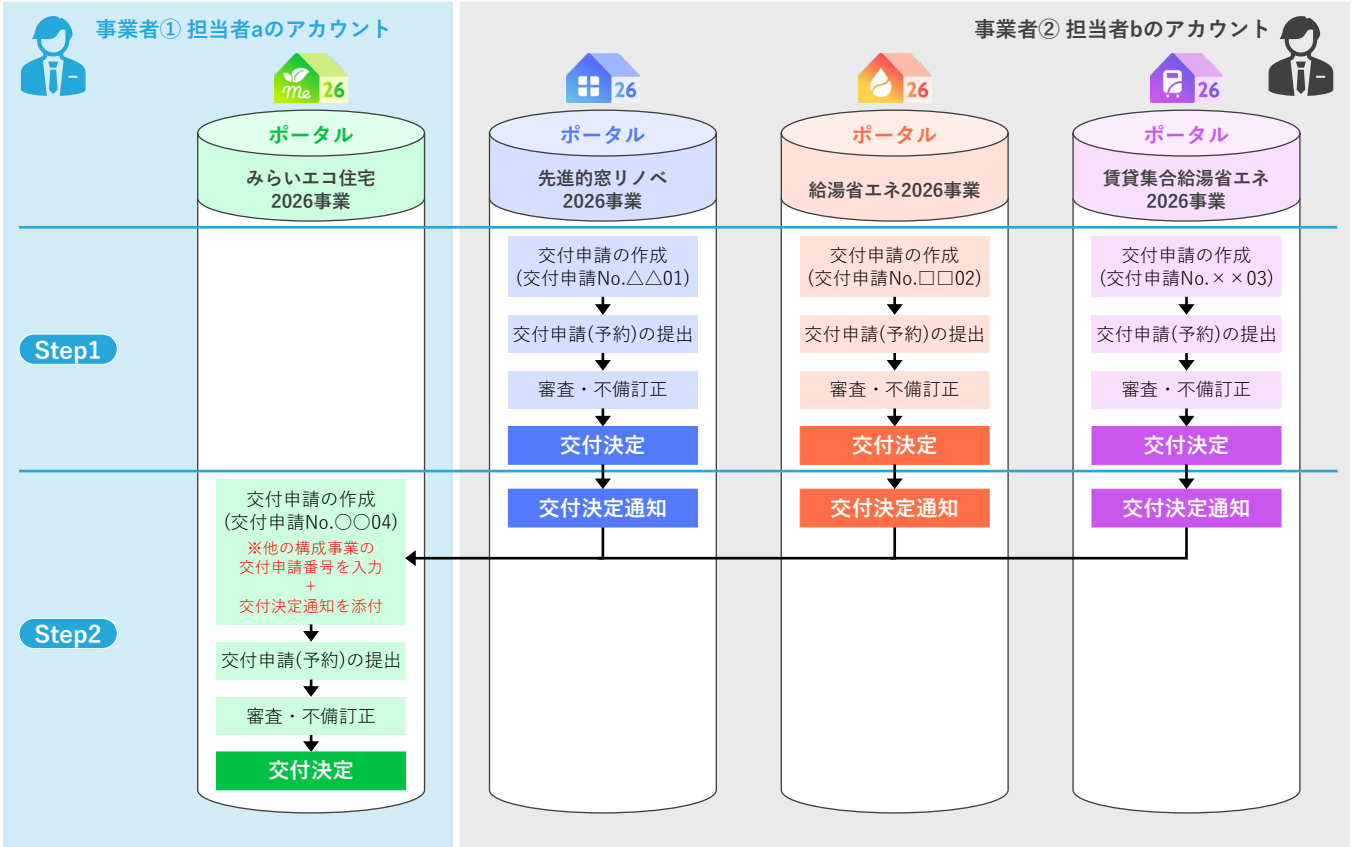
Step 3 : 本事業の交付申請の審査過程において、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業の審査進捗を連携。
 (いずれかの)交付決定に達した以降に、本事業の交付決定を行う。

※他の構成事業の審査が滞った場合、本事業は交付決定に至らない。

※審査過程において、他の工事により要件化工事および最低補助額5万円を満たすことが確認できた場合は他の構成事業の交付決定によらず、本事業にて交付決定を行う

(B)異なる担当者(同一事業者、複数の事業者を問わず)による申請の場合

他の構成事業の交付申請の進捗を本事業の交付申請を行う担当者が把握できないため、本事業の交付申請は他の構成事業の交付決定後に可能とします。また、本事業の交付申請時に他の構成事業の交付決定通知(「交付決定と振込のお知らせ」でも可)の添付が必要です。(交付決定通知書等の詳細については次頁を参照ください)



Step1 : 先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業および賃貸集合給湯省エネ2026事業で交付申請を作成し、提出。(いずれかでも、すべてでも可)

Step2 : 本事業で交付申請を作成。
その際、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業の交付申請番号の入力と交付決定通知(「交付決定と振込のお知らせ」でも可)を添付。
(添付書類の詳細については、次頁を参照ください)
※審査上、対象住宅と共同事業者の一致を確認
※交付申請の予約は、他の構成事業のステータスが予約提出以降

「給湯省エネ2026事業」「賃貸集合給湯省エネ2026事業」で交付決定を受けている場合、**本事業の「要件化工事」の「特定エコ住宅設備の設置」を実施しているものとして扱います。**

なお、申請のフローは前述の(A)(B)と同様です。

補 足

- (B)異なる担当者(同一事業者、複数の事業者を問わず)による申請時の必要書類併用する事業にて発行された、以下の書類の提出が必要です。

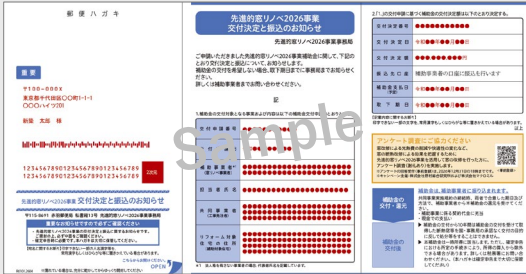
【先進的窓リノベ2026事業を併用する場合】

◀ 交付決定通知書

(先進的窓リノベ2026事業) ▶



◀ 交付決定と振込のお知らせ(先進的窓リノベ2026事業) ▶



または

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 交付申請番号が本事業の交付申請時に申告した番号と一致すること
- ② 共同事業者(工事発注者)が本事業の共同事業者であること
- ③ リフォーム対象住宅の所在地が本事業のリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること

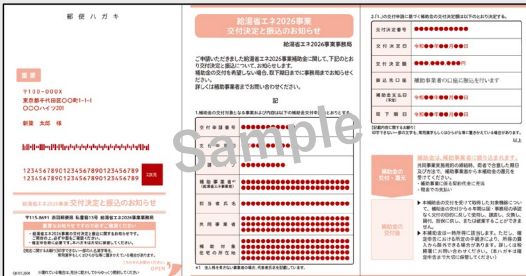
【給湯省エネ2026事業を併用する場合】

◀ 交付決定通知書

(給湯省エネ2026事業) ▶



◀ 交付決定と振込のお知らせ(給湯省エネ2026事業) ▶



または

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 交付申請番号が本事業の交付申請時に申告した番号と一致すること
- ② 共同事業者(工事発注者)が本事業の共同事業者であること
- ③ リフォーム対象住宅の所在地が本事業のリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること

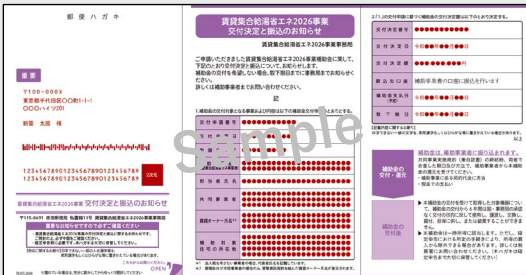
【賃貸集合給湯省エネ2026事業を併用する場合】

◀ 交付決定通知書

(賃貸集合給湯省エネ2026事業) ▶



◀ 交付決定と振込のお知らせ(賃貸集合給湯省エネ2026事業) ▶



または

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 交付申請番号が本事業の交付申請時に申告した番号と一致すること
- ② 共同事業者(工事発注者)が本事業の共同事業者であること
- ③ リフォーム対象住宅の所在地が本事業のリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業

D

リフォーム

交付申請

第10章 更新履歴

